

## 長崎県被爆者手帳友の会

昭和五十二年度

### 支部代表者大会資料

事務所 長崎市坂本町八の二九

大学病院正門前



長崎県被爆者手帳友の会

電話④九二六三・④六二四四

## 再度原点に還って

会長 深堀 勝一

昨年の六月をもって、友の会創立満十年を迎

えたわけです。

発足当時の国の予算が

僅かに二十八億円。

それが昭和五十二年



の予算が実に五百四十億になろうとしておりま  
す。

ふり返って見ますと、バイバイゲームを見る  
ような予算のふえ方でした。

ところが、その当時の高度成長から低成長へ  
と時代が移行しております。

その為に今後の運動を進める場合、新規項目  
を獲得することは、至難の業に近いと思われま  
す。

ですから、これからの運動は、重点項目をし  
ぼって進めて行きたいと思えます。

又現在施行されている法律を、最大限に活用  
することによって、大多数の被爆者を援護する  
ことも出来るわけです。

これからは、この点についても力点をおき、  
日常活動を徹底的に推進して行きたいと思いま  
すので、会員の皆様どうか遠慮なく申出下さい。

# ●昭和五十二年年度経過報告

## 一、国会陳情活動について

昭和五十二年の国会陳情は中央の情勢を勘案しながら次の通り行いました。

回数	期 日	日 程	人 員
第一回	昭和五十二年度 六月 五日	四泊五日	一七名
〃二〃	六月 十二日	四泊五日	二名
〃三〃	七月 十七日	四泊五日	三名
〃四〃	七月 二十四日	四泊五日	一六名
〃五〃	一〇月 十日	四泊五日	一二名
〃六〃	十一月 十四日	五泊六日	七名
〃七〃	十二月 十三日	五泊六日	一九名
〃八〃	十二月 二十三日	五泊六日	三名
			計七九名

## 二、本会の主な行動経過

### 昭和五十二年

五月廿八日	友の会支部代表者大会	宝来軒	二〇〇名出
七月十四日	第一回拡大理事会	日 赤	一〇二名出
八月 五日	長崎の鐘除幕式	平和公園	六〇〇名出
〃十三日	全国戦没者慰霊祭	東京	二名出
〃十四日	平和大行進参加	平和公園	三〇〇名出
〃三十日	第二回拡大理事会	日 赤	九八名出
九月十五日	口ノ津支部長崎の鐘見学		五〇名出

## 本会のあゆみ

### 昭和三十二年年度

予算額 壹億七千万円

・原子爆弾被爆者の医療に関する法律

一、原爆疾病の医療の給付

一、健康診断の実施

一、被爆者健康手帳の交付

### 昭和三十五年年度

予算額 二億円

・特別被爆者制度の創設

・医療制度の創設

・医療手当の創設 月 二、〇〇〇円

### 昭和三十七年度

予算額 一〇億円

・特別被爆者の被爆範囲の拡大

・2K、3K

### 昭和四十年年度

予算額 一八億円

・医療手当の増額 月 三、〇〇〇円

・特別被爆者の範囲拡大

・入市者の一部

・放射能濃厚地区

### 昭和四十一年度

予算額 二三億円

・特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

〃 廿三日 慰靈碑除幕式、友の会慰靈祭 平和公園 一、二〇〇名出  
 〃 三十日 有馬支部役員研修会 長崎の鐘見学 八名出  
 十二月十三日 国会陳情団総決起大会 公会堂前 二、〇〇〇名出  
 〃 十日 第三回拡大理事会 日赤 一〇五名出

**昭和五十三年**

一月 一日 新年祈願祭 平和公園 四〇名出  
 〃 十一日 金子議員国会陳情報告会 長崎ビル 二五名出  
 〃 廿三日 久保知事との話し合い 県庁 二〇名出  
 二月 四日 第四回拡大理事会 宝来軒 一一〇名出  
 三月 七日 記念品選考委員会 本部 五名出  
 〃 廿一日 諫早・北高地区連絡協議会結成会 諫早 二五名出

**三、運動の成果について**

- 1 各種手当の増額（各種手当の増額内容は次頁参照）
- 2 所得制限の緩和

**四、支部組織拡大状況と地域集会について**

1 支部組織拡大について  
 長崎市内の支部結成が不十分なので極力努力しましたが充分の成果を掲げることが出来なかつた、併し大村支部の組織拡大が飛躍的前進を見たことは、評価すべきであります。

**2 地域集会活動**

会員の福祉と会の発展のため各支部との連携を密にし総会・説明会を県下各支部で開催致しましたが、まだ充分で

**昭和四十二年**

予算額 二八億円  
 ・医療手当の増額 月三、四〇〇円

**●被爆者手帳友の会発足**

**昭和四十三年**

予算額 四五億円  
 ・特別措置法の制定  
 ・特別手当 一〇、〇〇〇円  
 ・健康管理手当 三、〇〇〇円  
 ・医療手当 五、〇〇〇円  
 ・介護手当 日額 三〇〇円

**昭和四十四年**

予算額 六〇億円  
 ・葬祭料の創設  
 ・特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

**昭和四十五年**

予算額 七一億円  
 ・各種手当の所得制限の緩和 二九、二〇〇円  
 ・介護手当の増額 最高 一〇、〇〇〇円

**昭和四十六年**

予算額 八六億円  
 ・健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上  
 ・特別被爆地域の範囲の拡大

なく今後の努力が必要です。

昭和五十二年度各支部総会・説明会実施回数 一一八支部

### 五、各地域出張相談業務について

1 被爆者手帳の申請、各種手当、受診者証の切替等を重点とした相談会を実施し会員から好評を受けましたので、今後とも積極的に続けてゆきます。

2 手帳申請及び諸手当の相談件数

六八〇件

3 健康診断受診者証切替件数

四八五件

### 六、長崎の鐘及び慰霊碑の建立

原子爆弾が投下されて、三十二年目を迎えた昨年は、長崎の各所で三十三回忌の法要が営まれました。そこで友の会では、かねて動員学徒犠牲者の会で「長崎の鐘」の建立が計画されていたのを知り、共同事業として参画することを要望したところ心よく引き受けて戴きましたので、会員から一世帯五十円のカンパをつのり、百五十万円（四月末日）程度が届けられております。

とこしへに、原爆殉難者慰霊と世界平和祈願を、爆心地の丘から浦上一帯に鳴らすことが出来ました。会員の皆さま方から、寄せて戴きました御厚情をありがたく感謝致しております。

### 昭和四十七年度

予算額 一一五億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- ・諸手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十八年度

予算額 一三三億円

- ・健康管理手当支給対象者の拡大 50才以上
- ・手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十九年度

予算額 一五五億円

●被爆者手帳の一本化

・各種手当の増額

・健康管理手当 七、五〇〇円

・特別手当 一五、〇〇〇円

・医療手当 七、五〇〇円

(新) ・治癒した者

・葬祭料 七、五〇〇円

・介護手当 一一一、〇〇〇円

・時津、長与の直接被爆地指定 一八、〇〇〇円

・所得制限緩和 八〇、〇〇〇円

### 昭和五十年年度

予算額 二五五億円

(新) ●保健手当の新設

●家族介護手当の新設 六、〇〇〇円

四、〇〇〇円

追伸

総経費 六百八十万円  
 碑文 深堀勝一  
 彫刻 松岡国一  
 デザイン 柴原竜一



なお 碑文には

長崎の鐘よ鳴れ

長崎の鐘よ鳴れ

私達の肉親を奪った

私達の身体をむしばんだ

あの原爆が

いかに恐ろしいものか

あの戦争が

いかに愚かなものであるか

長崎の鐘よびびけ

長崎の鐘よびびけ

地球の果てから

果ての 果てまでも

私達の願いをこめて

私達の祈りをこめて

・各種手当の増額

・特別手当

・治癒した者

・医療手当

・健康管理手当

・介護手当

●年令制限の撤廃

・所得制限の緩和

・葬祭料

予算額

・所得制限の緩和

・各種手当の増額

予算額

・各種手当の増額

・所得制限の緩和

予算額

・各種手当の増額

・所得制限の緩和

予算額

二四、〇〇〇円

一一、〇〇〇円

一四、〇〇〇円

一一、〇〇〇円

二二、〇〇〇円

二二、〇〇〇円

一一七、五〇〇円(六月より)

二二、〇〇〇円

三六九億円

一八三、八〇〇円

四三六億円

二二三、六〇〇円

五三九億三千万円

三五四、三〇〇円

三五四、三〇〇円

# 改正された特別措置法

不況と円高に明けくれた昭和五十二年でしたが、友の会としても数次に亘る国会陳情団を送って、左記の通りの改正を待ちました。しかしながら懸案であった被爆地是正が本年も見送られ、来年に残る課題となり、残留放射能調査費一、三〇〇万円の計上がなされました。その反面被爆地是正運動の熱心な結果、所得制限が大巾に緩和され、徹底に近いところまでとなり、昭和五十三年度運動方針から削除せねばならぬというか波及効果がありました。

所得制限緩和	葬祭料	家族介護手当	介護手当	健康管理手当	保健手当	医療手当		特別手当		手当の種類
						認定患者で現に医療を必要とする者	認定患者で現に医療を必要としない者	認定患者で現に医療を必要とする者	認定患者で現に医療を必要としない者	
年間の所得税額をいう。本人、配偶者、扶養義務者について（合算はしない）	被爆者が不幸にして亡くなったときその遺族に	被爆者で介護が必要な状態にある人を家族が介護したとき（日数は定めなし）	被爆者で介護が必要である状態にある人 他人を雇った日数二十日以上	被爆者手帳を持っている人で疾病のある人	爆心地から二キロメートル以内で直接被爆した人 （診断書は入りません）	認定患者で現に通院二日まで入院七日までの者	認定患者で現に通院三日以上入院八日以上	認定患者で現に医療を必要とする者	認定患者で現に医療を必要としない者	対象者
一三三、六〇〇円	六一、〇〇〇円	五、五〇〇円	二八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	七、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	手当の現行額
三五四、三〇〇円	七四、〇〇〇円	六、二五〇円	二九、〇〇〇円	一六、五〇〇円	八、三〇〇円	一六、五〇〇円	一八、五〇〇円	一六、五〇〇円	三三、〇〇〇円	手当の改正額
昭和五十三年六月	"	"	"	"	"	"	"	"	昭和五十三年八月	実施時期

## 昭和52年度決算書 (自昭.52.4.1~昭.53.3.31至)

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
前年度繰越金	5,981,280		人件費	2,077,500	
会費	16,924,400		請願旅費	1,478,290	
助成金	820,000	県 528,000	普通旅費	2,214,775	
委託金	600,000		交通費	857,475	
寄附金	545,000		食糧費	338,080	
仮受金	0		印刷費	1,494,650	
雑収入	225,203		通信費	703,678	
			会議費	1,397,886	
			消耗品費	91,240	
			水道・光熱費	70,471	
			還元金	3,363,700	
			借上料	504,200	
			仮払金	108,000	
			備品費	322,000	
			慶弔・交際費	1,167,290	
			雑費	658,436	
			長崎の鐘	2,005,995	
			十周年記念費	1,456,900	
			十周年記念予託金	2,000,000	
			次年度繰越金	2,785,317	
合計	25,095,883		合計	25,095,883	

監査の結果上記の通り相違ありません  
昭和53年 6月 5日

監事 山口一之  
福山忠

# 昭和五十三年運動方針(案)

昭和五十三年度は過去の成果と反省の上になつて会員の総力を結集し陳情項目の諸要求貫徹のため運動を進めます。

## ◎国に対する要望事項

- 一、原爆爆死者に弔慰金二〇万円を支給せよ。
  - 二、爆心地より半径十二軒までの被爆者に対し健康診断受診者証を交付せよ。
  - 三、近距離被爆者に対し、次の通り保健手当を支給せよ。
    1. 爆心地より 一軒までの者には 六万円
    2.       〃       一・五軒       〃       四万五千円
    3.       〃       二軒       〃       三万円
- 厚生省や役場関係者は必ず中心地に近い人を手厚くしたいと述べられるが、実際はなかなか実現しない。今後この点を強く要望する。
- 四、爆心地から三軒以内十五才未満、若年時被爆者の二、三世に対し希望者のみ健康診断受診者証を交付せよ。
  - 五、国立による原爆病院を早急に建設せよ。  
現在の原爆病院は手狭で効率の良い運営を期しがたいため、近代的な広々とした病院を望む。
  - 六、各種手当の所得制限を撤廃せよ。
  - 七、健康管理手当及び保健手当受給者には、身体障害者なみの所得税控除をすること。  
革新自治体に於ては、かなりのところが半額・或いは無料となっているので、この方針を推進して行きたい。

## ◎県に対する要望事項

一、県営バスは被爆者を身体障害者なみの半額割引運賃とする  
こと。

二、全国戦没者追悼慰霊祭には、原爆死没者遺族も軍人遺族と  
平等に参列させること。

昭和五十二年度は軍人遺族が二七名に対して、原爆遺族は、前年に四名増員し六名となったが、まだ余りにも不平等である。

軍人関係殉職者は 五万八千名

原爆殉難者は 七万五千名である。

如何に不合理であるかが証明される。

三、長崎市外に原爆養護老人ホームを建設すること。

## ◎その他

一、原爆殉難者追悼慰霊祭を八月五日(予定)

長崎市岡町平和公園・長崎の鐘・慰霊碑前に於て執行する。

二、長崎市及び周辺地域に於て、被爆者手帳、各種手当及び健康診断受診者証の切替え等の申請について相談日を設け、個別相談を精力的に実施する。

## ◎支部事業の助成

今年からは、支部の事業助成に本部から積極的に乗出すことに  
する。

先づ第一歩として、西彼杵郡連絡協議会の、特別養護老人ホーム50床の設立である。

次に、南高来郡口ノ津支部は、かねてから集会所の建設等熱心に運動されておるが、このたび原爆殉難者慰霊塔の建立を計

画されておる。

養護ホームに 一〇〇万円  
慰霊塔に 四〇万円  
を助成することにする。

### ◎昭和五十三年年度陳情計画

昭和五十三年年度の諸要求は被爆者のしんにせまった願望であるだけに、強力なる運動を推進するため次の通り国会陳情を計画する。

回数	期間	日程	人員
第一回	五月下旬	四泊五日	四名
〃二〃	七月上旬	四泊五日	五名
〃三〃	九月下旬	四泊五日	五名
〃四〃	十一月中旬	四泊五日	五名
〃五〃	十二月中旬	四泊五日	一名
計			三〇名

以上計画は中央情勢に依り変更することがある。

### ◎会則一部改正について

一、会費を値上して財政の適正化を計る。

最近の諸物価の高騰の中での運動の成果をあげるためにはどうしても健全なる財政の裏付けが必要である。

従って昭和五十三年度は会費を一世帯当年間

一、二〇〇円とし(内三〇〇円を支部還元)と改正する。

尚各支部に於ては当該市町村からの助成金の引上げ要求を行うよう指導する。

二、会則第四条第一項の一部改正について

第四条 本会に左の役員をおきます。

現行 第一項 会長一名、副会長四名、監査二名、事務局

長、事務局次長、会計各一名、理事若干名、理事長一名  
○改正 右のうち、副会長四名とあるを、副会長若干名と改正する。

実施期間 昭和五十三年 月 日とする。

## 林 光之助



一見幕内力士ではなからうか。

と思われるアンコ型である。

堂々とした大きな身体に似ず小さいところに気がつく男である。

友の会の催しがあると、必ず大きな身体をゆすりながら、司

会をつとめ議長をする。

ひよっとしたらこの人の方が、宮田輝より司会業をしたらうまいかも知れない。

一昨年から発足した、友の会長崎市支部連絡協議会の事務局長をうまくこなしているのも、市議会議員二期を務めた実績から来たものであろうか、なによりも組織のかなめである事務局長の今後の御健斗を祈る次第。

昭和53年度予算書(案) (昭53.4.1~昭54.3.31まで)

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
前年度繰越金	4,785,317	十周年記念予託費を含む	人件費	2,700,000	
会費	20,400,000	@1,200×17,000世帯	請願旅費	2,400,000	80,000円×30人
助成金	820,000		普通旅費	2,800,000	
委託金	600,000		事業助成金	1,400,000	
寄附金	600,000		還元金	5,100,000	
雑収入	300,000		交通費	900,000	
			食糧費	400,000	
			印刷費	1,900,000	
			通信費	900,000	
			会議費	1,500,000	
			消耗品費	120,000	
			水道・光熱費	80,000	
			借料	432,000	
			備品費	350,000	
			慶弔・交際費	1,400,000	
			雑費	800,000	
			十周年記念予託金	2,000,000	慰霊祭を含む
			予備費	2,323,317	
合計	27,505,317		合計	27,505,317	



本部事務局長

門川好雄

三月十五日から、ハワイに観光旅行するので一週間ばかり、休ませて下さい”

私は行きたくなかとバツテン 家内の奴が……

そうだろうねと、うなづいた。

想えば、先の大戦に、満州から支那大陸、それからフィリッピンと歴戦の兵である。大きな身体故、大砲をかついで、誠に御苦労さまでした。おかげで左耳朶に貫通銃創がある。やっと現役解除で、日本通運に帰って、真面目に働いていたところに原子爆弾に被爆、左眼失明という不自由な暮し、それを何とか耐えて、日本通運を退職するまで、どんな逆境にあっても、笑顔を決やさないことが、この人の身上であろうか。

これからの友の会は、だんだんと親睦団体に称替りする過渡的の一時機である。

この人の柔軟な姿勢が脚光を浴びることでしょう。

# 被爆者援護のお知らせ

によって、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

所得税額による制限 S.53.6.1日実施	申請に必要な書類	
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人	(共通のもの) ① 世帯全員の住民票の写し (住民票とう本) 住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。	① 特別手当認定申請書
前年の所得税額が 354,301 から 380,400円までの人		② 診断書 (特別手当用) ● 指定医療機関で診断してもらうこと。
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人	② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類。 (1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと。)	① 健康管理手当認定申請書
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人		② 診断書 (健康管理手当用) ● かかりつけの病院、医院などで診断してもらうこと。
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人	(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票	① 医療手当支給申請書
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人	(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書	② 認定医療証明書 ● 指定医療機関で証明してもらうこと。
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人	(3) その他市県税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの。	① 保健手当認定申請書
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人	(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。	① 介護手当支給申請書
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人	③ 被爆者健康手帳	② 診断書 (介護手当用)
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 354,300円までの人	④ 印かん	③ 介護料の支払いを証する書類 (領収書)
所得制限はありません。	葬祭料の申請には、必要書類のほか ① 申請者の印かん ② 死亡した被爆者の被爆者手帳 ③ 各種手当の受給証書を同時に返却して下さい。	① 介護手当支給申請書 ② 診断書 ③ 介護申立書
		① 葬祭料支給申請書 ② 死亡診断書又は死体検案書 ③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し

(昭和53年 8 月 1 日改正)

# 原爆特別措置法による

「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」

種 別	支 給 対 象 と な る 人	支 給 金 額 S .53.8 以降実施
特 別 手 当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けた者(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷、又は疾病の状態にある人に支給されます。	月額 33,000円
		月額 16,500円
	上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態ない人に支給されます。	月額 16,500円
保 健 管 理 手 当	原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。 (手当の支給される病気) 1 造血機能障害 貧血症・白血病など 2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く 3 細胞増殖 〃 悪性新生物(がん等) 4 内分泌線 〃 糖尿病など 5 脳血管 〃 脳出血など 6 循環器 〃 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患 7 腎 臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど 8 視 〃 白内障(先天性を除く) 9 呼 吸 器 〃 肺気腫など 10 運 動 器 〃 変形性関節症など ◎ 11 消 化 器 〃 潰瘍の伴うもの	月額 16,500円
医 療 手 当	特別手当にいう認定患者で厚生大臣から認定された負傷、又は疾病で、指定医療機関で治療を受けている場合に、入通院の日数によって支給されます。	入院8日以上通院3日以上 月額 18,500円 入院7日まで通院2日まで 月額 16,500円 入院通院それぞれ1日以上 月額 18,500円
保 健 手 当	原爆被爆者で爆心地から2km以内で直接被爆した人及び、その当時その人の胎児であった人で、特別手当又は健康管理手当の支給を受けていない人に支給されます。	月額 8,300円
介 護 手 当	原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。	介護日数20日以上 月額 29,000円 介護日数10日以上20日未満 月額 21,750円 介護日数10日未満 月額 14,500円
		家族介護等で介護料を支払わないとき 月額 6,250円
葬 祭 料	原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。	昭和53年8月1日以降に死亡した人被爆者 月額 74,000円
		昭和51年10月1日から昭和52年7月31日までに死亡した被爆者 月額 62,000円

## 平和教育研究会に出席して

被爆教師の会が、長崎県の子供達に、平和教育をしようという狙いのもとに、原爆読本を作成したところ、これが左に偏向していると言う、市教委の意向で、それでは、平和教育の指針を作ろうとの見地から発足したものであるが、その委員会に参考人として呼ばれたので、左記の通り意見を述べた。

私達は先の大戦に於て、無理やりに動員され、重大な被害を受けた。原爆が投下されるまで、勝った、勝ったの大本営放送に騙されて政府の施策には一切批判を許されなかつた。もしも言論の自由が保障されていたならば、あのような段階になる前に、終戦を迎えたのではないかと思われる。だから、その意味に於て、時の政府、権力者に対して、づけつけ物の言えるような教育をする必要がある。

私は、市教委が原爆読本が左に傾向していると云われるが、市教委で作られる平和教育は、逆に右に偏向しはしないかと心配している。

原爆戦争を正しく伝えることが、平和教育であり、徒らに脚色すべきではない。

また、平和運動は赤旗を振り廻し、座り込みをすることのみが平和運動ではない。

教会でお祈りすることも、又病めるもの、傷ける者に対する温かい思いやりも、立派な平和運動である。弱者を労わることこそが、平和運動である。

とも角、平和運動・平和教育は、地味な日常活動が大切であ

って、見てくれのつけやきばでは、メッキが剥げてしまうのではなからうか。

その点、平和憲法を基本的な理念とする在り方は、正しいことだと思ふ。

### ◎ 医師に上手にかゝるには

被爆者に対する諸手当はほとんどお医者者の診断書が必要で、ところが手当は欲しいけど仲々書いてもらえないとよくいわれます。

これを上手にもらうには、その時だけの診断ではお医者もすぐには判断ができません。と思います。

従つて被爆者は常に健康管理をしておかねばならない状態です。から、ふだんからお医者にかゝつてよく診断してもらつておることがよいと思います。

少くとも一年に四・五回はどうもなと思つても、お医者に相談しておく事が身体のためでもあり、それがひいては諸手当をもらうのに好都合になる訳です。

お医者に自分の健康状態をよく知ってもらつておくことだと考えます。

健康管理を十分にし諸手当ももらいそこねないようにするための秘訣はこんな所にあるようです。

# 十戸会

## 設立の趣旨

被爆者手帳友の会において、一番困難視されている、最大の課題は、長崎市中心部の組織化が遅れていることであり、その為に各種の障害が起り、被爆者運動の癌となっております。そこで、友の会としては、これを打開のため、いろんな方法を講じております。

その第一弾として、心ある会員に呼びかけて、同志を十人作りこれを軸として、会に対する要望・相談・又は広報を実施して行きたいと思っております。

と、申しますのは、支部を作つて呉れと言われても、余りにもスケールが多い為に、協力出来なかつた面もあり、又、あの人がされるのならば、友の会に入会してもよいと云うようなケースもあります。

このような点を改善して、更に前進を続けたいと思ひ、ここに十戸会を設立するものです。

## 記

一、長崎市の支部長、理事が中心となつて呼びかけ、軸になり三月までの間に二百組を目標とします。

二、友の会新聞、速報を各戸に配布し、又相談事を受付けます。

## あゝもつたない

長崎の街は、造船不況をよそに、交通は渋滞していて、一体

どこに不況があるかと疑いたくなるくらいだ。不況、不況だと云いながら、これだけの活気のあるところを見ると、不況風も一部限られているのではないだろうか。この長崎が造船の街と云われながら、それ程までに、景気が落ちこまないのは、観光都市と云う一面をもっているからである。公害のないこれ位の結構な産業は又とないと思われる。

ちなみに平和公園を訪れる観光客をのぞいて見たら驚きの他はない。一日平均一万人いるのではないかと思う。観光資源のうち、原爆にスポットを当てて見よう。

あの廃墟と化した、浦上天主堂を、あのままにして残していたら、どれだけの価値があるだろうか。

私は、ミラノの遺跡にも匹敵する価値があると思う。それをあの惨害の一部を爆心地公園の片隅に保存してあるが、なんとチャチなことか!!

私もNHKの私達の言葉で、浦上天主堂の再建に思うと云うタイトルで世の識者に訴えたことがあるのを思い出す。

これが、当時名市長とうたわれた人がどのように受け取ったであろうか。今にして見ると、随分おしい話である。

迷市長だったのかも知れない。

## もの申します

先日ハイヤーに乗ったところ、運転手さん「長崎は不景気、不景気、と云うが、これだけ車が走っており、渋滞もひどく、これで本当に不景気なんでしょうか。」と、観光客から尋ねられたと云う。

なるほど、長崎の街ぐらい車の渋滞するところ、小生が訪ねた街にはありはしなかった。

どうでしょう、国道二十四号線等主な幹線道路を二階建にしたら、二階を乗用車、軽を走らせ、一階をバス・トラックと区分したら、さぞかし、スムーズに行くことであろう。それで不景気に悩む産業界も仕事が増え、一石二鳥かと思う。

いろんな打開策はあると思う。県市の理事者も、いろんなところに気がねせず、要は実行である。でなければ、今に観光客にそっぽをむかれますよ。

又、次のような計画も出来るのである

交通の渋滞に依る損失を、一日八時間労働の人の賃金八千円として、一日一時間の渋滞で、一日一、〇〇〇円を損失で一ヶ月三〇、〇〇〇円。一年三六万円、五年で一六八万円、これが複利計算すると数百万円の損失になるのですから、貴方、長崎市民はこれだけ損をしていますよと言うと、びっくりすることだろうが、その他ガソリン代等をあげたらもの凄い損失となっているのだから、市民の知恵を総動員して解決に当らねばならぬことである。

## 放影研地元連絡協議会に出席して

五十二年十二月のある日でした。

放影研の地元連絡協議会に初めて出席して次のような発言をした。

被爆者が年々減少して行く、従って放影研のサンプルとなっ

ている者の減少して行く、統計の精度が落ちて来ているのではなからうか。その為には、ここに被爆者三団体が出席しているが、ここに居る団体より更に大きい県評、単産被爆連がある。この団体にも協力をお願いしてはどうか。”

原爆の影響は、成年者よりも若年者の影響がひどく、幼児・嬰兒程更に著しい傾向がある。

その為にも十才以下の若年時被爆者にスポットを当て、研究調査を進めるようにしたらどうか。

現在認定患者は、近距離被爆者を前提としているが、この研究の結果次第では、認定患者への道が開けるのではなからうか。廣島、長崎の較差是正をもっとやるべきだ。長崎は廣島の従属機関となり果て、いる。例えば理事九名のうち長崎には一名のみ、何をするにも廣島に伺いをたてている現状である。長崎・廣島の原爆は異質であるので、又別の角度から調査研究をする必要があるのではなからうか。

## 被爆地是正運動の反省

一、これまでの運動が野党中心とした運動であつて、与党に協力を願っていた形であつた。この点を与党を中心として、他の野党に協力を願うといったパターンに改める。

二、県市協調のうえ、今後の運動を進める。その為には、県議会、市議会に請願を行ない、なお、県市に対しても協力をお願いして運動を進めて行く。

三、これまでの運動に於て、エネルギーの無駄づかいをしてい

た!! 人員を動かす、金を使っていた傾向がある。この点必要  
なところには、どれだけでも使うが、そうでないところには  
使わない。

即ち効率の高い運動をする。

参考までに、次の点を発見したのでお知らせする。

爆心地から二km以内の被爆者に支給する保健手当が

長崎が三、七〇〇名、広島が二四、〇〇〇名受給している  
ことである。

これは、長崎の原爆が、強力であった為、二km以内の生き残  
りが少ないと言うことを立証する有力な資料である。

この点を強調して広島、長崎が同一歩調を取っている点を改  
めさせる。

## 深堀 義昭



“忙しいようですね。儲かりま  
すか。”

成程一番人の目につくところ  
で毎日仕事をしているから、この  
ように思われるのも仕方がない。

二十四才の若さで、深堀道路  
サービスK・Kを設立したのだ

から、驚きのほかはない。

この不況の波を敢然と乗りきって行くバイタリー、そこがこ  
の人の真骨頂である。

浦上カソリック教会の信徒で、教会の仕事も何のためらいも  
なく、気さくに引き受けているので、神父様の信用が厚い。  
これからの友の会の若手のホープであり、未完の利器である  
成長を期して待つところである。

## 西彼杵郡支部連絡協議会

会長 内海 武

本会の組織のなかで、一番強力な組織と云われたら誰もが、  
西彼杵郡支部連絡協議会と答えるでしょう。

会員世帯数五千四百を有し、(会員七千名) 会費徴収率  
99%と驚異的な数字である。



その代表者である連絡協議会々  
長である。

何とも、おっとりした恰好で  
ダンパーみたいな感じの人で  
ある。県会議員二期目とは云え  
髪の方もすっかり白くなりました。  
これから、西彼杵郡原爆養

老院の建設を計画しており、いよくエンジンをフル回転させ  
ねばならないときである。

それに時津、長与町にいる健康診断受診者証所持者、三、  
〇〇〇名を、どのようにして被爆者手帳に切替えていくか、又  
多良見町、伊王島、香焼、琴海町、西海郷、時津子々川を準被  
爆地に指定する運動等問題は多数残されている。

健康に留意してしっかり頑張って貰いたいものである。

## 何故国会陳情に重点をおくのか

友の会としては、年に約六十名の人が上京しておりますが、何故この様に大量の人員を送り込まなければ、運動が成功しないかと申しますと、例えば昭和五十二年度の原爆被爆者対策費が四百三十六億となっておりませんが、その中の二百億が吾が長崎県に交付されております。

ところが、長崎県・長崎市がそれぞれの県費・市費で原爆被爆者対策費には、一億（県・市とも）足らずの金しか支給されておられません。

皆さまが貰っている特別手当・健康管理手当・保健手当等々は総て国から支給されているのです。如何にも長崎県・長崎市から交付されているような形式をしておりますが、これは国が県・市に対して事務を委任しているからで、これを委任事務と呼ばれております。

世間では、この様な運動をしなくても、県や市がして呉れるから必要でないと運動をする事に消極的、又は否定的な人もありますが、とんでもないことです。もともと何時かの県議会に於て久保知事が「民間団体が強力にならんと県勢を浮揚させることが出来ない」と述べられていた事を記憶しておりますが、当然のことです。

とにかく引込み勝ちの長崎人の気質を積極的にしなければ、この不況を乗り切ることが出来ないのです。それは又、原爆の被害は戦争による被害であるので、当然国が責任を持って、総ての事で地方自治体に負担をかけるべきでないと思っております。

す。  
この意味に於て、友の会、進め・進め・兵隊進めで、年数回上京して、私達が安心して生活の出来るよう運動をしているわけです。



長崎市支部連絡協議会

会長 吉田 満

長崎市内に、四十数ヶ所の支部があり、会員数二万五千名を数えております。

連絡協は地域的の問題を取り組む為に、又会員相互の親睦をはかることを目的としております。

吉田会長は「大男総身に知恵廻り兼ね」と世間で云われているが、大きな身体に似合わず小さい所に気がつき、人の世話をよくする男である。なやみ事・相談事を四一〇四四五番に電話してごらんさい。翌日はすぐ駆けつけてくるから「汗をふきふき」友の会ではよろず相談所の免許皆伝の看板を贈ったらと云う声もあるくらいですから、被爆者の皆様精一杯御利用下さいませ。

## 歴史からの教訓

私が原爆によって重傷を負い、今日、明日かの死線を彷徨い続けていた昭和二十年八月十一日の大村海軍病院の朝の事であった。

ソビエトの対日参戦が日赤看護婦から聞かされた。

ソビエトとは不可侵条約があつて、戦争はしないことになつていたのでびびくりしたのである。

戦いが不利になれば、この様な結果が起るものだなあ。しかし、この様な時こそ、敵国でないのだから、米英との間に立つて和平交渉をして貰い度かつたと云うことが、国民の偽らざる感情であつただろうと思う。それに較べて、中国は、日本からあれだけの戦争被害を受けたにも拘らず、「暴に報いる暴をもつてするな」とか、日本から賠償も取らず、ただひたすらに日中友好のために、アジアの安定の為に、平和を呼びかけている中国、正に「大人」と云う器量の大きい風格である。

今日、戦後の国際関係を眺めて見ると、ギクシヤクした、ソ連との外交関係に對比して中国との関係をみると、前記の歴史の事実が日本の民衆の心に深く喰い入っているのではなからうかと思う。

もつとも日ソ不可侵条約は、昭和二十年四月に期限切れとなり日本側から期限の延長を交渉中であつたという事情である。これは単に国家間の問題だけではない。病めるもの傷ける者に芳りの気持が、対人関係においても最も必要なことである。

友の会としましては、弱い者に対する温かい気持から、会を発足させたのである。初心に返つて、この気持を貫き通したい。

## マスコミよりクチコミ

世間によく大風呂敷とか、白髪三千丈とか呼ばれる人をよく見かけるが、これが冗談の類である間は可愛いところがある。冗談であるかほら吹きであるかわからない人が居るから困つたものである。大ボラ吹きに騙されて大火傷した例は選挙に非常に多い様である。

「自分は何千票持っているから、俺の一言で左右出来る。」と云う振れ込みで、乗り込んで来るのである。有能な選挙参謀は之れには騙されないのであるが!!

この様な事は、商談・縁談、いろんな面で横行している。私は、友の会では大きな事を言う事を厳しく戒めておる。それよりも被爆者の方々から持ち込まれたどんな小さな事でも、一生懸命努力するように指導している。そうすれば、必ずや解決されるのであるから、不思議な事である。その時は解決されなくても、ずっと後になってからいい芽が出ているのである。常にどんな人に対しても、謙虚であり、誠実であるということが、人間の最高の武器ではないでしょうか。

私は友の会の会員が皆んな、この境地に達した時こそ強力な団体となつていと思う。

その時、微力ですが!!と云つても決して世間は友の会をみくびることはないと思う。

大きなことを云うのは止そう。それよりも皆んなの世話を徹底的にしよう。

## 一言呈上

広島・長崎の隔差はこのようにして生れた。!!

昭和二十年八月六日、原爆投下時に、国民義友隊が生れて出勤していたとのことで、約七千名の人々が援護法が適用されている。これは広島の話である。

そもそも国民義勇隊というのは、どのようなものか、と申しますと、いろんな職域において、一旦緩急あるときは、国の命令により戦争に協力して出勤するという。軍隊の補助機関としての性格をもつものであり、当時長崎県に於ては、元衆議院議員馬場元治氏が隊長となり、事務局長に日本赤十字社の松田寅十郎氏が就任しており、七月頃に結成されていたようである。

そして建物、疎開作業等、又戦争中の緊急な物資輸送、空爆による負傷者の救護、死体の埋葬等広範な分野で活動をしていた。ところが不思議な事には、前述の広島に適用され、長崎に適用されないという、全く不可解のことである。何がこのような結果をもたらしたかと、いろんなところを私が調査して見たところ、問題は法律の運用である。法律は同じく施行されているながら、広島市の場合は弾力的に運用され、長崎市の場合が硬く運用されたので、このような結果を招来したのである。

凡そ法律というものは、運用されるものにより、生かされたり殺されたりするものであり、国が戦争犠牲者に援護の手を指しなべたものが援護法であるならば、立法の精神に沿って運用さ

れるべきである。

角をためて牛を殺すような結果になることは止めて貰いたいものである。もし長崎市にいた老万人近い人が援護法に適用されていたとすれば、ざっと見積って三百五十億程度の遺族給与金、弔慰金、傷害年金が支給されていたものと計算されるのである。

このようなことを考えると、同じ法律、制度でありながら、広島・長崎の隔差は、行政が作り出したものであると思う。

私達友の会では、このような、県民・市民が不利益にならないように、十分に監視の目を光らせる必要があると思う。

なお、当時の長崎市は三菱四場所、川南造船等があり、軍事都市としての性格は広島よりも、はるかに高かったと思われる。この点最近になって厚生省もおかしいと云っているそうである。

## 事務局便り

最近被爆者の中で工場などに動員されたり徴用されたりしていた被爆負傷した方を認定患者にする申請を世話する件数が増えています。

又このような方々は傷害年金の申請のできる方もあります。まだ知らない方がたくさんあるのではないかと考えます。

皆様の知人の方にそのような状況の人がおられたら本部の方へ相談されるようおすすり下さい。

# 知っておきたいこと

緊急又はやむをえない理由で被爆者が、指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関でないところで診療をした場合は、自己負担額を領収書及び診療明細書をそえて都道府県知事を経て、厚生大臣に払い戻しを請求することができます。

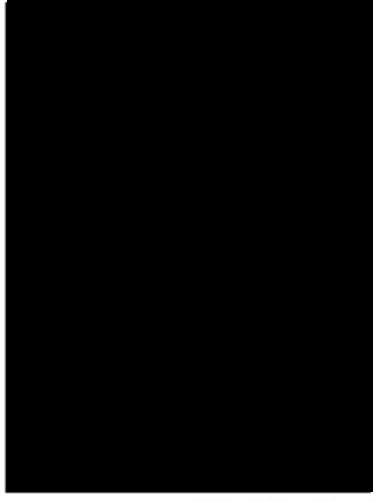
これは旅行中であるとか、盲腸のために緊急に治療する必要がある場合であります。

なお他府県へ(長崎・広島)在住の人は一般開業医が、原爆手帳で診察してくれないので役に立たないと考えている向きが多いようですが一般開業医で治療を受けたときは、その都度前記の通り領収書と診療明細書を添えて都道府県知事を経て厚生大臣に自己負担分の医療費の払い戻しを請求することになっています。

## 長崎県被爆者手帳友の会役員名

### ◎本部役員の一部

- 会 長 深堀勝一
- 副会長 高尾徳一
- 会 計 藤野義一
- 事務局長 門川好雄
- 次長 伊藤三十郎
- 組織部長 竹馬五大洲
- 理事長 古川秀夫



- 常務理事 松岡国一
- 監 査 山口一之
- 福山 忠
- 書記 辻村保子
- 中島春乃



## 施設案内

### ◎原 爆 病 院

長崎市片淵町



健康管理手当のための診断をはじめ、内科その他の部門の診療をいたしております。大いに活用して下さい。なお、受診のときは、被爆者手帳と健康保険証をお忘れなく。

### ◎長崎原爆対策協議会

長崎市興善町二二二八



次のような事業や、施設の運営、或は連絡をしておりますので、どしどし活用して下さい。

- 被爆者検査センター
- 定期検診が出来なかつた方、及びそれ以外にも希望者は、年二回受診出来ます。一年中いつでもよろしいが、日曜祭日を除き、平日は九・三〇～三・三〇分、土曜日は、一一・三〇分まで受付ます。
- 生活相談援護

専任の相談員が生活相談や援護事務をいたしております。

●原爆福祉会館

長崎市岡町二

地域定期検診、職業の補導(洋裁・手芸)宿泊所(食堂)などをしております。

一泊二食付 二、〇〇〇円 一般 二、五〇〇円

●原爆温泉保養センター(大和荘)

南高来郡小浜町北本町

●長崎原爆被爆者療養センター(立山荘)

長崎市立山町六二四

原爆被爆者の健康と福祉を増進するための施設です。

利用時間 午前十時から四時まで

宿泊 午後五時から翌日九時まで

一泊 一、〇〇〇円 入浴料 一五〇円

食事は別で夕食七〇〇円 朝食三〇〇円

\*利用者は送迎用マイクロバスを運行している。(市民会館

横より立山荘まで無料)

●原爆被爆者養護ホーム

長崎市三つ山町一三九―二

入所希望者は、長崎市役所原爆対策課又は各町役場へ定員五〇人の宿泊をお安くしております。

一泊二食付 二、〇〇〇円 一般 二、五〇〇円

入浴料 一〇〇円

●被爆者健康管理所

長崎市湊町七〇一

人間ドックの役目で、無料で入院検査できます。ベッドが空

いていないと待たされます。

## 臨時福祉給付金について

最近のきびしい経済状況のなかで、弱者救済の名目で今国会で制立した制度です。

一、給付金を受ける人は、昭和53年6月1日現在に於て原爆被爆者のうち、特別手当、健康管理手当、保健手当を受給している者に対して一人に付六、〇〇〇円を支給する。

但し左記の者を除外する。

イ、生活保護を受けている者

ロ、老人ホームに入所している者

ハ、老令・障害・母子・福祉年金を受給している者

ニ、現在児童扶養手当を受給している者

ホ、特別減税により六、〇〇〇円の還付を受ける者

### 二、支給方法

在住する市・町・村役場からの通達があり、それから申請書を提出することになる。その時期は七月十日前後となると思われる。

### 三、支給時期

八月中になると推定される。

四、尚理解出来ない点については、市・町・村役場又は友の会本部にお尋ね下さい。

# 原子力船「むつ」について

昨年「むつ」の核抜き入港は賛成出来ないが、核が抜いてあるならば、敢て反対はしないとの結論を出していたが、又今年になって、核封印のまゝ入港するという案が、県当局から示された。

そこで友の会としては、核封印と云っても、核が実際持込まれるので放射能がもれる恐れがあるし、何分「むつ」は試験船であるので、試行錯誤して、だんだんと改良されてゆく筋合いのものであるが、何も被爆県の長崎に持ってこなくてもよいのじゃあないか、という大方の気持である。

このたびの「むつ」の入港はすいすいと進んでいったが、被爆者が30年来望んでいる、被爆者援護法、12kmの被爆地是正の問題、西彼杵郡に原爆養老院の建設の問題は一向に前進していない。知事がむつに投入した、エネルギーの1%でも前記の問題に配慮してくれたら、この問題はもつともっと前進することだろうと思っている。もつとも「むつ」県議会において、知事は前記懸案事項をやると言明はしていたが、二期が三期となり核抜きが核封印（実際は核つき）となった現実を見ると、私達被爆者は、その公約が実現されるか危惧の念をもっているのである。

今までの被爆者の施策は国の施策が殆んどであり（これは国会議員の健斗であるが）県の施策は皆無に等しいと云っていた

県議員もいたくらいである。

このさい果ての長崎県において、不況克服に大型開発もある程度は必要であろうが、さりとて福祉がお粗末になってはいけないと思う。私達被爆者は声を大にして叫びたい。

むつよりも被爆者援護対策の充実強化を……………

なお、友の会本部としては、長崎市協、西彼杵郡連絡協、諫早、北高連絡協、佐世保、東彼、北松地区の皆さま方から意見を聞き又、佐世保支部からの特別要請を考慮して下記の通り結論を出しました。

## 記

- 1、「むつ」の安全対策をもっと厳格にして被爆者県民の理解をうるよう県は最大限の努力をすること。
- 2、佐世保市は自前の産業を育成して危険な船を入港させねば立市が出来ない状態をなくすること。
- 3、「むつ」県議会において確約されたことを実行すること。
- イ、被爆者援護法の制定を推進すること。
- ロ、12kmの住民に健康診断受診者証を交付すること。
- ハ、西彼杵郡に原爆養老老人ホームを設置すること。



# 被爆者手帳友の会の会の推せんする病院

このたび指定医療機関となりました。

寺崎外科

長崎市小峰町

内科・精神科

賀来病院

長崎市三原町

手熊・式見地区の皆さま

山崎病院

外科（入院設備あり）

長崎市四杖町

現在指定医療機関として申請中です

鍛先病院

時津町浜田

内科

落病院

長崎市銅座町三

東長崎地区の皆さま

林田病院

内科・小児科

長崎市田中町

諫早地区の皆さま

吉田経夫病院

諫早市城見町

内科・小児科

犬尾外科胃腸科医院

多良見地区の皆さま

院長 犬尾修三

西彼多良見町化屋名

被爆者の皆様へ

別宮医院

整形外科

長崎市大浦東町

# 長崎県被爆者手帳友の会

昭和五十四年度

## 支部代表者大会資料

事務所 長崎市坂本町八の二一九

大学病院正門前



長崎県被爆者手帳友の会

電話④九二六三・④六二四四

## 低成長下においての 運動の進め方について

会長 深堀 勝一



昭和五十四年度の予算案をながめてみると、実に四十パーセントに近い額が国債となっており、

これからのわが国の福祉行政も大きな制約を受けるであろうということを容易に想像されます。

その意味において、私達の運動も大きな曲り角にたっていると云っても過言ではありません。

そこでこれからの運動も重点主義を更に強めて行くと同時に、高令化する被爆者対策についても、更に、更に、力点をおき、残り少ない人生をより有意義に、より楽しくするようにもって行く必要があると思います。

どうか皆さま、十三年目を迎えたこれからの運動に、このうえともに、御支援、御協力を賜りますよう、お願いしまして、ごあいさつと致します。

最後に皆さま方が、いつまでもお元気でこれからの人生をお送り下さいますよう祈っております。

# 昭和五十三年度経過報告

## 一、国会陳情活動について

昭和五十三年度の国会陳情は中央の情勢を勘案しながら次の通り行いました。

回数	期 日	日 程	人 員
第一回	昭和五十三年度 六月 三日	五泊六日	五名
〃第二回	七月二十二日	五泊六日	二〇名
〃第三回	八月 十九日	三泊四日	四名
〃第四回	八月二十二日	四泊五日	四名
〃第五回	十月 十五日	四泊五日	四名
〃第六回	十月二十三日	四泊五日	四名
〃第七回	十一月十三日	五泊六日	四名
〃第八回	十二月十六日	五泊六日	四名
〃第九回	昭和五十四年度 一月 七日	五泊六日	四名
〃第十回	二月二十日	四泊五日	八名
計			八十九名

(注) 特は特別養護ホーム関係の陳情。

## 二、本会の主な行動経過

昭和五十三年

七月十一日 友の会支部代表者大会

宝来軒

一六〇名

## 本会のあゆみ

### 昭和三十二年

予算額 壹億七千万円

- 原子爆弾被爆者の医療に関する法律

- 一、原爆疾病の医療の給付

- 一、健康診断の実施

- 一、被爆者健康手帳の交付

### 昭和三十五年

予算額 二億円

- 特別被爆者制度の創設

- 〃 医療制度の創設

- 医療手当の創設 月二、〇〇〇円

### 昭和三十七年

予算額 一〇億円

- 特別被爆者の被爆範囲の拡大

- ・ 2K、3K

### 昭和四十年

予算額 一八億円

- 医療手当の増額 月三、〇〇〇円

- 特別被爆者の範囲拡大

- ・ 入市者の一部

- ・ 放射能濃厚地区

### 昭和四十一年

予算額 二三億円

- 特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

〃 三十日	口ノ津支部慰靈碑除幕式	口ノ津	四〇名
八月 五日	原爆殉難者慰靈祭	平和公園	二、〇〇〇名
八月十三日	全国戦没者追悼式	東京武徳殿	八名
〃 二十日	福江支部結成大会	福江市	二名
九月十七日	特別養護ホーム発起人会	西彼町	一〇〇名
〃 十九日	県議会傍聴	県議会	一〇〇名
十月 八日	東彼地区連絡協議会結成	大村市	一六名
〃 十日	むつ反対総決起大会	佐世保市	三名
十一月廿五日	特養ホーム関係者理事会	宝来軒	三四名

### 昭和五十四年

二月 二日	原爆病院運営委員会	日赤支部	一名
〃 三日	諫早北高地区連絡協議会	諫早市	一三名
〃 十九日	久保知事陳情	県庁	五名
〃 廿五日	長崎市三原支部結成大会	三原公民館	二名
三月 十日	長崎市連絡協議会	宝来軒	六〇名
〃 廿六日	西有家支部慰靈碑除幕式	西有家	二五名
四月十七日	市県被爆三団体協議会	長崎荘	三名
〃 廿七日	第一回友の会拡大理事会	日赤支部	一〇五名

## 三、運動の成果について

### 1、各種手当の増額

(各種手当の増額内容は、次の頁を参照すること。)

### 2、所得制限の大巾緩和

### 昭和四十二年年度

予算額	二八億円
医療手当の増額	月三、四〇〇円

## ●被爆者手帳友の会発足

### 昭和四十三年年度

予算額	四五億円
-----	------

### ・特別措置法の制定

・特別手当	一〇、〇〇〇円
・健康管理手当	三、〇〇〇円
・医療手当	五、〇〇〇円
・介護手当	日額 三〇〇円

### 昭和四十四年度

予算額	六〇億円
-----	------

- ・葬祭料の創設
- ・特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

### 昭和四十五年年度

予算額	七一億円
-----	------

- ・各種手当の所得制限の緩和 二九、二〇〇円
- ・介護手当の増額 最高 一〇、〇〇〇円

### 昭和四十六年度

予算額	八六億円
-----	------

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上
- ・特別被爆地域の範囲拡大

#### 四、支部組織拡大状況

##### 地域集會について

1 支部組織拡大について

長崎旧市内の支部結成を重点とし、尚県下各地域の組織拡大に極力努力して来た結果、

次の成果をあげることが出来た。

○長崎市三原支部結成 支部長 片岡 弥吉

○福江市支部結成 支部長 山田 長次郎

2 地域集會活動

會員の福祉と會發展のため、各支部との連携を密にし、特別措置法を中心に、説明會及び總會、相談會を、県下各支部で開催したが、まだ充分でなく、今後の努力が必要である。

#### 五、各地域出張相談業務について

被爆者手帳、各種手当の申請、受診者証の切替等を重点とした相談會を実施し、會員からの好評を得たので、今後も積極的に続けて行く。

1 手帳申請及び諸手当の相談件数 一、〇七二件

2 健康診断受診者証切替申請 一四七件

(以上は本部のみの集約であり、その他、各地区連絡協議會各支部での申請件数は含まず。)

#### 六、被爆二世の健康診断実施

被爆者の願望である被爆二世の健康診断が昭和五十四年から

#### 昭和四十七年度

予算額 一一五億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- ・諸手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

#### 昭和四十八年度

予算額 一三三億円

- ・健康管理手当支給対象者の拡大 50才以上
- ・手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

#### 昭和四十九年度

予算額 一五五億円

- 被爆者手帳の一本化
  - ・各種手当の増額
  - ・健康管理手当 七、五〇〇円
  - ・特別手当 一五、〇〇〇円
  - ・医療手当 七、五〇〇円
  - (新)・治癒した者 七、五〇〇円
  - ・葬祭料 二二、〇〇〇円
  - ・介護手当 一八、〇〇〇円
  - ・時津、長与の直接被爆地指定 八〇、〇〇〇円
  - ・所得制限緩和 八〇、〇〇〇円
- 昭和五十年年度
- (新) 予算額 二五五億円
- 保健手当の新設 六、〇〇〇円
  - 家族介護手当の新設 四、〇〇〇円
  - ・各種手当の増額

年一回（希望者のみ）実施されることになったので、会としては、出来る限り多数受診されるよう指導する。

### 七、手帳申請審査委員会が四月から発足

原子爆弾が投下されてから三十三年目を迎えた今日、被爆者手帳の申請は今尚後を断たない情勢にあり、被爆者が高令化した中で、手帳の交付が一日でも早く出来るよう、県に請願していたところ、七名のメンバーで四月より審査委員会が始動するようになり、会としても大きな期待をもっている。

### 八、特養ホーム（かめだけ）西彼町に建設

総建設費 二億五千万円

被爆者専用の特養ホームがほしいとの会員の願いがみのり、幸に西彼町の御好意により一七、六八五㎡の土地を無償貸与して戴くことになり、又、国・県関係各機関の内定、ご援助を得て、財団法人福祉会を設立し、特別養護ホーム「かめだけ」の建設運営が進められた。

- 1 建設敷地整備着工 昭和五十四年四月
- 2 建築工事着工予定 〃 八月
- 3 特養ホーム完成 昭和五十五年三月
- 4 〃 入所予定 〃 四月

### 九、改正された特別措置法

友の会は被爆者の要望にそい、基本的な趣旨に従い、数回に亘る国会陳情団を送り、次頁の通り特別措置法の改正をかちとすることが出来た。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別手当 二四、〇〇〇円</li> <li>・ 治癒した者 一二、〇〇〇円</li> <li>・ 医療手当 一四、〇〇〇円</li> <li>・ 健康管理手当 一二、〇〇〇円</li> <li>・ 介護手当 一三、〇〇〇円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年令制限の徹廃</li> <li>・ 所得制限の緩和 一一七、五〇〇円（六月より）</li> <li>・ 葬祭料 二二、〇〇〇円</li> </ul>
<p>昭和五十一年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算額 三六九億円</li> <li>・ 所得制限の緩和 一八三、八〇〇円</li> <li>・ 各種手当の増額</li> </ul>	<p>昭和五十二年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算額 四三六億円</li> <li>・ 各種手当の増額</li> <li>・ 所得制限の緩和 二二三、六〇〇円</li> </ul>
<p>昭和五十三年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算額 五三九億三千万円</li> <li>・ 各種手当の増額</li> <li>・ 所得制限の緩和 三五四、三〇〇円</li> </ul>	<p>昭和五十四年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予算額 六六三億七千万円</li> <li>・ 各種手当の増額</li> <li>・ 特別手当 六〇、〇〇〇円</li> <li>・ 健康管理手当 二〇、〇〇〇円</li> <li>・ 特別養護ホーム「かめだけ」建設費計上</li> <li>・ 二世健康診断の実施</li> </ul>

# 改正特別措置法のあらまし

所得制限緩和	葬祭料	家族介護手当	介護手当	健康管理手当	保健手当	医療手当		特別手当	手当の種類
						認定患者で現に 入院八日以上 の者	認定患者で現に 通院三日以上 入院七日までの者		
年間の所得税額をいう 本人、配偶者扶養義務者 について (合算はしない)	被爆者が不幸にして亡く なった時、その遺族に	被爆者で介護が必要な状 態にある人が家族が介護 した時 (日数定めなし)	被爆者で介護が必要であ る状態にある人 他人を雇った日数二十日 以上	被爆者手帳を持っている 人で疾病のある人	爆心地から二キロメー トル以内で直接被爆した人 (診断書は入りません)	認定患者で現に 入院七日までの者	認定患者で現に 通院三日以上 入院八日以上 の者	認定患者で現に医療を必 要とする者	認定患者で現に医療を必 要とする者
三五四、三〇〇円	七四、〇〇〇円	六、二五〇円	二九、〇〇〇円	一六、五〇〇円	八、三〇〇円	一六、五〇〇円	一八、五〇〇円	一六、五〇〇円	三三、〇〇〇円
四三六、八〇〇円	八〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
昭和五十四年 六月より	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和五十四年 八月より

## 昭和53年度決算書 (自昭.53.4.1~昭.54.3.31至)

収 科 目	入 の 部		支 出 の 部		
	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	6,150,217		人 件 費	2,237,000	
会 費	21,051,350	@17,543世帯×1,200	請 願 旅 費	2,180,400	
助 成 金	770,000	幣 578:888	普 通 旅 費	3,006,210	
委 託 金	600,000		交 通 費	1,045,125	
寄 附 金	768,330		食 糧 費	553,495	
仮 受 金	6,180		印 刷 費	1,909,120	
雑 収 入	412,469		通 信 費	1,330,760	
			会 議 費	1,887,959	
			消 耗 品 費	61,465	
			水 道 光 熱 費	63,468	
			還 元 金	4,619,200	
			事 務 所 借 料	432,000	
			仮 払 金	108,000	
			備 品 費	110,900	
			慶 弔、交 際 費	1,697,538	
			雑 費	592,931	
			十 周 年 記 念 費	1,246,900	
			組 織 助 成 金	1,447,570	
			次 年 度 繰 越 金	5,228,505	
合 計	29,758,546		合 計	29,758,546	

監査の結果上記の通り相違ありません  
昭和54年6月14日

監 査 山 口 一 之 印  
福 山 忠 印

# 昭和五十四年度運動方針(案)

## ◎国に対する要望事項

- 一、原爆死没者に弔慰金を交付すること。
- 一、爆心地から半径十二キロ以内の住民に受診者証を交付すること。
- 一、爆心地から、一・六キロ以内の近距離被爆者を認定患者にすること。
- 一、被爆時に胎児であったもの、急性放射能症の時点に妊娠したものの、十歳未満で被爆したのものにも認定の巾をひろげること。
- 一、原爆病院を建設すること。
- 一、健康管理手当、保険手当の受給者に身体障害者なみの所得税を控除すること。



## ◎県に対する要望事項

- 一、県営バスは被爆者を身体障害者なみの半額割引運賃にすること。

- 一、全国戦没者追悼慰霊祭に軍人なみ遺族を参列させること。

## ◎支部事業の助成

- 一、被爆地是正運動に一〇〇万円を助成すること。
- 一、西彼杵郡連絡協議会の西彼町に建設の特別養護ホーム「かめだけ」の創設費に二〇〇万円を助成する。
- 一、南高来郡西有家支部に建立された原爆殉難者慰霊塔に四〇万円を助成することにする。

## ◎会費

- 諸物価の高騰等のため会費一金、一、三〇〇円とし、支部還元金を二〇〇円とする。

## ◎その他

- 昭和五十四年度から被爆二世の健康診断が実施されるが、会としては、出来る限り多数の人が受診されるよう指導する。

## ◎昭和五十四年度陳情計画

昭和五十四年度の諸要求を実現するため、国会陳情団を送り込むが、今年度からは人員を厳選して、又回数をへらして効率の高い運動をすることとする。

回数	期間	日程	人員
第一回	五月下旬	四泊五日	四名
第二回	七月上旬	〃	四名
第三回	九月上旬	〃	四名
第四回	十二月中旬	〃	四名
計			十六名



## 再度近距離被爆者対策

### 特別委員会発足

遠距離被爆者、入市被爆者と、爆心地から一・六kmにおいて、百ラド以上の放射線を浴びた近距離被爆者と、同じ健康管理手当を交付されている現行の制度は不合理であり、この面での不満が非常に強いので、昭和四十四年発足した前記の委員会が、保健手当の法制化に成功して発展的に解消したのであるが、このたび近距離被爆者を認定患者とするために、再度発足させ、目的貫徹のため精進するものである。



# 被爆者援護のお知らせ

によって、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

所得税額による制限 S.54.6.1実施	申請に必要な書類	
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が436,800円までの人	<p>(共通のもの)</p> <p>① 世帯全員の住民票の写し (住民票とう本) 住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p>	<p>① 特別手当認定申請書</p>
前年の所得税額が436,801円から470,100円までの人		<p>② 診断書(特別手当用) ● 指定医療機関で診断してもらうこと。</p>
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が436,800円までの人	<p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類。 (1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと。)</p>	<p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用) ● かかりつけの病院、医院などで診断してもらうこと。</p>
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が436,800円までの人	<p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの。</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。(但し合算はしない)</p>	<p>① 医療手当支給申請書</p> <p>② 認定医療証明書 ● 指定医療機関で証明してもらうこと。</p>
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が436,800円までの人	<p>③ 被爆者健康手帳</p>	<p>① 保健手当認定申請書</p>
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が436,800円までの人	<p>④ 印かん</p>	<p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書(介護手当用)</p> <p>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が436,800円までの人	<p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p>	<p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書</p> <p>③ 介護申立書</p>
所得制限はありません。	<p>葬祭料の申請には、必要書類のほか</p> <p>① 申請者の印かん</p> <p>② 死亡した被爆者の被爆者手帳</p> <p>③ 各種手当の受給証書を同時に返却して下さい。</p>	<p>① 葬祭料支給申請書</p> <p>② 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し</p>

(昭和54年8月1日改正)

# 原爆特別措置法による

「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」

種 別	支 給 対 象 と な る 人	支 給 金 額
特 別 手 当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けた者(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。	月額 60,000円
		月額 30,000円
	上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。	月額 30,000円
健 康 管 理 手 当	原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。 (手当の支給される病気) 1 造血機能障害 貧血症・白血病など 2 肝臓機能 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く 3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等) 4 内分泌腺 糖尿病など 5 脳血管障害 脳出血など 6 循環器機能障害 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患 7 腎臓 慢性腎炎・ネフローゼなど 8 視機能 白内症(先天性を除く) 9 呼吸器 肺気腫など 10 運動器 変形性関節症など 11 消化器 潰瘍の伴うもの	月額 20,000円
医 療 手 当	特別手当にいう認定患者で厚生大臣から認定された負傷、又は疾病で、指定医療機関で治療を受けている場合に、入院院の日数によって支給されます。	入院8日以上通院3日以上 月額 22,000円 入院7日まで通院2日まで 月額 20,000円
保 健 手 当	原爆被爆者で爆心地から2km以内で直接被爆した人及び、その当時その人の胎児であった人で、特別手当又は健康管理手当の支給を受けていない人に支給されます。	月額 10,000円
介 護 手 当	原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。	介護人等を雇って介護料を支払ったとき 介護日数20日以上 月額 30,000円 介護日数10日以上20日未満 月額 22,500円 介護日数10日未満 月額 15,000円
		家族介護等で介護料を支払わないとき 月額 8,000円
葬 祭 料	原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。	昭和54年8月1日以降に死亡した被爆者 月額 80,000円
		昭和53年8月1日以降昭和54年7月31日までに死亡した被爆者 74,000円

## きびしい認定患者への道

昭和五十四年度の特別措置法の改正案をのぞいてみると、認定患者の場合、特別手当、医療手当を合算すると実に八万二千元となります。

しかしながら、手当が低額の場合は、認定患者となるためには、そんな難かしいことではなかった。

これくらいで認定患者になるのかなあと、首をかしげるものがいたのだが、

それが最近になって、審査がきびしくなり、二キロ以内のものでないと認められない。

ケロイド、外科的な疾患でも、手術をしなければ駄目だと、よくも難ぐせがつくものだなあと思うぐらいである。

負傷してから三十四年の歳月が経過すると、どんな外傷でも固定してしまうのが、理の当然であるが、それを現に医療を必要とするものと云う條項をたてに欠格條件とするものである。

今少し考え直すと、問診を受けても医療行為ではなからうかと思う。

手当が年々増額されて行くのは結構であるが次の点を改善して貰いたいものである。

一、近距離被爆者の他に、十才未満の若年時被爆者、爆心地に長期に亘って滞在したのも認定患者とすること。

一、ケロイド、又は外科的傷害の場合、身体障害者の六級程度以上のものも認定患者とすること。

一、過去の認定患者と、現在認定を受けることが出来なかったものも、バランスをとること。

ふり返ってみると、昭和四十五年頃までは申請者の九十パーセントが認定されておりましたが、昭和四十八年頃となると三〇パーセント近くまで落ちこみました。

その原因がどこにあるかと申しますと、認定患者の手当が小額の場合は、非常に甘かったものが高額になるにつけて、きびしい審査になっていっているものと思われます。又審査委員のメンバーも、政府におべんちやらを云う人のみが起用されて、ちよつと正論を云う人や苦言を云う人が敬遠されて筋が通らず、一貫性が失われていると思われます。

又認定がおりたとき、既に死んでいたという事例も多く憂慮すべきことであります。



# よもやま話

今回の統一地方選挙が終って、静かにふり返ってみると、選挙というものは、油断が一番の禁物だと思ふ。

強い強いと呼ばれている人が、案外票が出ず落選した人が多く、とても駄目だろうと思われる人が当選したり、とにかく選挙というものは、あけてみなければ判らないものである。それに判官びいきというものやら、全ったく、不確定要素が多いのも選挙であろうと思われる。

しかしただひとつ云へることは、日常活動を日頃からこつこつやっている人の頭上には必ず栄冠が輝やいていようだ。ともあれこの教訓は貴重な体験であると同時に成果であると思ふ。



## 本会の役員

会 長	深堀 勝一
副会長	高尾 徳一
会 計	藤野 義一
事務局長	門川 好雄
事務次長	伊藤三十郎
組織部長	竹馬五大洲
理事長	古川 秀夫
常務理事	松岡 国一
監 査	山口 一之
〃	福山 忠
書 記	辻村 保子
〃	中島 春乃

# 各種(健康・特別・保健)手当支給一覽表

S54-3-31現在

市町村	手帳	受診者証	計	特別手当	健康管理手当	保健手当	計	手当 受給率
加津佐町	144	2	146	0	101	4	105	72.9%
口ノ津町	150	1	151	1	113	5	119	79.3
南有馬町	162	0	162	1	122	6	129	79.6
北有馬町	73	0	73	0	50	5	55	75.3
平戸市	257	2	259	0	97	29	126	49.0
大島村	29	0	29	2	5	2	9	31.0
生月町	120	1	121	1	27	12	40	33.3
松浦市	170	2	172	2	69	11	82	48.2
田平町	79	2	81	0	20	11	31	39.2
福島町	32	0	32	0	0	13	13	40.6
鷹島町	21	0	21	0	15	0	15	71.4
江迎町	43	2	45	0	15	2	17	39.5
鹿町町	19	1	20	0	4	1	5	26.3
小佐々町	26	0	26	2	5	2	9	34.6
佐々町	53	0	53	0	16	5	21	39.6
吉井町	26	0	26	0	4	5	9	34.6
世知原町	17	0	17	0	1	3	4	23.5
福江市	947	6	954	8	490	41	539	56.9
富江市	219	2	221	2	126	8	136	62.1
玉ノ浦町	100	0	100	0	57	4	61	61.0
三井楽町	157	0	157	0	100	6	106	67.5
岐宿町	204	0	204	2	117	15	134	65.7
奈留町	124	1	125	0	38	16	54	43.6
郷ノ浦町	133	3	136	3	75	4	82	61.7
勝本町	74	2	76	5	35	11	51	68.9
芦辺町	80	0	80	0	60	2	62	77.5
石田町	26	0	26	0	9	4	13	50.0
巖原町	88	5	93	1	35	7	43	48.9
美津島町	44	0	44	0	12	3	15	34.1
豊玉町	34	0	34	1	14	3	18	52.9
峰村	26	1	27	0	11	3	14	53.9
上県町	29	1	30	0	7	5	12	41.4
上対馬町	45	1	46	2	13	4	19	42.2
小値賀町	27	0	27	0	7	3	10	37.0
宇久町	71	0	71	2	18	6	26	36.6
若松町	225	0	225	2	117	28	147	65.3
上五島町	235	1	236	0	120	12	132	56.2
新魚目町	160	0	160	1	82	23	106	66.3
有川町	188	1	189	0	91	14	105	55.9
奈良尾町	222	1	223	1	84	18	103	46.4

# 各種(健康・特別・保健)手当支給一覽表 S54-3-31現在

市町村	手帳	受診者証	計	特別手当	健康管理手当	保健手当	計	手当 受給率
長崎市を除く 長崎県の数値	29,922	1,159	31,081	172	17,918	1,098	19,188	64.1%
長崎市	80,794	1,442	82,236	659	43,263	2,148	46,070	57.0
佐世保市	2,002	62	2,064	6	578	116	700	35.0
香焼町	415	4	419	1	255	6	262	63.1
伊王島町	215	1	216	1	162	1	164	76.3
高島町	344	2	346	3	115	15	133	38.7
野母崎町	557	9	566	4	314	29	347	62.3
三和町	696	8	704	5	407	15	427	61.4
長与町	4,523	359	4,882	34	2,847	89	2,970	65.7
時津町	3,033	435	3,468	15	2,153	62	2,230	73.5
琴海町	776	15	791	5	557	14	576	74.2
西彼町	312	6	318	2	254	1	257	82.4
西海町	124	0	124	0	73	5	78	62.9
大島町	93	7	100	0	24	9	33	35.5
崎戸町	78	1	79	1	25	7	33	42.3
大瀬戸町	262	8	270	3	131	20	154	58.8
外海町	521	7	528	4	467	6	477	91.6
大村市	1,448	62	1,510	4	803	53	860	59.4
東彼杵町	85	4	89	0	35	8	43	50.6
川棚町	172	7	179	1	67	15	83	48.3
波佐見町	54	3	57	0	18	4	22	40.7
諫早市	4,469	65	4,534	20	2,831	112	2,963	66.3
多良見町	801	20	821	4	542	20	566	70.7
森山町	170	0	170	2	150	4	156	91.8
飯盛町	397	5	402	2	319	6	327	82.4
高来町	458	1	459	6	359	3	368	80.4
小長井町	239	0	239	0	166	16	182	76.2
吾妻町	192	0	192	0	143	6	149	77.6
愛野町	138	0	138	1	113	2	116	84.1
島原市	690	16	706	0	293	41	334	48.4
有明町	170	1	171	0	150	0	150	88.2
国見町	268	1	269	1	244	1	246	91.8
瑞穂町	113	1	114	0	98	1	99	87.6
西有家町	148	1	149	1	104	4	109	73.7
有家町	150	1	151	1	93	7	101	67.3
布津町	90	0	90	2	75	1	78	86.7
深江町	120	0	120	2	112	1	115	95.8
千々石町	216	2	218	1	165	10	176	81.5
小浜町	420	7	427	1	219	31	251	59.8
南串山町	84	0	84	0	75	1	76	90.5

## ◎被爆者特別養護ホーム「かめだけ」の設立趣旨とその全容

さきの大戦末期に投下された原子爆弾により、二十数万人に及ぶ死没者、二十数万人に達する原爆被爆者が生じたことは皆様方よくご承知のことと思います。この二発の原子爆弾のもたらした後遺症は、さまざまな形態で今日まで、又これから先きまでも私達被爆者を心身ともにさいなんでいるところであります。

なかでも頼るべき肉身を失い、或いは子宝に恵まれず、不遇な老後を送る人達の事を思うと、慄然とすることが度々あります。このようなとき、私達が安心して療養に専念出来る特別養護ホームがいかに緊急で、是非とも必要であるかが会員の皆様方にはお判りになるかと思えます。

そこで長崎県被爆者手張友の会では、既存の原爆特養ホームの増床をこいねがい要望して参りましたが、種々の事情により大きな増床は困難視されたのに、加えて郡部被爆会員の要望に応えるために昭和五十三年度の運動方針の中で取り上げておりました西彼杵郡連絡協議会の支部事業として、西彼杵郡に適当な敷地を探しておりましたところ、幸にも西彼町の御好意により一七、六八五㎡の土地を無償貸与して戴くことになり、又国、県、関係各機関の内定を得ましたので、財団法人被爆者福祉会を設立し、特別養護ホーム「かめだけ」の設置運営を行うことにしました。

この特別養護ホーム「かめだけ」の概要を説明しますと、事業の目的は「原爆被爆により、肉体的、精神的に大打撃を受けた被爆者のうち、老いたる者、傷つき病める人達の社会復帰を願ひ、且つ豊

かな老後をおくるための施設を設置する」ものであります。

(入所費用は無料です。)

設置場所は西彼杵郡西彼町上岳郷字松川内一六六三番地で、収容定員五〇名です。施設整備費は二億五千万円で内一億三千万円が日本小型自動車振興会の公益補助金で、九千九百九十一万円が県費補助金として受けることに内定しており、自己負担金は二千万円です。但し運営費として別に七百万円自己資金として必要です。

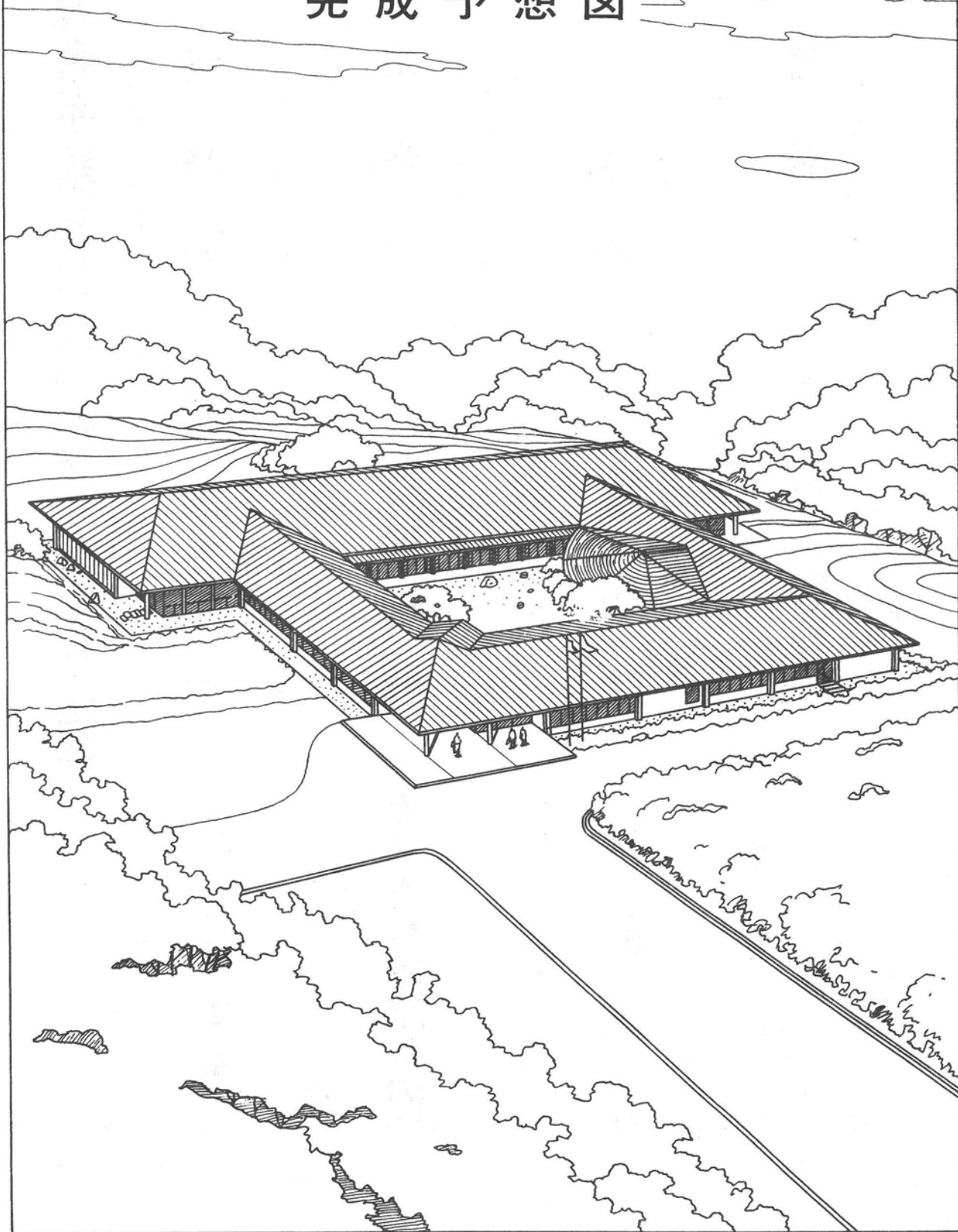
建設期間は五十四年度中で、入所開始年月日は昭和五十五年四月一日からです。

尚この特別養護ホームの特色としては入所者が老人だけに限定されてなく、若い人でも入所することが出来ます。更にこの施設には入所者以外の一般郡部被爆会員のために、入浴施設を設置するとともに按摩、針灸が出来る様計画致しておりますので会員皆様の多数の御利用を期待しております。

### 追伸

六〇〇〇坪という広大な敷地のため、桜を千本ばかり植えて、千本桜を作り、長崎市の平和公園で花見シーズンとなると、市民の非難を受けている人々が行楽に来て、心おきなく、桜を眺められるように配慮し又、被爆者の相談事業を実施する計画をもっております。

# 原爆特別養護ホーム「かめだけ」 完成予想図



# 被爆者手帳友の会の推せんする病院

このたび指定医療機関となりました。

寺崎外科

長崎市小峰町

TEL [REDACTED]

内科・精神科

賀来病院

長崎市三原町

TEL [REDACTED]

内科

落病院

長崎市銅座町

TEL [REDACTED]

整形外科

別宮病院

長崎市大浦東町

TEL [REDACTED]

外科

鋏先病院

西彼杵郡時津町浜田郷

TEL [REDACTED]

外科

大久保病院

長崎市戸石町

TEL [REDACTED]

手熊・式見地区の皆さま  
外科（入院設備あり）

山崎病院

長崎市四杖町

TEL [REDACTED]

内科

吉田病院

厳原町日吉

TEL [REDACTED]

諫早地区の皆さま  
内科・小児科

吉田経夫病院

諫早市城見町

TEL [REDACTED]

多良見地区の皆さま

犬尾外科胃腸科病院

西彼杵郡多良見町化屋

TEL [REDACTED]

東長崎地区の皆さま  
内科・小児科

林田病院

長崎市田中町

TEL [REDACTED]

内科

野口医院

佐世保市大宮町

TEL [REDACTED]

内科

久保病院

佐世保市田原町

TEL [REDACTED]

# 長崎県被爆者手帳友の会

昭和五十五年度

## 支部代表者大会資料

事務所 長崎市坂本町八の二九

大学病院正門前

### 長崎県被爆者手帳友の会

電話④九二六三・④六二四四



## 戦後三十五年を

### 迎えて

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一



戦争が終ってから、三十五年という歳月がいつのまにか、過ぎてしまつた。

既に私が、原爆被爆者の運動を初めてから二十五年にもなろうとしている。はじめは占領軍に気がねしながらの運動から、今や百花斉放と云える時代となった。これだけをみても平和な世の中だと思ふようになったのだが!!これからの時代は、そう簡単に法律制定の運動や、諸手当のべアを、かちとることは困難であろうと推察される。

世界の奇跡といわれた高度成長はもはや夢物語となるであろう。

今こそ、目をみひらいて吾々はなんとを、闘いとらねばならぬかと、静かに考えるべきだと思ふ。その意味においても、これからの運動は効率のよい運動を実践したらと思ふ。どうか皆さま高令化社会を迎えるに当り、皆さま方の御健康と御多幸を祈つてごあいさつとする。

# 昭和五十四年度経過報告

## 一、国会陳情活動について

回数	期日	日程	人員
第一回	五月二十二日	五泊六日	蔭山次雄外三名
第二回	六月十八日	〃	深堀義昭外三名
第三回	七月十一日	〃	深堀義昭外二名
第四回	十一月二十日	四泊五日	会長外三名
第五回	十二月二日	五泊六日	会長外二名
第六回	十二月二十四日	四泊五日	会長外二名
第七回	三月十一日	〃	会長外三名

## 二、本会の主な行動経過

昭和五十四年

四月十一日 特養ホーム 理事会 本部会議室

〃 十七日 県・市被爆者団体協議会 長崎荘

〃 廿七日 第一回拡大理事会 日赤支部

六月十三日 近距離被爆者対策委員会 日赤支部

〃 廿三日 近距離被爆者学習会 日赤支部

〃 廿五日 原爆被爆者対策協議会 ニュー長崎ホテル

七月 二日 特養ホーム理事会 西彼町役場

〃 八日 島原南高地区支部長協議会 小浜町

〃 十五日 佐世保・北松・大村・東彼支部長会議 佐世保市

〃 廿五日 第二回拡大理事会 宝来軒

八月 四日 口之津原爆殉難者慰霊祭 口之津町

〃 八日 官房長官陳情 東急ホテル

〃 九日 原水禁大会へ会員八十名出席 市民会館

〃 十三日 全国戦没者追悼慰霊祭 九名参加

## 本会のあゆみ

昭和三十二年十一月十日

昭和三十一年度（本会の母体長崎県動員学徒犠牲者の会発会）

予算額 七億七千万円

・原子爆弾被爆者の医療に関する法律

一、原爆疾病の医療に関する法律

一、健康診断の実施

一、被爆者健康手帳の交付

昭和三十五年

予算額 二億円

・特別被爆者制度の創設

・医療制度の創設

・医療手当の創設 月 二、〇〇〇円

昭和三十七年

予算額 一〇億円

・特別被爆者の被爆範囲の拡大

・2K、3K

昭和四十年

予算額 一八億円

・医療手当の増額 月 三、〇〇〇円

・特別被爆者の範囲拡大

・入市者の一部

・放射能濃厚地区

昭和四十一年

予算額 二二億円

・特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

九月 三日 久保知事・自民党県連へ十二キロ陳情  
 〃 八日 長崎市支部長協議会 西彼町  
 (林光之助氏を代表者に選任)

十月 四日 五島ブロック協議会 福江市

〃 十七日 彦岐島・友の会全員集会 芦辺町 (会長を囲んで)  
 〃 廿廿日 認定患者問題協議会 日赤支部

〃 廿一日 被爆地区是正協議会 矢上  
 〃 廿二日 伊木力地区手帳申請者協議会 円満寺

十月卅日 五島各支部巡回総会  
 十一月八日迄

十一月五日 津久見原水禁へごあいさつ 会長外二名  
 十一月七日

十一月 九日 朝鮮人被爆者懇談会 勤労会館

〃 十二日 対馬各支部巡回総会  
 〃 十七日まで

十一月十七日 第三回拡大理事会 日赤支部

十二月 二日 被爆地区是正協議会 飯盛町

〃 八日 特養ホーム「かめだけ」起工式 西彼町

〃 十二日 被爆地区是正代表者高田副知事と会見

昭和五十五年

一月 五日 友の会新年えん会 宝来軒

〃 廿六日 千々石原爆殉難者慰霊碑起工式

二月 廿三日 諫早、北高、大村、東彼、支部長協議会 諫早市

三月 五日 長崎市支部長協議会 長崎市

〃 九日 西彼杵郡支部長協議会 西彼町

〃 十一日 厚生省国会陳情 会長他三名  
 〃 十五日迄

三、運動の成果について

昭和四十二年度

予算額 二八億円

・医療手当の増額 月 三、四〇〇円  
 (昭和四十二年六月十八日)

●被爆者手帳友の会発足

昭和四十三年度

予算額 四五億円

・特別措置法の制定

・特別手当 一〇、〇〇〇円

・健康管理手当 三、〇〇〇円

・医療手当 五、〇〇〇円

・介護手当 日額 三〇〇円

昭和四十四年度

予算額 六〇億円

・葬祭料の創設

・特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

昭和四十五年度

予算額 七一億円

・各種手当の所得制限の緩和 二九、二〇〇円

・介護手当の増額 最高 一〇、〇〇〇円

昭和四十六年度

予算額 八六億円

・健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上

・特別被爆地域の範囲拡大

1. 宿願の原爆病院予算獲得
2. 特別養護ホーム着工、六月末完成
3. 各種手当のアップ（別表参照のこと）
4. 所得制限の緩和

#### 四、各種相談業務について

被爆者手帳、各種手当の申請、受診者証の切替等を重点として、各支部ならびに本部において、実施してあるが、末だ法律の普及徹底が十分になされていない現状である。

1. 手帳申請及び諸手当の相談件数四二二件
2. 健康診断受診者証切替申請 二八三件

（以上は本部のみの集約であり、この他各支部においてもなされております）

#### 五、被爆地区是正について

運動をはじめ、五年という長年月を経過しても、実現しないので、これからは友の会本部のもとで運動をすることにしたもので、昭和五十四年九月以降効率のよい運動を組みこんでおる。

しかしながら、これまでの経過からみて簡単に結着をみるような情勢ではないが、初心にかえって第一歩より運動を進めている。

#### 六、二世の被爆者について

昭和五十四年度において初めて健康診断されたことについては、よろこびにたえないが、これがすぐに、二世の援護施策につながると思うのは早計である。

しかしながら一歩前進はたしかで、又多数の受診者が出たのは友の会の指導によるものだと思っている。

#### 昭和四十七年度

予 算 額 一一五億円

- ・ 健康管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- ・ 諸手当の増額及び所得制限の緩和
- ・ 特別被爆者の範囲の拡大

#### 昭和四十八年度

予 算 額 一三三億円

- ・ 健康管理手当支給対象者の拡大 50才以上
- ・ 手当の増額及び所得制限の緩和
- ・ 特別被爆者の範囲の拡大

#### 昭和四十九年度

予 算 額 一五五億円

#### ●被爆者手帳の一本化

・ 各種手当の増額

・ 健康管理手当 七、五〇〇円

・ 特別手当 一五、〇〇〇円

・ 医療手当 七、五〇〇円

(新) ・ 治癒した者 七、五〇〇円

・ 葬 祭 料 二二、〇〇〇円

・ 介 護 手 当 一八、〇〇〇円

・ 時津、長与の直接被爆地指定

・ 所得制限緩和 八〇、〇〇〇円

#### 昭和五十年 度

(予 算 額 二五五億円

●保健手当の新設 六、〇〇〇円

●家族介護手当の新設 四、〇〇〇円

・ 各種手当の増額

# 改正特別措置法のあらまし

所得制限緩和	葬祭料	家族介護手当	介護手当	健康管理手当	保健手当	医療手当		特別手当		手当の種類
						認定患者で現に 通院三日以上の者 入院八日以上 の者	認定患者で現に 通院二日までの者 入院七日までの者	認定患者で現に医療を必要としない者	認定患者で現に医療を必要とする者	
年間の所得税額をいう本人、配偶者扶養義務者について (合算はしない)	被爆者が不幸にして亡くなった時、その遺族に	被爆者が不幸にして亡くなった時、その遺族に	被爆者が介護が必要である状態にある人 他人を雇った日数二十日以上	被爆者手帳を持っている人で疾病のある人	爆心地から二キロメートル以内で直接被爆した人 (診断書は入りません)	認定患者で現に 通院二日までの者 入院七日までの者	認定患者で現に 通院三日以上の者 入院八日以上 の者	認定患者で現に医療を必要としない者	認定患者で現に医療を必要とする者	対象者
四三六、八〇〇円	八〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円	手当の現行
四九二、六〇〇円	八五、〇〇〇円	九、二五〇円	三〇、九〇〇円	二二、五〇〇円	一一、三〇〇円	二二、五〇〇円	二四、五〇〇円	三三、八〇〇円	六七、五〇〇円	手当の改正額
昭和五十五年 六月より	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	昭和五十五年 八月より	実施時期

- ・特別手当 二四、〇〇〇円
  - ・治癒した者 一二、〇〇〇円
  - ・医療手当 一四、〇〇〇円
  - ・健康管理手当 一二、〇〇〇円
  - ・介護手当 一二、〇〇〇円
  - 年令制限の徹底
  - ・所得制限の緩和 一一七、五〇〇円(六月より)
  - ・葬祭料 二二、〇〇〇円
- 昭和五十一年度**  
 予算額 二六九億円
- ・所得制限の緩和 一八三、八〇〇円
  - ・各種手当の増額
- 昭和五十二年度**  
 予算額 四三六億円
- ・各種手当の増額
  - ・所得制限の緩和 一一三、六〇〇円
- 昭和五十三年度**  
 予算額 五三九億三千万円
- ・各種手当の増額
  - ・所得制限の緩和 三五四、三〇〇円
- 昭和五十四年度**  
 予算額 六六三億七千万円
- ・各種手当の増額
  - ・特別手当 六〇、〇〇〇円
  - ・健康管理手当 二〇、〇〇〇円
  - ・特別養護ホーム“かめだけ”建設費計上
  - ・二世健康診断の実施

# 昭和54年度決算書

収入の部			支出の部		
科目	金額		科目	金額	
	53年度	54年度		53年度	54年度
前年度繰越金	6,150,217	5,336,505	人件費	2,237,000	2,380,000
会費	21,051,350	21,478,800	請願旅費	2,180,400	866,680
助成金	770,000	950,000	普通旅費	3,006,210	2,448,000
委託金	600,000	600,000	交通費	1,045,125	821,467
寄附金	768,330	1,481,000	食料費	553,495	315,190
仮受金	6,180	0	印刷費	1,909,120	1,324,030
雑収入	412,469	390,153	通信費	1,330,760	1,289,963
			会議費	1,887,959	1,858,851
			消耗品費	61,465	63,540
			水道光熱費	63,468	80,824
			還元金	4,619,200	4,768,100
			事務所借料	432,000	406,000
			備品費	110,900	106,072
			慶弔交際費	1,697,538	752,530
			雑費	592,931	457,010
			十周年記念費	1,246,900	0
			組織助成金	1,447,570	2,300,000
			かめだけ寄附金	0	1,000,000
			次年度繰越金	5,336,505	8,998,201
合計	29,758,546	30,236,458	合計	29,758,546	30,236,458

監査の結果上記のとおり相違ありません。  
昭和55年4月21日

監査 山口 一之 印  
福山 忠 印

## 昭和五十五年

予算額

八三九億円

- 各種手当の増額
- 所得制限の緩和
- 原爆病院移転改築費決定
- 特別養護ホーム“かめだけ”落成



# 昭和五十五年運動方 (案)

- 1 原爆死没者の弔慰金を交付すること。
- 2 爆心地から半径12Kまでの住民に、健康診断受診者証を交付すること。
- 3 爆心地から16K以内の近距離被爆者を、認定患者とすること。

- 4 注、一〇〇ラド以上の放射線をあびたもの。
- 5 保健手当、健康管理手当受給者に、身体障害者なみの所得税控除をすること。

- 6 被爆時に胎児であったもの、十才未満で被爆したものに認定の巾をひろげること。

- 7 被爆者に対して、医療用レントゲンを、最小限にとどめるよう、規整措置を講ずること。
- 8 注、特に近距離被爆者、10才未満の若年時被爆者に配慮すること。

## 県当局に対する要望事項

- 1 県営バスを、身体障害者なみの半額とすること。

## 会員に対する要望事項

- 1 特別養護ホーム「かめだけ」が満床になるよう格段の協力を願います。

## 会費改訂のお願い。

昭和54年度末において、繰越金八九九万円、このような状態では本来ならば会費値上げをしないのか常識ですが、昭和55年度において電気料、ガス、郵便料金の倍額値上等々、なかでも一番困ることは、通信費、交通費が上ることであり、そのためには一〇〇円値上げもやむを得ないと思っています。

●会費 千四百円として支部還元金を三〇〇円とする。

## 昭和55年度予算書 (案)

収入の部			支出の部		
科目	金額	備考	科目	金額	備考
前年度繰越金	8,998,201		人件費	4,350,000	
会費	22,400,000		陳情旅費	1,500,000	
助成金	950,000		普通旅費	2,900,000	
委託費	600,000		交通費	1,100,000	
寄附金	800,000		食糧費	600,000	
雑収入	400,000		印刷費	1,800,000	
			通信費	2,600,000	
			会議費	2,300,000	
			消耗品費	200,000	
			還元金	4,800,000	
			事務所借料費	500,000	
			備品費	300,000	
			慶弔交際費	1,200,000	
			雑費	700,000	
			組織助成費	1,700,000	
			かめだけ落成費	2,000,000	
			予備費	5,598,201	
合計	34,148,201		合計	34,148,201	

## 被爆地拡大に対して

被爆者手帳友の会の考へ方について

昭和五十年に現川中尾地区の被爆地拡大に伴う六km〜八kmの運動については、友の会本部のもとで運動を展開し、その実現をみるに至ったのです。

その後被爆地拡大の運動は被爆地是正期正同盟会（会長 吉田満）がこれを推進する形態となり、それから満四ヶ年の歳月を経て今日に至る結果となりました。これまで友の会としましては運動の進め方について助言し、又財政的にも凡そ九百万円と云う巨費を援助し、この運動の実現方に間接的な支援を送ってきました。その間被爆地是正の運動は地域住民の願いを背景に数々の動員集会を実行して参りました。

そして総額参千万円（推定）と云う資金調達をなし、前記運動を盛り上げて参りました。しかしながら、昭和五十三年十月頃からは友の会から指導助言をこばみ独り歩きをすることとなりました。

友の会としましては、独り歩きをすることをとがめる気持はさらさらありませんが、この運動が成功するならば……ところが運動は成功しませんでした。

それどころか運動は窮地を迎えております。友の会としましては無駄な兵隊・金を使うことを止め、上手な兵隊・金を使うことをするようにと再三に亘り注意して参りました。私達は住民が可愛想でなりません。それに一月には出来る、三月には出来る、五月には出来る、と云うことを止めてくれ、予算編成の十二月に出来なければ翌年まで駄目なんです。そのようなことで

住民はとまどっております。

友の会本部としましては、次の点を改善しない限り運動は成功しないものと思えます。

### 記

- 一、本運動は放射能の影響調査等学術的資料の不足している点を考慮のうえ、関係被爆者団体、関係医療機関の協力、理解をとること。
- 一、本運動が県、厚生省事務局の理解が得られるよう従来の陳情のパターンを改め紳士的に行うこと。
- 一、特に長崎市に於て集会等諸行事をを行う場合は地元市会議員、県会議員の同意を得、無用な摩擦を生じさせないこと。
- 一、本運動が今日まで関係各機関、国会議員等に生じたまさつに対して和解することが先決であり、力でねじ伏せようとした、これまでのあり方を改めることが必要です。

昭和五十四年七月二十八日

長崎市坂本町八番二十九号

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

電話④九二六三



# 基本問題懇談会に出席して

陳述書

平瀬 七子

私は、爆心地から一、四キロのところまで被爆しました。その時が七才で、家の下敷になって、左首の方が神経麻痺となり足関節及びかがとが変形となり歩行困難です。

娘盛りを足が不自由な故にハイヒールもはくことも出来ず、さつそうとして歩く同性をうらやましく思ったことでした。

私は、白血球が常に三千から四千で、常に体調が思わしくありません。

又、私の子供も白血球が三千程度で、いつも顔色がすぐれません。そして疲れ易く被爆の影響ではないかと、毎日、毎日、びくびくして暮しております。

ところで私は二年程前に認定申請を出しましたが却下されました。

私は被爆がもとで病氣勝ちで働くことが出来ず生活も苦しい状態です。私の生家は鉄工所を経営して裕福な暮らしをしておりましたが、原爆後はその甚大な被害で、立ち直ることが出来ません。

そして私の婚家も同じ被爆者ですので、生活が苦しいのはよくお判りのことと思います。

私は一、四kmの被爆者ですので百ラド以上のレントゲンを浴びておるようですが、しかも七才という幼いときに被爆したので、成人で被爆したものより、数倍影響が強いのではないかと思います。

どうか、私達近距離被爆者に対して、又十才未満で被爆したものに、特別に厚い援護措置をお願いします。

一率に措置する現在の制度は、悪平等です。最後に断っておきますが、私と同じところで三才で被爆した妹は結婚に破れ、今大病院で脳しゅうようのため、植物人間となって十年目を迎えておりますことを申し上げます。

陳述書

松尾 恒春

私は二十二才のときに被爆したものです。

その日は、灰まじりの塵、焼残りの紙片等が、村中に散り屋根という屋根、畑にまで、死の灰が積っております。

又、原子爆弾を積んだ、落下傘がとりの戸石に落ちて行きました。

又村中のガラスの大半は割れ、長崎方面から焼けただれた人が三三五五避難して来ました。

その後私達は、高熱を出し、下痢、はき気を催し肝ぞうを悪くしたり、白血球減少の症状を起すもの等原因不明の病気で死亡するものが数人おりましたが、特に幼児が多かったようです。ところで、被爆地区に私達のところはなっております。十二K離れたところの長与町、長崎市竿の浦でも、被爆地区になっております。

私達の地区も何卒地域指定を御配慮下さいますようお願い致します。



## とにかく世間というものは

「一才で神童、十才で天才、二十才過ぎればなみの人」と死んだ姉がよくそんなことを云っていたことを記憶しておるが、最近、小、中学生の自殺がやたらに報道されているが、私達の幼いころは聞いたことがなかった。

親が子供に対する過大な期待が重荷となり、登校拒否となり自殺とか、非行に走るパターンが通常の経過となっているようだ。

教育ママもママゴンとやら云われて怪じうの仲間入りするのだから大変なことである。

私はそんな人に自分の頭と女房の頭とプラスして二で割ったものしか、出来ないんだから、余り過大な期待をしない方がいいですよ!!

親が無学であった人程、大学、大学と云って高学歴を望んでいるようであるが出来もしない子に無理して大学にやらんでもその子供に才能があるものはなんであるか、それをみきわめてその道、その道に進めることがどんなにその本人に取って得策であろうか。

どんなにつまらん人のようでも、非常に得意とするものが、あるのは、私達がよく見かけるところである。

要するに、どんな仕事であっても、倦まずたゆまず努力することが、人生成功の秘訣であると思われる。

その点見栄張りで、なまけもので口のうまい人、調子のよい人が一番危険である。

こんな人と会ったら用心、用心大火傷しますぞ。

## ◎サギ師（うそつき）診断法

最近の世相のなかで、一番目につくのは、サギにかかる人の多いことである。

もともとサギ師というものは、口のうまい、調子のよい話をもつて来る人である。

そこで人一倍頭がよくて、なまけもので、次から次へとうそをつくことの出来る人である。

ところでこのような人は、ちよつと第三者にその人の人となりを聞くと、すぐに身元が割れてしまうのである。

このような人にあつたらこの方法で撃退することである。

## ◎バッチを買って下さい。

友の会では、会員相互の認識のために、バッチを売っております。

よくバスの待合い等でみかけることがありますが、きのご雲の下に五人が立ちならんでいる凶案です。

一個三百円ですのでどうぞ!!



# エネルギー革命と

## 日本人気質

昭和三十五年頃だったと思う。三池大争議という歴史に残るストライキがあった。総資本と総労働の対決といわれた。

その頃をおもうと世界中が油、油とエネルギーの切替えを急いだものだった。あの頃は一バーレルが、二ドルか三ドルが二十年後の今日、三十ドルとはね上り、今や石油が戦略物質となりつゝある。

私は廃山となった炭鉱を買っておくと、金儲けが出来ると、と人に吹聴していたことを思い出す。

又第一次石油ショックのとき、狂乱物価となって、買い急ぐ人々を眺めて、これが食糧不足という事態だったら、きっと暴動が起っているだろうと推測したのである。

石油が安いからと云って、産業の機構をすべて石油に頼ろうとしたエネルギー政策は、みかんがよいからと云って、みかんばかり作るよう指導した農業政策によく似てはいないだろうか!!、とところで、外国産が安いからと云ってみづほの国が米を作るなど云う政策を取っているが、自国産の米を作らなくなったらそのうち、二十倍、三十倍の外国のお米を総理大臣の特派大使を送って貰ってくるようになりはしないだろうか。

身近な例が三十三回忌の祈念事業として「長崎の鐘」を平和公園に六万人の被爆者が五十円募金で作ったら、今度はその公園に三十五周年の記念事業に「新長崎の鐘」を作ろうとするものがあるとか!!無意味なことではないかなあ。

ところで戦争を記録する出版物を全国から集めて平和記念図書

館でも作って、毎年長崎市民賞を贈ったら、又意義がありはしないだろうか。

## 傷害者の妻から

私の主人は、原爆により大火傷をして、かろうじて生き残っております。

ところで、第六項症以上の傷害者が死んだ場合には、その配偶者に七五パーセントの遺族給与金が支払れるとのことですが、私の主人の場合は第五款症ですので、恩恵に浴することが出来ないとのことです。

私は結婚以来、今日まで、いつ発病するか判らない原爆症におびえながら、毎日毎日を過しております。それに私の主人は、厚生大臣が、指定する認定患者です。現行制度は年々改善されて喜ばしいことですが、第六項症以上の傷害者と云わず第五款症以上のものにも特例として認めて頂くようお願いする次第です。

その為には、私達傷害者の妻も陳情に上京して、厚生大臣に訴えたいと思います。



# 被爆者援護のお知らせ

によって、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

所得税額による制限 S .55. 6. 1実施	申請に必要な書類	
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が492,600円までの人 前年の所得税額が492,601円から539,900円までの人 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が492,600円までの人	<b>(共通のもの)</b> ① 世帯全員の住民票の写し (住民票とう本) 住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。  ② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類 { 1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと。 (1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票 (2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明証 (3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの。 (4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。 (但し合算はしない)	① 特別手当認定申請書  ② 診断書 (特別手当用) ● 指定医療機関で診断してもらうこと。
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が492,600円までの人		① 健康管理手当認定申請書  ② 診断書 (健康管理手当用) ● かかりつけの病院、医院などで診断してもらうこと。
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が492,600円までの人	(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票  (2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明証  (3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの。	① 医療手当支給申請書 ② 認定医療証明書 ● 指定医療機関で証明してもらうこと。
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が492,600円までの人	(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。 (但し合算はしない)	① 保健手当認定申請書
本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が492,600円までの人	③ 被爆者健康手帳  ④ 印かん	① 介護手当支給申請書 ② 診断書 (介護手当用) ③ 介護料の支払いを証する書類 (領収書)
所得制限はありません。	葬祭料の申請には、必要書類のほか ① 申請者の印かん ② 死亡した被爆者の被爆者手帳 ③ 各種手当の受給証書を同時に返却して下さい。	① 介護手当支給申請書 ② 診断書 ③ 介護申立書  ① 葬祭料支給申請書 ② 死亡診断書又は死体検案書 ③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または削除された住民票の写し

(昭和55年8月1日改正)

# 原爆特別措置法による 「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」

種 別	支 給 対 象 と な る 人	支 給 金 額
特別手当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けた者（認定患者）のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。	月額 67,500円
		月額 33,800円
	上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。	月額 33,800円
健康管理手当	原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。 (手当の支給される病気) 1 造血機能障害 貧血症・白血病など 2 肝臓機能 〃 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く 3 細胞増殖機能障害 悪性新生物（がん等） 4 内分泌腺 〃 糖尿病など 5 脳血管 〃 脳出血など 6 循環器 〃 高血圧 性心疾患・慢性虚血性心疾患 7 腎臓 〃 慢性腎炎・ネフローゼなど 8 視機能 〃 白内障（先天性を除く） 9 呼吸器 〃 肺気腫など 10 運動器 〃 変形性関節症など 11 消化器 〃 潰瘍の伴うもの	月額 22,500円
医療手当	特別手当にいう認定患者で厚生大臣から認定された負傷、又は疾病で、指定医療機関で治療を受けている場合に、入通院の日数によって支給されます。	入院8日以上通院3日以上 月額 24,500円 入院7日まで通院2日まで 月額 22,500円
保健手当	原爆被爆者で爆心地から2km以内で直接被爆した人及び、その当時その人の胎児であった人で、特別手当又は健康管理手当の支給を受けていない人に支給されます。	月額 11,300円
介護手当	原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。	介護日数20日以上 月額 30,900円 介護日数10日以上20日未満 月額 23,180円 介護日数10日未満 月額 15,450円
		介護人等を雇って介護料を支払ったとき 家族介護等で介護料を支払わないとき 月額 9,250円
葬祭料	原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。	昭和55年8月1日以降に死亡した被爆者 <del>月額</del> 85,000円
		昭和54年8月1日以降昭和55年7月31日までに死亡した被爆者 <del>月額</del> 80,000円

## 陳情こぼれ話

私達は、この運動を初めてから、二十五年になりますが、陳情する政治家、役人など数多く接触するうち、このような結論を得た。

まず、非常に簡単にしかも調子のよい人は、案外いざというときは役にたたないものである。

もつともこの運動は国の財政がからんでくることであり又法体形というものがあるので、そう簡単に出来るものではないのが通例である。

特に政治家というものは、たてまえとほんねとを上手に使いわけているのである。それであの議員が、こんなと言ったからもう大丈夫さと思っていたら、あとで、出来ないので大火傷をしたという話は、世間にごろごろある話である。

昭和四十二年十二月、動員学徒の全国理事会が衆議院第一議員会館会議室で開かれたときのことである。

その頃は、学徒動員が、軍人の六割という遺族給与金、障害給与金であった。そこに当時社会労働委員長をしておられた田中正己さん（後で厚生大臣）がのりこんでこられた。そして顔を真赤にして、学徒動員と軍人は勤務の内容が違うので十割要求は無茶である。"ところで、私はこのような人は、かえって正直な人であろうと思った。

そこで田口長次郎先生にこのことを話したら、あの人はいざというときは頼りになる人ですよ、自分も後で云っておくから"

その後昭和四十三年には軍人の七割、昭和四十四年には八割昭和四十五年には九割、昭和四十六年には、宿願の十割を獲得

したのである。

現在のような財政事情のもとでは政府としても、政策として実行しようとしても、なかなか実現出来ないのがほんとうではなからうか。

予算編成時期ともなれば、全国から何百、何千の団体が押しかけて来るのであるから、簡単に予算がとれないのは、理の当然と云えるのである。

ともあれ、簡単に引き受けてくれない人、むづかしい人、上手が云えない人が、却って信頼のおける人と思っっている。

### ◎千々石に原爆殉難者慰霊碑

千々石町在住の原爆殉難者の霊をなぐさめ、恒久平和の実現を願って、この程完成しました。総工費三百五十万円と聞いております。

なお、落成式は昭和五十五年五月十一日午前十時となっております。



## 親ごころと子供ごころ

私達の会によく尋ねに来られるお年寄が、<sup>〃</sup>実は私のこどもが〇〇県に住んでおりますが、この子供の分の会費を私が支払しますかどうか、会員に入れてやって下さいと云って、あまり豊かでもないくらしのなから会費を支払はれるのをたびたびみかけます。

それで友の会の会員中、他県在住の人の殆んどがこのようなかたちで入会されております。

親と云うものは、何才になろうともこどもはこどもと思つているらしく、こどもは立派に成長され分別盛りと思われるような人でも、未だ行きとどかない点があるのではないかと、私のごとく幼いときに両親を亡くしたものは深く感がえさせられます。ところが、先日このようなことがありました。

一通の現金封筒が山口県から屈きました。開封してみたら会員の息子さんから<sup>〃</sup>生前は母が大変お世話様になっておりました。が去る一月二十五日亡くなりましたのでお知らせ致します。ここに一万円を送金致しますので御査収下さいませ。会長はじめ役員の方々の御多幸と御健勝をこころからお祈り致します。

私はこの手紙を見て、<sup>〃</sup>ああこの家では遺産相続で肉親の醜い争いはないな<sup>〃</sup>と思いました。

最近世間で遺産相続のみにくいあらそいを聞くことの多いのにうんざりしておりました。この息子さんはきつと思慮深く親孝行であつたらうと思ひ、あらためて亡くなられたお母さんのメイ福を祈つた次第です。

## ●高橋みなさん

動員学徒の会の創設のころからの役員で、被爆者手帳友の会の竹の久保支部長を務められた高橋さんは、今年三月、三十年余に亘つて、経営された竹之久保幼稚園の廢園を決断されました。長年月、幼児教育に心身ともに献げられた、先生の御多幸御健勝をお祈りします。

## ●前深江支部長

水田季盛さん

南高深江支部の初代支部長で人格識見、温厚な水田さんが昭和五十五年一月島原温泉病院で亡くされました。ここに謹しみて御メイ福をお祈りします。



## 原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」について

待望久しき原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」は、皆様  
の御協力により六月末完成予定にて現在鋭意清水建設(株)の手で  
建設が進められております。

省りみまずと私達友の会が特別養護ホーム「かめだけ」の設  
立を計画するに至った動機は、あのいまわしい原子爆弾のもた  
らした後遺症によりさまざまな形態で私達被爆者は心身ともに  
さいなんであり、なかでも頼るべき肉身を失い或は、子宝に  
恵まれず不遇な老後を送る人達が安心して療養に専念出来る施  
設を設置することを目的とし、昭和五十三年運動方針の中で  
西彼杵郡連絡協議会の支部事業として取り上げ、西彼杵郡内に  
適当な土地を探したところ、幸いにも西彼町が一七、三二二の  
土地を造成の上無償貸与して戴くことになったので、昭和五  
十三年九月十七日西彼町に於て設立発起人総会を開催し、具  
体的に施設設置のための諸手続きに入った次第です。

その後三回の上京陳情を行うとともに、特別養護ホーム「か  
めだけ」の運営機関として財団法人被爆者福祉会(理事長深堀  
勝一昭和五十四年六月二十二日認可)を設立し、その結果昭和  
五十四年十一月二十一日、日本小型自動車振興会の補助金一億  
参千九万円、長崎県補助金九千九百九拾壹万円、長崎原子爆弾  
被爆者対策協議会補助金二百万が決定し、自己資金と合わせ約  
二億七千万円の費用で特別養護ホーム「かめだけ」の新築事業  
に着手したのであります。

昭和五十四年十二月八日建築現場にて、会の役員各支部長来賓  
約二〇〇名有余の方の参集を得、地鎮祭を挙行し、十二月二十

六日清水建設(株)により工事に着工し、三月末棟上げが完了し、  
六月末には完成の予定にて入所開始は七月中旬の予定です。

そこで会としては折角自分達の手で作ったこの「かめだけ」  
に会員の方が相互親睦の中で老後を豊かに気がねなく、楽しく  
過して戴きたいと念願しております。

この「かめだけ」に入所出来る人は、被爆者で老人丈でなく  
若年者でも身体上又は精神上欠陥があるために常時の介護を必  
要としかつ居宅においてこれを受けることが困難な人達が対象  
であります。

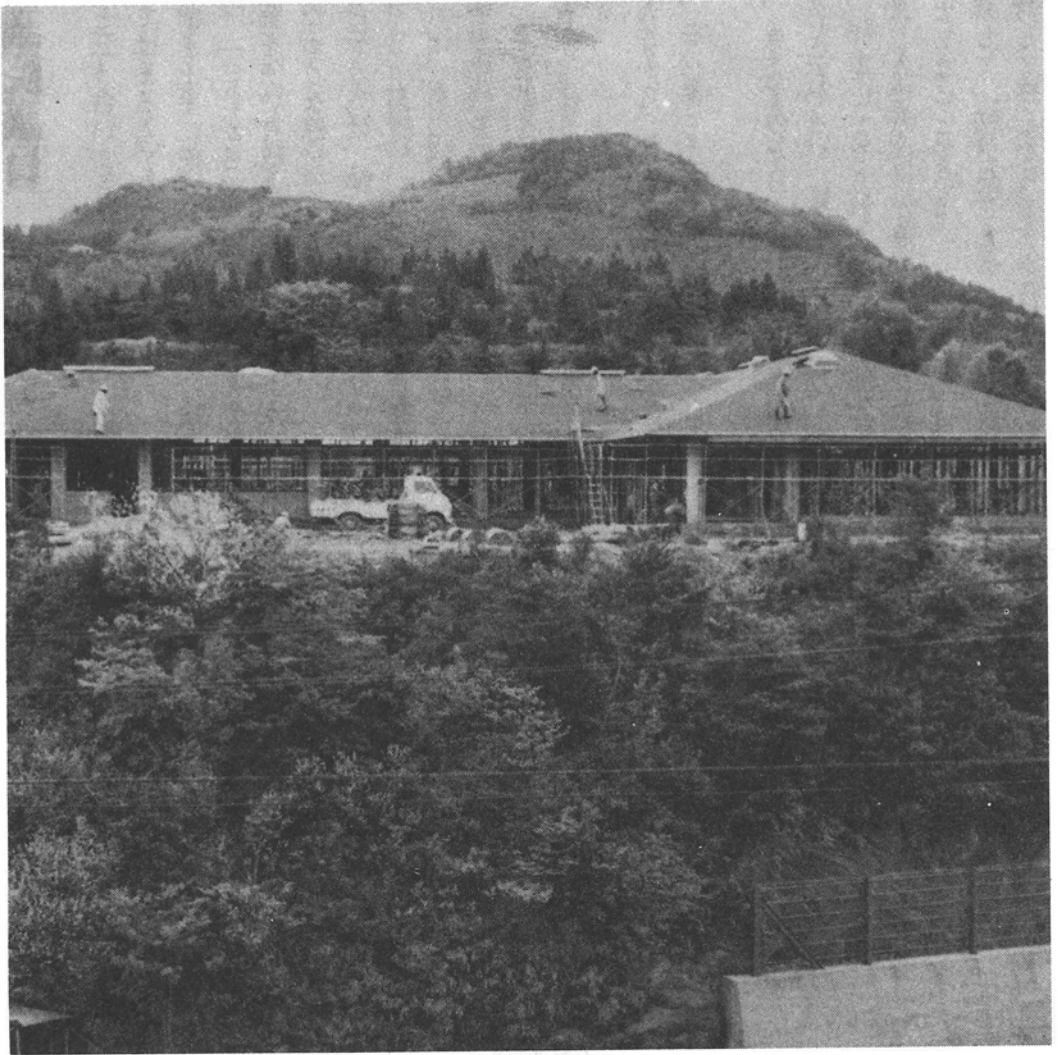
「かめだけ」の特色は入所者が老人丈に限定されるのではな  
く、若い人でも入所が出来、更に入所費用が無料です。即ち被  
爆者の方は標準家庭において年収六三二万迄の方は無料に対し  
同一収入の被爆者でない一般の特別養護老人ホームに入所する  
場合は、月額三九、八〇〇円を自己負担せねばなりません。

又この「かめだけ」が他の特別養護老人ホームと違った設計  
としては、入所者を見舞いに来られる家族や、知人、友人の方々  
が入浴の上一晩泊って入所者と一諸に過すことが出来るような  
場所も設けております。

ついては、会としては今から入所を希望される方及び、現在他  
の施設に入所しておられる方でも、この「かめだけ」を利用さ  
れるようおすすめていたします。

入所を希望される方は本部迄御連絡戴ければ、本部より入所  
についての事務手続き等一切のお世話をいたします。





## 初村滝一郎参議院議員

“人生意気に感ず”と云う古いことばがあつたが、このことばが、この人にずばりあてはまる人である。

政治家には、本音と建前を上手に使いわけ、「前向に検討する」。「善処することになります」。「これからの課題として考えておきます」とか、いろんな言葉を使い有権者をそらせないようにする人が最近とくにふえて来たような感じがする。

ところがこの初村滝一郎と云う人は、絶対にそれをしない。

やると云つたら、絶対にやる。刃折れ、矢つきてもなお突進する人である。あの仕事をすれば、あの団体が恐いからあれをしない、この仕事をすれば〇〇業会が感情を損はないだろうと、気がねして、うまいことばかり云つてお茶をにごして、結局任期中、仕事らしい仕事をせずに歳費をがっぽり貰つて終りとした政治家も数多く見受ける時代である。

ところで、このような人だから、きっと敵が多いのではないかと思ふ人もあるだろうが、さにあらず敵と云う敵は殆んどと云つてないのである。

それは何故であるかと、考えてみたら、決して人の悪口を云わない。済んだことをくどく云わない。気性のさっぱりした人であるからである。その点、昨年亡くなられた田口長治郎先生と氣質のいたところが、又二人は派ばつが違うにもかかわらず、仲の良かったのも、もつともなことである。

ある女性は、初めて上京して、初村先生と会つて、「初村先生ってかっこいい、仕事に対して真しぐらですからね、男らしいわ!!」女性と云うものは男が真剣に仕事に取り組んでいる姿が一番

の魅力だと云うのですから、むべなるかなである。原爆病院、特養ホーム、かめだけ、保健手当（近距離被爆者）の創設、被爆地拡大、時津、長与、現川、中尾等六K、八K圏等数をあげればきりがないので筆をおくことにする。

好漢 初村滝一郎に幸いあれ。



# 松浦いさお氏の横顔



世の中、「建前」と「本音」ということがよく言われる。

お互いが、自分の背負っている背後とか、世間一般の俗にいう「目」とかを気にして表面をつくろう議論ばかりしていると、いつの間にか「本当のこと」がどこかにいってしまっている。どうも近頃はそうした事が色々の場が多いように見える。しかし、建前を言っていればその場は気楽であるが、そのつみ重ねの結果は、とり返しのつかないことになってしまふから恐ろしいのである。日本全体が大へんな時期にぶつかっている時、こんなことでは心配でならない。その点、この松浦功氏は、自治省で財政局長、消防庁官、事務次官の時も、北九州市で助役をしていた時も、一貫して「本音」を貫いた「意志の人」であり、今日、国政を担わせるにはまことに頼もしい限りの人である。又、理くつに合わぬと、なかなか「うん」と云わないが、一度「うん」言ったら、徹底してやってくれる男らしい男である。人物としては責任もってすすめられる。

## 長崎県被爆者手帳友の会 本部役員及び職員

役員名	氏名	住所	電話
会長	深堀 勝一	[Redacted]	[Redacted]
副会長	高尾 徳一		
事務局兼会計	伊藤 三十郎		
事務局次長	深堀 義昭		
生活指導部長	磯田 泰子		
組織部長	竹馬 五洲		
理事	古川 秀夫		
常務理事	松岡 国一		
監事	山口 一之忠		
〃	福山		
事務職員	中島 春乃		
相談役	西本 浅吉		
〃	国分 英三		
〃	藤野 義一		

# 被爆者手帳友の会の推せんする病院

<p>内科（消化器・呼吸器・循環器）</p> <p>木下内科病院</p> <p>長崎市江戸町</p> <p>TEL [REDACTED]</p>	<p>内科・精神科</p> <p>賀来病院</p> <p>長崎市三原町</p> <p>TEL [REDACTED]</p>	<p>内科</p> <p>浦山内科医院</p> <p>長崎市出来大工町</p> <p>TEL [REDACTED]</p>	<p>内科・小児科</p> <p>森内医院</p> <p>長崎市家野町</p> <p>TEL [REDACTED]</p>
<p>外科</p> <p>鍬先病院</p> <p>西彼杵郡時津町浜田郷</p> <p>TEL 二一六六三二</p>	<p>外科</p> <p>大久保病院</p> <p>長崎市戸石町</p> <p>TEL [REDACTED]</p>	<p>式見地区の皆さま 外科（入院設備あり）</p> <p>山崎病院</p> <p>長崎市四杖町</p> <p>TEL [REDACTED]</p>	<p>内科</p> <p>吉田病院</p> <p>巖原町日吉</p> <p>TEL [REDACTED]</p>
<p>諫早地区の皆さま 内科・小児科</p> <p>吉田経夫病院</p> <p>諫早市城見町</p> <p>TEL 二一〇四一四</p>	<p>多良見地区の皆さま</p> <p>犬尾外科胃腸科病院</p> <p>西杵杵郡多良見町化屋</p> <p>TEL [REDACTED]</p>	<p>東長崎地区の皆さま 内科・小児科</p> <p>林田病院</p> <p>長崎市田中町</p> <p>TEL [REDACTED]</p>	<p>内科</p> <p>野口医院</p> <p>佐世保市大宮町</p> <p>TEL [REDACTED]</p> <p>内科</p> <p>久保病院</p> <p>佐世保市田原町</p> <p>TEL [REDACTED]</p>

# 長崎県被爆者手帳友の会

昭和五十六年度

## 支部代表者大会資料

事務所 長崎市坂本町八の二九

大学病院正門前

### 長崎県被爆者手帳友の会

電話④九二六三・④六二四四

## 有終の美を飾るために

長崎県被爆者手帳友の会

会 長 深 堀 勝 一



私が、原爆被爆者の運動を、初めたのが昭和三十二年でした。当時、原爆医療法も制定されておらず、被爆者に対する国家的施策は、ゼロでした。私は、病臥している人や、ケロイド、身体障害者、又は肉親を失って、困っている人を、なんとか国の援護施策により、救うことが、先決だと思ひ、現在の黒崎支部長、辻原光男君と相談し、

長崎県動員学徒犠牲者の会を結成しま

した。

会場の長崎市農民会館に、参集してくれた人は、僅か二十名前後の人でした。八百通、案内状を出したのに、がっかりしたものでした。その中には、磯田泰子、村崎圭子さんは、未だに役員として、終始、一貫協力してもらっております。

然し、会員の中で多くの人が亡くなりました。

昭和三十三年三月の国会で、動員学徒女子挺身隊、徴用工が援護法の一部改正で、遺族給与金、障害給与金を僅かばかり、支給されるようになりました。しかしながら、軍人、軍属の四割程度で、劣悪なものでした。「軍人・軍属のみ」との合言葉に、毎年数回、寝台車にも乗ることの出来なかつた会の財政事情でしたが、誰一人、不平をいう者もなく、ひどい人は自費で上京をした人もいたくらいです。

「軍人・軍属のみ」も、昭和四十二年に六割、昭和四十三年に七割、昭和四十四年に八割、昭和四十五年に九割、昭和四十六年に宿願の、十割を獲得することが出来ました。

私は、この学徒動員の運動が順調に、前進している状況の中で、どうして、一般原爆被爆者の、国家的な援護施策が、前進しないのか、やきもきしておりました。

これは、なんとかしなければと思ひながらも、被爆者の運動を他にしているところもあるし、私も農林省に勤務していた関係で、出来ることならば、一般被爆者の運動はしたくなかつたのです。

昭和三十八年頃から、この話が理事会のなかでも、話題に昇つていたのですが……ところが、昭和四十二年の国会で、とき

の佐藤栄作首相が「戦争犠牲者の援護施策は、もう終わった」という演説をしたので、さあ、これじゃ大変だと、学徒動員の有志一同相集い、被爆者手帳友の会を作ることとして、青少年センターの一室で、結成総会を開き、七十名程度の参加で、この声をあげたわけです。

私はそのとき、他の団体の悪口をいうまい、又、他の団体の組織している地域を荒らすまいと、決意していたわけです。

「未だ見ぬ方の花を訪ねん」という心境で、全然、組織のないところを、日常活動の最重点地区として、組織作りに専念し、あけてもくれても組織・組織・組織の毎日でした。

ちなみに、結成後一年経過したときに日曜日、祭日に集会したのが三十一回で、当時、日当百円でしたので、三、一〇〇円日当を貰ったことを、今も憶えております。

その後、特別措置法も年々改善され、友の会を結成した、昭和四十二年度が、国家予算が二十八億でしたのが、昭和五十六年度が、九百五十五億円となりました。

又、昨年は、特別養護ホーム「かめだけ」今年は、新原病院も着工し、来年は、世界に誇るであろう原爆病院がオープンして、こころおきなく療養に専念されることとなるでしょう。しかしながら、長年月に亘って、会を支えていた、多くの役員、会員が亡くなられました。友の会結成当時、又、苦難な時期に参加して下さった同志は、純粋な人ばかりでしたが、組織というものは順調に行けば行く程、あの組織を利用してという人が、出て来て選挙・利権等で悪用し、次第に腐敗して行くのは、どこの組織にも見られる現象であると思います。

友の会も、そういう時期が来ていると、判断しております。

最近、ひよんな人が、二、三出て来たのも、このたぐいの人でした。「悪貨が良貨を駆逐する」ということばがあるが、このような為になんが為のものに、利用されることなく、私達は残された課題に全力を投球しようと思っております。数は問題ではなく、これからは質が問題だと思います。

「わが道を行く」信念で、有終の美を飾る決意であります。

## 本会のあゆみ

昭和三十二年十一月十日

### 昭和三十二年度

(本会の母体長崎県動員学徒犠牲者の会発会)

予算額 老億七千万円

・原子爆弾被爆者の医療に関する法律

一、原爆疾病の医療に関する法律

一、健康診断の実施

一、被爆者健康手帳の交付

### 昭和三十五年度

予算額 二億円

・特別被爆者制度の創設

・医療制度の創設

・医療手当の創設 月 二、〇〇〇円

### 昭和三十七年度

予算額 一〇億円

・特別被爆者の被爆範囲の拡大

・2K〜3K

### 昭和四十年年度

予算額 一八億

# 軍国化への警告する

戦後、私が読んだもので、一番、感銘の深かったものは、憲法であつたと思う。

長い戦争の果てに、やっとかちとつたものは、ただ、これだけであつた。

戦前、戦中、と日本国が進んだ道は、軍国化への道を、まっしぐらだつたと思う。

元来、日本人というものは、権力に非常に弱く、長いものに巻かれるという生き方が非常に多かった為に原子爆弾が頭上に炸裂するまで、「勝つた」「勝つた」のかけ声にだまされて、一億一心、滅私奉公とあたら貴重な生命を失つたわけである。

私達、原爆被爆者は、第二次大戦の最大の被害者と位置づけられ、近年になつてやっと、援護の手が差しのべられるようになったのであるが戦争さえなかりせば、この様な結果を生むことはなかつたと思う。

このようにしてやっと、かちとつた憲法が、このところどうも、おかしき空気である。

ソ連のアフガン進駐以来、憲法改正の話題が、国会をはじめ、いろいろところで論議されているのである。

それが、だんだんエスカレートして、最近に至つては徴兵論議までに飛躍しているのは、誠にもつて物騒な話である。

もともと国を守る必要は、誰でも承知できるのであるが、国を守る為に、他国をたたかねば、国を守ることが、出来ないという論理は、どうしても納得出来ない、そのようなことをすれば他国も必ず、軍備を強化する様になるのは必死である。

疑心暗鬼が、疑心暗鬼を生み、戦争へと発展するのである。他国からどんな圧力がかかろうとも軍備を強化するのは反対すべきである。

戦後、焦土と化した原子野にたつて、戦争は決して、してはいけないと思つた。

あのとまのころを、今一度思い起し、戦争をたくらむものを断呼粉碎しようと思つたのである。

・ 医療手当の増額 月 三、〇〇〇円

・ 特別被爆者の範囲拡大

・ 入市者の一部

・ 放射能濃厚地区

## 昭和四十一年度

予 算 額 二二億円

・ 特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

## 昭和四十二年度

予 算 額 二八億円

・ 医療手当の増額 月 三、四〇〇円

(昭和四十二年六月十八日)

## ●被爆者手帳友の会発足

## 昭和四十三年度

予 算 額 四五億円

・ 特別措置法の制定

・ 特 別 手 当 一〇、〇〇〇円

・ 健康管理手当 三、〇〇〇円

・ 医 療 手 当 五、〇〇〇円

・ 介 護 手 当 日 額 三〇〇円

## 昭和四十四年度

予 算 額 六〇億円

・ 葬祭料の創設

特別被爆者の死亡した場合

一〇、〇〇〇円支給

## 昭和四十五年度

予 算 額 七一億円

# 昭和五十五年度経過報告

## 一、国会陳情活動について

回数	期	日	日程	人	員
第一回	六月	七日	五泊六日	西本相談役ら	四名
第二回	十一月	五日	〃	会長ら	三名
第三回	十一月	十一日	〃	〃	〃
第四回	十二月	十四日	四泊五日	会長ら	六名
第五回	十二月	二十二日	〃	西本相談役ら	二名
第六回	二月	四日	〃	会長ら	四名
第七回	三月	十六日	〃	〃	〃

## 二、本会の主は行動経過

- 四月 十一日 原爆被爆者基本問題懇談会 東急ホテル
- 四月 十五日 第一回拡大理事会
- 〃 二十一日 三団体連絡協議会
- 五月 十一日 千々石原爆慰霊碑 落成式
- 〃 十三日 昭和五十五年度 支部代表者大会
- 〃 十六日 被爆地区是正協議会 日赤
- 〃 二十三日 小長井支部総会 初村参議出席
- 〃 二十五日 原対協理事会
- 六月 七日 第一回、政府・国会陳情団 西本浅吉外三名
- 六月 十二日 北有馬支部 結成総会
- 七月 二十一日 原爆特養ホーム “かめだけ” 入所
- 〃 二十四日 原爆病院建設促進の文書発送一万部
- 〃 二十八日 諫早本野支部総会
- 八月 五日 “かめだけ” 落成式
- 〃 八日 原水禁大会
- 〃 九日 原爆殉難者慰霊祭
- 〃 十五日 全国戦没者追悼慰霊祭
- 〃 二十九日 三団体連絡協議会
- 九月 六日 原水禁九州ブロック協議会
- 〃 九日 福江支部総会
- 九月 十二日 第二回 拡大理事会

- ・各種手当の所得制限の緩和 二九、二〇〇円
- ・介護手当の増額 最高 一〇、〇〇〇円

昭和四十六年度 予算額 八六億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上
- ・特別被爆地域の範囲拡大

### 昭和四十七年度

予算額 一一五億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- ・諸手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十八年度

予算額 一三三億円

- ・健康管理手当支給対象者の拡大 50才以上
- ・手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十九年度

予算額 一五五億円

#### ●被爆者手帳の一本化

・各種手当の増額

・健康管理手当 七、五〇〇円

・特別手当 一五、〇〇〇円

・医療手当 七、五〇〇円

#### (新) 治療した者

・葬祭料 二二、〇〇〇円

・介護手当 一八、〇〇〇円

・時津、長与の直接被爆地指定

九月 二十日 有川支部總會  
 〃 二十二日 平戸支部總會  
 〃 二十三日 北松大島支部總會  
 〃 二十七日 鷹島・福島支部結成準備  
 〃 三十日 原爆病院運営委員会旧製鋼所跡地に決定  
 十月 二日 県議会厚生委員会 被爆者手帳交付促進の件  
 〃 五日 政府・国会陳情 会長外二名  
 〃 十三日 小浜支部總會  
 〃 十九日 黒崎支部總會  
 〃 二十日、二十一日、二十二日 五島各支部巡回相談  
 十月 二十三日 被爆地区是正協議会  
 〃 三十日 稲佐支部總會  
 十一月 七日 友の会古賀支部ホーム慰問  
 十一月 十一日 政府国会陣情 会長外二名 県議会厚生委員八名と共に  
 十一月 十三日 小瀬戸地区集會  
 十一月 十四日 深堀支部總會  
 十一月 二十一日 戸町支部總會  
 十一月 二十六日 稲佐支部ホーム慰問  
 十二月 四日 被爆地区是正協議会グランドホテル  
 十二月 五日 被爆者健康教室 日赤四階  
 十二月 六日 西彼、大島支部説明会  
 十二月 十一日 緊急拡大理事会 勤労福祉会館  
 十二月 十三日 新原爆病院起工式・友の会忘年会  
 十二月 十四日 政府・国会陳情 会長外一名  
 十二月 十九日 福江支部 研修旅行来所  
 十二月 十九日 日本ベトナムXマスパーティー “かめだけ”  
 十二月 二十八日 政府国会陳情 会長外五名  
 十二月 二十八日 政府原案決定

**昭和五十六年度**  
 一月 七日 改正特別措置法速報一八、〇〇〇通送付  
 一月 十三日 加津佐支部長 宮崎明男氏死亡に伴なう会長申問  
 一月 二十七日 被爆者援護法制定総括討論集會  
 二月 三日 被爆地区是正協議会  
 二月 四日 政府・国会陳情 西木相談役外一名  
 二月 七日 諫早真津山支部總會  
 二月 十日 南串山支部總會  
 二月 十四日 多良見・東西支部 合同役員會  
 二月 十六日 被爆地区是正のため保険部長陳情

● 所得制限緩和 八〇、〇〇〇円  
**昭和五十年年度**  
 予算額 二五五億円

● 保健手当の新設 六、〇〇〇円  
 ● 家族介護手当の新設 四、〇〇〇円

● 各種手当の増額 二四、〇〇〇円

● 特別手当 二二、〇〇〇円

● 治療した者 一四、〇〇〇円

● 医療手当 一二、〇〇〇円

● 健康管理手当 一一、〇〇〇円

● 介護手当 一一、〇〇〇円

● 年令制限の撤廃 一一七、五〇〇円(六月より)

● 所得制限の緩和 一一七、五〇〇円(六月より)

● 葬祭料 二二、〇〇〇円

**昭和五十一年年度**  
 予算額 三六九億円

● 所得制限の緩和 一八三、八〇〇円

● 各種手当の増額

**昭和五十二年年度**  
 予算額 四二六億円

● 各種手当の増額

● 所得制限の緩和

**昭和五十三年年度**  
 予算額 五三九億三千万円

● 各種手当の増額

● 所得制限の緩和

**昭和五十四年度**

● 所得制限の緩和

二月二十一日 県央地区ホーム設立世話人会  
 二月二十五日 ローマ法王来日  
 二月二十六日 平和公園献花  
 三月 六日 放影研地元連絡会議  
 三月 十一日 理事会 日赤長崎支部  
 三月 十六日 政府国会陳情 会長外二名

### 三、運動の成果

予算額 九百五十五億円

- 1、医療特別手当の新設
- 2、認定患者の所得制限撤廃
- 3、近距離被爆者のうち、ケロイド、身体障害者、孤老に対する保健手当加算分新設
- 4、各種手当の増額
- 5、移転改築の新原爆病院の着工
- 6、特別養護ホーム“かめだけ”満床

### 四、各種相談業務について

被爆者手帳、各種手当の申請、受診者証の切替等を重点として、行なっているが、未だ法律の普及が十分でないため、国の援護施策が未端に浸透していないようである。

- 1.手帳申請及び諸手当の申請 四五〇件
  - 2.健康診断受診者証切替申請 一八五件
- (以上は、本部のみの集約であり、各支部においては、この数字以上のものが行なわれていると思う。)

### 五、被爆地区是正について

友の会としては、これまで運動を正常の運動に返して、実現方に努力して来たが、国会議員、県会議員、市会議員、広島県市、長崎県市等足なみの乱れがあり、又この運動を推進する他の団体の不人気もあり、簡単に結着がつきそうにない、いすれにしても、かなりの年月を要すると思ふ。

予算額 六六三億七千万円

- ・各種手当の増額 六〇、〇〇〇円
- ・特別手当 二〇、〇〇〇円
- ・健康管理手当
- ・特別養護ホーム“かめだけ”建設費計上
- ・二世健康診断の実施

### 昭和五十五年

予算額 八三九億円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和
- ・原爆病院移転改築費決定
- ・特別養護ホーム“かめだけ”落成

### 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

- ・医療特別手当の新設
- ・認定患者の所得制限撤廃
- ・近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算分新設
- ・各種手当の増額
- ・移転改築の新原爆病院の着工
- ・特養“かめだけ”満床

# 「非常にむづかしいのですが でもやらねばならぬ被爆地区是正」 住民がかわいそうだ!!

昭和五十年、現川・中尾地区が、特例地域と認められてから、既に六年を経過しました。

現在の被爆地区是正の運動は、どろ沼の中に首までつかって、もがいているような状況です。

昭和五十一年頃から、政府は財政緊縮の理由で、被爆地区拡大を拒否してあります。又、同じ被爆地である広島県においても、黒い雨の降ったところを被爆地に認めてくれとの運動も、展開されております。

長崎県が一、〇〇〇名、広島県が一〇〇、〇〇〇万名という人員です。これだけの数字の人を、被爆者と認めることは、政府として、非常にむづかしいというわけです。

次に、科学的の方向でといって、実施された残留放射能調査が、長崎市西山町四丁目を除いては、他の被爆地以外のと数値が、変らなかつたという結果が、でていることです。

それに被爆地を新に、ひろげることにについて、被爆者自身に反対が、多数いることで、相当根強い反対意見があり、又、原爆関係の施設についても、同様の状況であるわけです。

これらのことを考えてみると、なかなかのものであるということ、皆様方、よくわかりのことと思います。

よく世間で、すぐに出来るかのように、伝えられておりますが、うまくいことをいう人は、案外出来ないものです。

特に、政治家のいうことは「ホンネ・たてまえ」があつて、信用できません。政治家のいうことを聞いて、大火傷した人は、世間には、ごろごろいるわけです。特に選挙前の政治家には、とくにその点を注意する必要があります。

そこで友の会は、どうするかと申しますと、これまで、色メガネで見られていた、運動を原点に戻して、地道に、筋をとおして、厚生省、国会議員の諸先生、長崎県、広島県の当局、原爆関係の諸施設の方々、被爆者団体の方々の御意見を聞きながら、一歩／＼話をつめて行

きたいと思えます。

時間は、かかると思いますが、これより他に方法はないと思えます。又、今日までは、十二K、同時に解決という方法をとられて、おりましたが、ここ六年間一歩も、前進しなかつたことをかえりみて、一地区二地区だけでもよい。

打破されるどころから、打破つて、最終的には全地区へと進んで行きたいと思つております。

最後に、友の会としては、被爆地区是正の地区住民から、カンパならびに会費は、貰はないように指導しております。

と、申しますのは、本運動が非常にむづかしいので、お金まで貰つてするわけには参らないからです。

その為に、友の会の運動方針にとりあげ、被爆者援護運動と同次元に解決をはかりたいと思つております。

## 東京宿泊所「長崎寮」

私達が上京したら、泊るところと云つたら必ず「長崎寮」となることは必至である。

この寮は、四階建のビルで四十ばかりの部屋がある。

経営は多分、県庁だろうと思うが、従業員が、長崎の人間ばかりと云うので安心して泊ることが出来るのである。

よく「おのぼりさん」でどこかに行つたらばられたという話はちよくちよく聞くがここでは絶対にならないのである。それに旅館・ホテルのテレビは百円硬貨を入れてみるのが普通のパターンであるが、それが無いのが又格別である。

僅か百円か二百円のゼニだけど、そんなにガメツクとムキになるがオチである。

それにしても、あの支配人がよい、何事をするにも人間が一番大切である。

# 昭和56年度被爆者対策の概要について

## 一、医療特別手当

このたび、新設されたもので、従来の医療を変更するもので、月々病院に通院しなければ医療手当が交付されなかったものであります。その繁雑さを緩和するための制度であり、認定患者にとっては、大きな朗報である。

なお、認定患者にも従来所得制限（四九二、六〇〇円）があったが、これが今年から撤廃されました。支給月額九八、〇〇〇円

## 二、治ゆ認定患者に対する特別手当

従来どおり、治療を要しない認定患者に支給されるもの↓支給月額  
三六、〇〇〇円

## 三、健康管理手当

従来どおりの方法で支給されるが、所得制限は、四九二、六〇〇円である。↓支給月額二四、〇〇〇円

## 四、保健手当（A）

2K以内の直接被爆者に病気でなくとも支給されるのは従来どおりであり、所得制限は四九二、六〇〇円である。支給月額一一、〇〇〇円

## 保健手当（B）

昭和五十六年度、新設されたものであり、勿論友の会の要望により実現されたものである。

2K以内の直接被爆者のうち、左記のものについて支給されるが、未だ施行規則ができないので、厚生省筋から聞いた内容であるので、この線で行くものと思われる。

(1)ケロイド……原爆により熱線で火傷したもので、医師の診断がある  
(2)身傷者……原爆により、身体障害者となったもので、この場合3級以上のもの

(3)原爆孤老……原爆により、肉親を失ったもので七〇才以上の人で現在一人であらしている人

以上、支給月額二四、〇〇〇円 ◎なお、右記手当は、他の手当と併給されません。

五、原爆小頭症患者手当↓長崎市に数名いる程度であるが、次のように改正されます。支給月額三三、六〇〇円  
この場合、医療特別手当は、併給されず。

六、介護手当↓他人を雇って介護した場合に支給されるものであって、医師の意見書を必要とします。支給月額三二、一〇〇円

七、家族介護手当↓家族が看病した場合、支給されるものであって、同じく医師の意見書を必要とします。支給月額一〇、〇〇〇円

八、葬祭料↓不幸にして被爆者が死亡した場合を支給されるものであって、自殺、交通事故の場合支給されない。支給額九七、〇〇〇円

なお、諸手当のアップは、昭和五十六年八月から所得制限の改正は、五十六年六月と予定されております。

追伸 原爆病院移転改築の予算五億円追加計上のため、総工費四十七億円のうち、四十億円程度の公費を獲得したことになります。

又、広島市に、昨年の特養ホーム（かめだけ）について、特養ホームが五十六年度新設されることになりました。

## のどもと過ぎれば……

たしか、昭和三十九年頃だったと思う、長崎市の水不足で困ったことを記憶しておるが、その後、対策が急がれて、今日のような事情と相成ったわけである。

本島市長が南総の水を必要としないと云って物議をかもしているが、当時、水の〇〇〇と称し、市民にアピールして、予期しない大量票をとった政治家も出現したくらいである。

長崎市民の感覚も十数年の間に変われば変わったものである。ドロナワは困りますからね、将来の展望を誤まらないようにすることが肝心？

# 昭和56年度運動方針（案）

政府に対する要望事項

- 1 原爆死没者に弔慰金を交付すること。
- 2 死没者一人に対して二〇万円として一五万人×二〇万円＝三〇〇億
- 3 爆心地から半径十二Kまでの地域住民に健康診断受診者証を交付すること。
- 4 全被爆者に対して、被爆者年金を交付すること。
- 5 現在、被爆者の七三パーセントが、諸手当を受給しているが、これを年金として、三六万円を要求する。三〇万人×三六万円＝一、〇八〇億
- 6 近距離被爆者に対して、次の手当を交付すること。
- 7 A爆心地から、一、六Kまでの被爆者に対しては、月額六万円の手当を交付すること。一万五〇〇人×七二万円＝一〇八億
- 8 B爆心地から、一、六Kから二Kまで、被爆者に対して、月額四万五〇〇〇円の手当を交付すること。四万人×五四万円＝二一六億
- 9 なお、障害を有するものは、プラスアルファを加算すること。
- 10 5被爆2・3世に健康診断受診証を交付すること。
- 11 6若年被爆者に特別な健康管理と援護施策を充実すること。
- 12 若年時に被爆したものは、成年者のそれと数倍の影響を受けたであろうと推定される。
- 13 7被爆者に対して、医療用レントゲンを最小限にとどめるよう、規整措置を講ずること。
- 14 ガンの集団検診等では、多数のレントゲンをとっておるが、被爆者に対しては、出来るだけ省略すること。
- 15 なお、超音波装置を活用する等、再検討の必要がある。
- 16 8被爆者特別養護ホームを長崎市外に一ヶ所設置すること。
- 17 ◎印は、昭和五十六年度重点項目とする。

国・県に対する要望事項

- 1 1 汽車、電車、バス、船等の運賃を、身体障害者なみの半額割引をする

## 昭和55年度決算書

（自昭和55年4月1日  
至昭和56年3月31日）  
長崎県被爆者手帳友の会

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
前年度繰越金	8,998,201		人件費	2,398,700	
会費	21,220,250		陳情旅費	1,246,780	
助成金	1,000,000		普通旅費	2,203,368	
委託金	600,000		交通費	701,028	
寄附金	776,400		食糧費	413,441	
雑収入	475,543		印刷費	1,820,700	
			通信費	1,360,685	
			会議費	1,808,223	
			消耗品費	42,705	
			還元金	4,347,700	
			事務所借料費	276,000	
			備品費	0	
			水道光熱費	111,057	
			慶弔交際費	361,600	
			雑費	574,829	
			組織助成金	2,235,000	
			「かめだけ」落成費	2,000,000	
			次年度繰越金	11,168,578	
合計	33,070,394		合計	33,070,394	

上記のとおり相違ありません。  
会計監査

昭和56年4月8日  
福山 忠  
山口一之

こと。  
 2 被爆者手帳の交付については、公正かつ、適格に処理し、円満な運用を期すること。

## 平和運動について

軍国主義化への道を急ぐ、わが国を憲法の精神に遵守するための運動を、展開すること。

1 平和憲法を遵守するための行動

2 軍備全廃、核廃絶、原子力の平和利用の反対。

## 会費について

五六年三月末まで、年度繰越金が一、一六万円であるので、昨年通りとする。年額一、四〇〇円として、支部還元金三〇〇円とする。

一、一六万円の年度繰越金は多額なものであるのは、役員の無報酬であること。

経費節減に努力した結果のもので、ただ、漫然と残ったものではありません。

なお、類以団体の年会費を参考までにお知らせします。

身体障害者団体 年額一、五〇〇円

厚生年金受給者友の会 年額一、五〇〇円

(いずれも昭和五五年度)

# 昭和56年度予算書

長崎県被爆者手帳友の会

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
前年度繰越金	11,168,578		人件費	2,640,000	
会費	21,220,000		上京陳情旅費	2,400,000	
助成金	1,000,000		普通旅費	2,423,000	
委託金	600,000		交通費	780,000	
寄附金	800,000		食糧費	450,000	
雑収入	500,000		印刷費	2,004,000	
			通信費	2,720,000	
			会議費	1,980,000	
			消耗品費	50,000	
			還元金	4,500,000	
			事務所借料費	320,000	
			備品費	260,000	
			水道光熱費	150,000	
			慶弔交際費	700,000	
			雑費	700,000	
			創立15周年事業費	3,000,000	
			組織助成費	2,000,000	
			ホーム設立準備費	1,000,000	
			予備費	7,211,578	
合計	35,288,578		合計	35,288,578	

(昭和56年8月1日改正)

# 原爆特別措置法による被爆者援護のお知らせ

「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によって、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

種別	支給対象となる人	支給金額	所得税額による制限 S56. 6. 1実施	申請に必要な書類	
医療 特別手当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けた者（認定患者）のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。	月額 98,000円	所得制限撤廃	<b>(共通のもの)</b> ① 世帯全員の住民票の写し (住民票とう本) 住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。  ② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類 (1月から3月までに申請する) 人は前々年分、4月申請する 人は前々年分と前年分を提出 (のこと。)  (1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票  (2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明証  (3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの。  (4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。 (但し合算はしない)	① 特別手当認定申請書
特別手当	上記の認定を受けたことのある人で現に治癒等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。	月額 36,000円			③ 被爆者健康手帳  ④ 印かん
健康管理 手当	原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。 (手当の支給される病気) 1 造血機能障害 貧血症・白血病など 2 肝臓機能 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く 3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等) 4 内分泌腺 糖尿病など 5 脳血管 脳出血など 6 循環器 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患 7 腎臓 慢性腎炎・ネフローゼなど 8 視機能 白内障(先天性を除く) 9 呼吸器 肺気腫など 10 運動器 変形性関節症など 11 消化器 潰瘍の伴うもの	月額 24,000円	本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 492,600円までの人	① 健康管理手当認定申請書  ② 診断書(健康管理手当用) ●かかりつけの病院、医院などで診断してもらうこと。	① 医療手当支給申請書 ② 認定医療証明書 ●指定医療機関で証明してもらうこと。
保健手当 (加算分)	1. 3級以上の身障者であること 2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの 3. ケロイドの人	月額 24,000円	本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 492,600円までの人	(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの。  (4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。 (但し合算はしない)	① 保健手当認定申請書
保健手当	原爆被爆者で爆心地から2km以内で直接被爆した人及び、その当時その人の胎児であった人で、特別手当又は健康管理手当の支給を受けていない人に支給されます。	月額 12,000円	本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が 492,600円までの人	(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。 (但し合算はしない)	① 介護手当支給申請書 ② 診断書(介護手当用) ③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)
介護手当	原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。	介護日数20日以上 月額 32,100円	本人、配偶者扶養義務者の前年の所得税額が 492,600円までの人	③ 被爆者健康手帳  ④ 印かん	① 介護手当支給申請書 ② 診断書 ③ 介護申立書
葬祭料	原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。	昭和56年8月1日以降に死亡した被爆者 月額 97,000円	所得制限はありません。	葬祭料の申請には、心要書類のほか ① 申請者の印かん ② 死亡した被爆者の被爆者手帳 ③ 各種手当の受給証書を同時に返却して下さい。	① 葬祭料支給申請書 ② 死亡診断書又は死体検案書 ③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または削除された住民票の写し



# 基本懇の答申のあらまし

戦争犠牲というものは、国民のすべてが受けたものであつて、ひとしく受忍しなければならぬ。

原爆被爆者は放射線による健康障害など、一般戦争被害者とは違った意味において、国家保障が必要であるが、これも制限されるべきであり、弔慰金、遺族年金は他の戦争犠牲者とのバランスで支給すべきでない。

従来 of 被爆者対策は、損害救済制度の色彩が強いが、これは適当でない。

又、現行法では、一率総花的であるが、今後は被害の実態に応じた対策が必要である。その点、多量の放射線を浴びた近距離被爆者の対策を改善する必要がある。

その他、放射線の身体や遺伝的影響に対する研究体制を充実する必要がある。

なお、被爆地区の拡大については、行政区域は適当でなく、科学的、合理的なものに限って認めるべきで、無制限に拡大すべきでない。

長崎市坂本町八の二十九  
長崎県被爆者手帳友の会

深堀勝一

# 運河造り大村湾に外海の海水を

長崎県被爆者手帳友の会会長

深堀勝一

私は過日、西彼杵郡の支部長協議会を大村湾を臨む場所を開いた。

話題が大村湾に及び、現在の大村湾はすでに半分死んでいる。すなわち、時津、長与、多良見の大村湾の南半分は魚類、海藻が育たぬところとなり、沿岸住民は海の幸から見放されている現状であるようです。

その半身不随の大村湾を最大限に活用することは、長崎県の百年の大計であると思います。

そのためには琴海町西海郷と長崎市三重までの間を掘さくして運河を造り、外海の海水を大村湾に流入すれば、海水の汚染は最小限にとどめることになりはしないか。

そうすれば大村湾が生き返り長崎県の水産資源の開発に大きな役割を果たすことになろうと思います。

栽培漁業が唯一の生きる道と考えられるが、大村湾は稚魚の育苗地としては最適な場所ではなからうか。

古老の話によると、海水をストレートに流入すれば、大村湾の水位が上がリ、水没したり、浸食されるところが出ないとも限らないそうだが、対応次第では、いくらも方法はある。

それは水門を造り、海水の流入を調節することによって、被害を避けることができましよう。

この小さい島国に一億一千万の人間がひきしめあつて暮らしている日本を思うとき、国家百年の大計が必要だと思ひ、筆を執つた次第です。

## 「基本懇の答申に思う」

このたびの原爆被爆者基本問題懇談会の答申をめぐる問題ほど、本音と建て前を浮きぼりにしたものはなかったのではないか、毎日新聞のアンケート調査によれば、国会議員の六十六パーセントが援護法に賛成していると報じられたが、私もこの道の運動を二十五年経験したものとっては、それは全くの建て前の話であることを知っていた。

真実に賛成をしている自民党国会議員は僅か数名にしか過ぎなかったと思う。三十七万被爆者を失望に追いこみ、今後の運動に大きな障害と坐折感が広がるのを私は深く憂うところである。

しかし、これと同時にマスコミのとりあげ方にも問題はなかったかと思うのである。もつと取材源を多角的、多面的にとり、核心を衝く場面のスペースが皆無に近くこの様な結果になったと思う。

問題は、援護法制定のブレーキになっている不協和音を全然報道されていなかった。これこそが一番のポイントではなかったかと思う。

私達の会は、情勢を的確に判断していた関係上、エネルギーの消耗を最小限におさえ、会員に坐折感を植えつけることのないように配慮したのである。

ただ、被爆者団体としての連帯の絆のなかで統一行動に参加したのであるが、それにしても政治家の建て前論には、我慢出来ないものである。

これまでの長い政治感覚をもつてすれば、凡その見当がつくはずである。うまいことを云ってその場をごまかしていたと思われる。

その為に多くの傷ついた被爆者が寒空のもと空しい努力をこころみ心血を注いで斗った被爆者こそあわれである。

正に原爆被災を二度受けたようなものである。出来るものは出来るで出来ないものは出来ないとはつきり意志表示をすべきである。

そもそも援護法制定の運動と云うが、現行法律で保健手当（爆心地から二K以内の近距離被爆者に病気がなくても支給）と治療認定患者に支給される手当は、すでに援護法である。

又、被爆者手帳の医療費無料（軽いむし歯、先天性精神病を除く）の制度は、軍人軍属、学徒動員等に施行されている戦傷病者戦没者遺族等援護法の療養給付よりさらに優遇されているのである。

このような面をマスコミは読者に知らしむべきである。ともあれ、原爆二法の来年度予算は一、〇〇〇億に達する現実をふまえ、これからは

きめ細かな施策が必要であると思う。科学的・合理的と云われない為に（も）それと同時にこれまで捨てかえりみれなかつた同胞の戦争犠牲者沖繩、内地被災者、シベリヤ抑留者等に筆鋒を揮って欲しいものである。これが又、被爆者援護法制定の運動に不可決の運動であるからである。

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

### 故・越川七郎さん

友の会立山支部事務局長

原爆で家族全員を亡くし、ただ一人生き残り、その後数々の苦勞をされたにもかかわらず、温厚な人柄、誠実な人間で、立山支部の縁の下の力持ちとなつて協力され、又、ときどき本部にも宛名書きに来ていただいておりました。

越川さんが十二月十七日亡くなられました。誠に惜しみてあまりある人物でしたのに、ここに謹んで御冥福を祈ります。

### 故・関山光男さん

前・多良見支部長

関山さんが昭和五十五年十二月十三日亡くられました。

関山さんといえば動員学徒犠牲者の会の理事として、又多良見地区の責任者として、献身的な奉仕を惜しみなく捧げて下さった人で、ひょうくとした話しぶりで、信義に厚く、責任感旺盛で、好々爺とはこんな人というのか知れないと思つたくらいである。

その後、被爆者手帳友の会の結成に多良見地区を代表して、たゞひとり、はせ参じてくれた人である。

初代、多良見支部長を老骨をかえりみず健斗され、数年前支部長職を現在の松岡国一氏にゆずり、悠々自適の生活をされておりましたが残念なことでした。

「じいさんにはもつと長生きしてくれ」との思いでしたのに……。

### 故・宮崎明男さん

前・加津佐町支部長

短い期間でしたが、全力投球で加津佐町の被爆者から尊敬されておりました。

宮崎さんは、おとなしい人でシンがしつかりして、古武士の風格でした。一月十二日、小浜国立病院で急性骨髄性白血病で、あつというまに亡くなられたそうです。

心から、御冥福をお祈り申し上げます。

昨年は深江支部の水田支部長、今年には加津佐の宮崎支部長、いづれも南高地区の良識派の双壁でしたのに……。

# タイムカプセル「被爆者の願い」

長崎県動員学徒犠牲者の会  
長崎県被爆者手帳友の会  
会 長 深 堀 勝 一

昭和三十二年十一月一日長崎県動員学徒犠牲者の会が発足してから、二十五周年を迎えます。

又、昭和四十二年六月十八日、長崎県被爆者手帳友の会が創立十五周年を迎えることになっております。

誰が今日まで会が存続発展を予測したものがいたでしょうか、いづれの会も創立当初はせまじ戴いた多くの同志が、物故されました。

今日ふり返ってみると、創立当初の同志は、ほんの一部の人々が生き残って、会を支えておることを発見しました。

そこで、創立二十五周年記念事業、創立十五周年記念事業を企画しましたところ、次のものがよいのではないかと思惟しました。

タイムカプセル「被爆者の願い」を塊集して、原爆被爆一〇〇年後の即ち、西暦二〇四五年八月九日公開することと致したいと思惟しております。

原爆被爆者は、年々減少してやがて零という日も訪づれて来ることでしよう。

私達、被爆者の願いが、祈りが、どのようなものであったか、後世の人々に知って戴くために、このカプセルを収めますので、御協力の程をお願いします。

## 記

○埋没場所……………長崎県西彼杵郡西彼町 原爆被爆者特別養護ホーム “かめだけ” の前庭

○埋没予定日……………昭和五十七年十一月一日

○総 工 費……………五〇〇万円

○塊集品目……………1 平和を願う録音テープ  
2 平和を願う手紙  
平和を願う絵画  
平和を願う手芸作品

3 被爆の記録

# 松浦線存廃は多角的視野で

団体役員 深堀 勝一（五三）

このたび国鉄再建法に基づき、松浦線の廃止がしきりに論じられているが、もとはといえば「クルマ社会」に追われて、汽車、電車が現代社会から消えているのである。しかしながら、その「クルマ社会」も昭和三十二年ごろは一バーレル、二ドルか三ドルの時代から今や四十ドルの時代に突入し、ここ数年以内には百ドルの時代も予測されるのである。果たして、その時に「クルマ社会」が現存するかといえよ否である。そうすれば、今の石油偏重産業よりバランスの取れたエネルギーを基軸とした産業の転換こそが急務である。

そもそも国鉄の持つ使命は、国家の動脈として、利益を追求する輸送機関でなく、国家の安全と産業の発達に寄与することにあると思う。膨大な赤字を抱えての苦肉の策であることはいうまでもないことながら、石油時代に赤信号の点滅をみるとき、果たして県北地域の大動脈である国鉄松浦線の廃止が、国家百年の大計のうえでは是非か論ずるまでもないことはいうまでもない。願わくば、国鉄再建法の運用に当たっては、近視眼的でなく、どうか地域住民のニーズ、その地域における、これからの産業の発展など、多角的な面での影響を考慮のうえ、判断してもらいたいものである。

最後に国鉄の労働者諸君も輸送コストが最低のコストである貨車輸送もストによって減少し、結果的には自動車輸送にシェアを奪われ、ついには自分の職場を奪われた過去の苦い経験を尊い教訓として、労使一体となって、国鉄を守ってもらいたいと念ずる者である。

（長崎市坂本町）

# 沖繩・シベリヤ抑留戦災者との

## 共同行動について

昭和十二年に発生した中国における事件は、次第に戦争へと発展して、わが国は世界を相手として戦う羽目となり、広島・長崎の原子爆弾投下によって、無謀な太平洋戦争は終結するところとなりました。

その結果、敵味方を問わず戦争の被害は、人的・物的な面において、極限状態に達する段階にまでおよんだことは歴史のよく語るところです。わが国における戦争犠牲者の援護施策は、昭和二十八年、軍人・軍属に対して戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行し、昭和三十四年に至って、国家総動員法に基づき動員学徒等、その枠をひろげ、その後満蒙開拓義勇隊等にもおよびました。一方、私達原爆被災者には、医療法・特別措置法が制定され、若干の援護施策が樹立されたのであるが、それはあくまでも社会保障の枠の中であり、昨年、原爆被災者基本問題懇談会の答申によれば、原爆被災者の国家補償は、他の戦災犠牲者との均衡上、これを認めることが出来ないとの結論が出たことは皆様方、既に御承知のことだと思えます。

もともと私達の会では、被災者のみ国家補償をするのは、被災者のエゴと解していたのであるが、今日まで何等具体的な行動をとってはいなかったのである。

そこで、この機会に戦災犠牲者が一堂に会して、全戦争犠牲者のあるべき国家補償を語り合う事は、非常に意義あることと思ひ、こころある戦争犠牲者に呼びかけ政府に対する要求事項をまとめあげ、来るべき国会に働きかけたいと思っております。

願わくば、私達のこの呼びかけに対して、公私とも御多忙のところと存じますが何卒、御協力下さいますようお願いする次第です。

昭和五十六年四月十二日

長崎市坂本町八の二十九

長崎県被災者手帳友の会

会長 深堀 勝一

記

一、日程 昭和五十六年四月二十日から二十五日まで

愛知県庁・愛知県戦災被害者の会

氏名 杉山千佐子

住所 名古屋市千種区汁谷町三九

電話 〇五二・七二三・二三三二

日本戦災遺族会一宮戦災遺族会

氏名 伊藤輝男

住所 一宮市栄三丁目三の二六

電話 〇五八六・七三・九一一

訪問者深堀会長他一名

二、日程 昭和五十六年五月七日から九日まで

沖繩原水協事務局

訪問者西本相談役外一名

## 年金生活者はこれからどうなるか!!

現在、国民全体が受けている年金が、今のまゝの水準で受けられるかは、甚だ疑問である。と申しますのは、日本国民が世界の奇跡とまで呼ばれた高度成長の余録として受けた恩恵であろうと思うからである。

その高度成長もひと皮むけば無残なものであることが立証されたのである。

石油高騰により、経済の失速がい、例である。

資源不足による、これからの時代は、きびしい情勢が展望されるのである。

そのときに、現在の年金水準を維持するのは困難であり、五割か六割の水準に落ちる可能性がありそれを予測して生活設計を講ずるのがよいのではないか、老婆心ながら一言!!

# 「原爆被爆者特別養護ホーム

## 「かめだけ」落成

昭和五十五年七月二十一日、西彼町の一隅に孤々の声をあげた「かめだけ」でしたが、五十名入所で、初めはガラガラあいておりましたが、十月二十日前後に満員となり、その後申込者が予想以上に多く、現に十名前後の人が入所を待っているような盛況でうれしい悲鳴をあげている現在の状況である。

入所者の言によれば「ホテルのようで病院のようでこんなところを極楽というところでしょうね。職員の皆さんは親切で私は死ぬまでここから離れないよ」

今年の冬は、寒さがきびしかったので、年寄りの死者が多く、あちこちと葬式に行く機会が多くて困ったものでした。入所者の平均年齢七十七才で八ヶ月で僅か一名の死亡者ということは、いかに健康管理に行き届いているかを如実に示していると思う。

桜の咲く春ともなれば、六千坪の敷地に二百本の桜を時津支部の寄附により植えておりますので、咲き競うことでしょうか。どうか皆さま是非「かめだけ」にお出で下さいませ。なお、入所者に学徒動員の会から、林トク、草野久人、平野惣太郎さん等三名入所して楽しく余生を送っていることをお知らせします。

# 宿願の原爆病院着工へ!!

新しい原爆病院を着工しようと私がきりだしたのは、昭和四十九年、それから七年の歳月を経過して、やっと着工の運びとなったわけである。

これまでの病院は敷地が狭く、当初の予定、八十ベットと構想が小さく将来的な展望がないままに開院した関係で、いろんなところに障害があったわけである。やれ駐車場が狭いと数えあげれば不便なことばかりでした。これはなにも原爆病院だけでなく、国の、県の被爆者対策でも同じことであるが、そのように原爆被爆者に対する諸施策が、場当りのやり方であったと思う。

このたび、新築される原爆病院は、地下一階、地上七階であり、ゆったりとしたスペースに建てられる関係で、個室もあり、駐車場も従来の倍近くあり、いろんな面での施設が近代化され、名実ともに放射能障害に苦しむ被爆者の医療のセンターになるものと、今から期待されております。

なお、建設場所が茂里町製鋼所跡ですので、汽車、バス、電車の足の便がよく、その点でも県内の被爆者が、大いに利用出来ることと思うわけです。

内科(消化器・呼吸器・循環器)  
木下内科病院

長崎市江戸町

外科  
鋏先病院

西彼杵郡時津町浜田郷

TEL

# 「お医者さんに上手にかかる方法」

最近のマスコミで医療関係のことについて、よく書かれておりますが、社会の一番悪いところばかりがあまりにも強調されて、あたかも医師全体がこのようなことをしているような印象を、社会に与えていることは、甚だ残念なことである。

私達が知っている限りは、非常に良心的な医師が殆んどだと言つて過言ではないと思つております。

ただ、医師にも専門分野があつて、あの先生は糖尿病だ、あの先生は、肝臓機能障害だ、子宮がんだとそれぞれあるわけです。

開業医に行くと、なんでも一応診療しておられる場合が多いのであるが、長引く病気や、重症な場合は、やはり、専門医に診て貰うのがよいのである。

日本人は、薬好き、注射好きの国民性であるが、良い医者程、注射や薬を最小限にとどめているようです。

友の会本部としても、長い間この様な運動をしている関係上、その辺のところをよく知つておるので、然るべきお医者さんに紹介して、病気を治すよう指導しておりますので、お困りの節は、どうぞ御利用下さい。

外科

## 大久保病院

長崎市戸石町  
TEL

多良見地区の皆様へ  
多良見町役場前

内科

## 大久保病院

西彼杵郡多良見町化屋  
TEL

内科

## 浦山内科医院

長崎市出来大工町  
TEL

多良見地区の皆さま

## 犬尾外科胃腸科病院

西彼杵郡多良見町化屋  
TEL

## 長崎県被爆者手帳友の会 本部役員及び職員

役員名	氏名	住 所	電 話
会 長	深 堀 勝 一	[REDACTED]	[REDACTED]
副 会 長	高 尾 徳 一		
〃	内 海 武		
〃	吉 田 源 平		
事務局長兼会計	伊 藤 三十郎		
事務局次長	深 堀 義 昭		
生活指導部長	磯 田 泰 子		
組 織 部 長	竹 馬 五大洲		
理 事 長	古 川 秀 夫		
常 務 理 事	松 岡 国 一		
監 事	山 口 一 之		
〃	福 山 忠		
事務職員	中 島 春 乃	[REDACTED]	[REDACTED]
相 談 役	西 本 浅 吉		
〃	国 分 英 三		
〃	藤 野 義 一		

# 長崎県被爆者手帳友の会

昭和五十七年度

## 支部代表者大会資料

事務所 長崎市坂本町八の二九

大病院正門前

### 長崎県被爆者手帳友の会

電話④九二二三・④六二二四四

#### 「行革のあらしの中で

#### 戦い抜くためには」

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深 堀 勝 一



昨年度の一年間をかえりみると、行政改革にあけ、行政改革にくれたといっても、過言ではなかったと思う。ところが昭和五十七年度予算をみるかぎり、行革は、弱いものいじめであったとしかいえない。

まず、私達被爆者に対する施策のなかで、七十才以上に対する一部医療費有料制度は、これまでの原爆被爆者の全額国庫負担を根底よりくつがえすものだと言出来るものである。そもそも、戦争に起因する災害は、国家補償は先進諸国がとって来

た従来の慣行であり、通り相場であったと思う。

幸いにも昭和五十七年度は喰い止めることが出来たが決して油断してはならないことである。おそらく昭和五十八年にもこの問題が出て来るものと思われるが、問題は被爆者対策を政府が社会補償の立場から臨んでいることの良い例だと思ふ。私達は、この際、はっきりと被爆者対策は、国家補償の立場から施策するよう政府自民党に迫るべき必要があると思ふ。

私達はその意味においてもさきの基本懇の答申が、他の戦災者とのバランスのうえで被爆者は受忍すべきだという論法には容認することが出来ず、これまでの被爆者のみの運動のからの中から抜け出し、沖縄・大阪・東京・名古屋の戦争犠牲者と連帯をし、一定の成果を収めることが出来たことは画期的なことであり、これからの運動の方向づけを示唆するものである。

今年度は、その二年目を迎える年であるので、更に運動を前進させ、原爆死没者の弔慰金、近距離被爆者、若年時被爆者、被爆地は正の諸問題のメドをつけ、私達被爆者が国家財政の都合で、その施策が左右されることのないように努力して行きたいと思っている。

又、緊迫せる国際情勢を緩和させるためにも、核軍縮はなんとしても成功させねばならないことである。

本会が、非核同盟会議を提唱して、昨年度中に実施した数々の行事・行動は、今年度も強力に実現させる決意である。

最後に当り、来年四月に統一地方選があり、六月には参議院選挙も実施されますが、選挙前となると、政治家はうまい話、調子のよい話を、とかくしがちなものです。このような甘言にまどわされることのないよう、現在の国家財政のきびしいことをふまえて、行動してもらいたい。

# 改正された特別措置法のあらまし

種 目	現 行 額	改 正 額	備 考
医療特別手当	九八、〇〇〇円	一〇二、四〇〇円	五十七年九月から
特別手当	三六、〇〇〇円	三七、七〇〇円	〃
健康管理手当	二四、〇〇〇円	二五、一〇〇円	〃
保健手当	一一、一〇〇円	一二、六〇〇円	〃
保健手当(加算分)	二四、〇〇〇円	二五、一〇〇円	〃
小頭症手当	三三、六〇〇円	三五、一〇〇円	〃
葬 祭 料	九七、〇〇〇円	九七、〇〇〇円	〃
介 護 手 当	三三、一〇〇円	三三、六〇〇円	〃
家族介護手当	一〇、〇〇〇円	一〇、五五〇円	〃

・所得制限は五七六、一〇〇円から六四一、五〇〇円と昭和五十七年六月から

## 本会のあゆみ

昭和三十二年十一月十日

昭和三十二年度(本会の母体長崎県動員学徒犠牲者の会発会)

予 算 額 壹億七千万円

・原子爆弾被爆者の医療に関する法律

一、原爆疾病の医療に関する法律

一、健康診断の実施

一、被爆者健康手帳の交付

昭和三十五年度

予 算 額 二億円

・特別被爆者制度の創設

・ 〃 医療制度の創設

・医療手当の創設 月 二、〇〇〇円

昭和三十七年度

予 算 額 一〇億円

・特別被爆者の被爆範囲の拡大

・ 2K、3K

昭和四十年年度

予 算 額 一八億円

・医療手当の増額 月 三、〇〇〇円

・特別被爆者の範囲拡大

・入市者の一部

・放射能濃厚地区

昭和四十一年度

予 算 額 二三億円

・特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

# 昭和五十六年度 本会の主な行事

- 四月 三日 被爆地区是正協議会 本部・会議室
- 四月 十二日 第一回拡大理事会 佐賀県竹崎
- 四月 十四日 鹿児島県ホーム視察
- 〃 〃 会長外一名
- 五月 四日 名古屋、広島戦災者と共同行動のため
- 〃 七日 会長外一名出張
- 五月 十日 沖縄戦争犠牲者との共同行動のため古川理事長外一名
- 五月 二十日 昭和五十六年度支部代表者大会
- 六月 五日 懸案の伊木力円満寺の手帳交付
- 六月 二十五日 創立記念行事委員会発会式
- 七月 七日 原爆病院運営委員会 日赤
- 七月 二十一日 ホーム設立一周年記念
- 七月 二十四日 被爆地区是正のため広島出張 川原支部長外一名
- 八月 二日 市民平和大行進
- 八月 七日 全国戦争犠牲者国家補償要求  
長崎大会 長崎新聞社ホール
- 八月 九日 原爆犠牲者慰霊式「原水禁長崎大会」
- 八月 十五日 全国戦没者追悼慰霊祭
- 八月 二十五日 政府国会陳情 深堀義昭外三名 〃三回
- 九月 四日 第三回拡大理事会 日赤
- 九月 十四日 朝鮮人口ケを進める会
- 九月 二十八日 長崎市無所属者集会
- 九月 二十九日 五島各支部巡回総会 十日間
- 十月 十二日 第四回政府国会陳情 会長外四名
- 十月 二十日 むつ県議会傍聴

## 昭和四十二年度

- 予算 額 二八億円
- 医療手当の増額 月 三、四〇〇円  
(昭和四十二年六月十八日)

## ◎被爆者手帳友の会発足

### 昭和四十三年度

- 予算 額 四五億円

- ・特別措置の制度 一〇、〇〇〇円
- ・特別手当 三、〇〇〇円
- ・健康管理手当 五、〇〇〇円
- ・医療手当 日額 三〇〇円
- ・介護手当

### 昭和四十四年度

- 予算 額 六〇億円

- ・葬祭料の創設
- ・特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

### 昭和四十五年度

- 予算 額 七一億円

- ・各種手当の所得制限の緩和 二九、二〇〇円
- ・介護手当の増額 最高 一〇、〇〇〇円

### 昭和四十六年度

- 予算 額 八六億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上
- ・特別被爆地域の範囲拡大

十月二十七日 広島県被爆者団体訪問 会長外一名

十一月 四日 第四回拡大理事会 日赤

十一月 九日 第五次政府国会陳情団 会長外四名

十一月 十一日 全国戦争犠牲者国家補償要求中央行動

衆議院第二議員会館

十二月 四日 被爆者健康教室

十二月 五日 第五回拡大理事会および忘年会

十二月 十四日 ベトナム難民を迎えてXマス・パーティー

「かめだけ」ホーム

十二月十七日 原爆病院運営委員会

十二月二十二日 第六次政府国会陳情団 会長外四名

### 昭和五十七年

一月 七日 被爆地区是正協議会 本部会議室

一月 十六日 初村滝一郎労働大臣就任祝賀会 長崎新聞社ホール

一月 二十日 川棚海軍病院救護班手帳申請

一月 二十一日 第一回非核同盟会議 日赤

一月 二十五日 第七回政府国会陳情 会長外三名

二月 九日 原爆病院運営委員会 日赤

二月 二十七日 原水禁県民連絡会議 労働会館

二月 二十八日 諫早・北高連絡会議

三月 五日 第六回拡大理事会 日赤

三月 十七日 「八十二年平和のための広島行動」

結団壮行会 労働会館

三月 二十一日 ひろしま反核大集会 四十五名参加

### 昭和四十七年度

予算額 一一五億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- ・諸手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十八年度

予算額 一三三億円

- ・健康管理手当支給対象者の拡大 50才以上
- ・手当の増額及び所得制限の緩和
- ・特別被爆者の範囲の拡大

### 昭和四十九年度

予算額 一五五億円

- 被爆者手帳の一本化
- ・各種手当の増額
- ・健康管理手当 七、五〇〇円
- ・特別手当 一五、〇〇〇円
- ・医療手当 七、五〇〇円
- (新) ・治癒した者
- ・葬祭料 二二、〇〇〇円
- ・介護手当 一八、〇〇〇円
- ・時津、長与の直接被爆地指定
- ・所得制限緩和 八〇、〇〇〇円

### 昭和五十年度

予算額 二五五億円

- 保健手当の新設 六、〇〇〇円
- 家族介護手当の新設 四、〇〇〇円

# 昭和56年度決算書

長崎県被爆者手帳友の会

収入の部		金額	摘要	支出の部		金額	摘要
前年度繰越金		11,168,578		人件費		2,966,200	
会費		21,444,100		陳情旅費		1,055,740	
助成金		850,000		普通旅費		2,711,515	
委託金		700,000		交通費		1,029,803	
寄附金		304,600		食糧費		447,588	
雑収入		338,270		印刷費		1,677,000	
				通信費		1,916,310	
				会議費		2,213,435	
				消耗品費		121,206	
				還元金		4,262,800	
				事務所借料		276,000	
				備品費		326,200	
				水道光熱費		127,972	
				慶弔交際費		1,150,260	
				雑費		662,128	
				振替手数料		26,820	
				全国戦争犠牲者大会費		920,460	
				組織助成金		221,572	
				15周年記念事業費へ繰出金		2,500,000	
				次年度繰越金		10,192,539	
合計		34,805,548		合計		34,805,548	

上記のとおり相違ありません。  
会計監査

昭和57年 5月25日  
山口一之 印  
福山 忠 印

- 各種手当の増額
  - 特別手当
  - 治療した者
  - 医療手当
  - 健康管理手当
  - 介護手当
  - 年令制限の徹底
  - 所得制限の緩和
  - 葬祭料
- 昭和五十一年度  
予算額 一七、五〇〇円(六月より)  
二二、〇〇〇円
- 所得制限の緩和
  - 各種手当の増額
- 昭和五十二年度  
予算額 三六九億円  
一八三、八〇〇円
- 各種手当の増額
  - 所得制限の緩和
- 昭和五十三年度  
予算額 四三六億円
- 各種手当の増額
  - 所得制限の緩和
- 昭和五十四年度  
予算額 五三九億三千万円
- 各種手当の増額
  - 特別手当
- 昭和五十四年度  
予算額 六六三億七千万円  
六〇、〇〇〇円

# 松浦線存廃は多角的視野で

団体役員 深堀 勝一（五三）

このたび国鉄再建法に基づき、松浦線の廃止がしきりに論じられているが、もとはといえば「クルマ社会」に追われて、汽車、電車が現代社会から消えているのである。しかしながら、その「クルマ社会」も昭和三十二年ごろは一バーレル、二ドルか三ドルの時代から今や四十ドルの時代に突入し、ここ数年以内には百ドルの時代も予測されるのである。果たして、その時に「クルマ社会」が現存するかといえど否である。そうすれば、今の石油偏重産業よりバランスの取れたエネルギーを基軸とした産業の転換こそが急務である。

そもそも国鉄の持つ使命は、国家の動脈として、利益を追求する輸送機関でなく、国家の安全と産業の発達に寄与することにあると思う。膨大なる赤字を抱えての苦肉の策であることはいうまでもないことながら、石油時代に赤信号の点滅をみると、果たして県北地域の大動脈である国鉄松浦線の廃止が、国家百年の大計のうえで是非か論ずるまでもないことはいうまでもない。願わくば、国家再建法の運用に当たっては、近視眼的でなく、どうか地域住民のニーズ、その地域における、これからの産業の発展など、多角的な面での影響を考慮のうえ、判断してもらいたいものである。

最後に国鉄の労働者諸君も輸送コストが最低のコストである貨車輸送もストによって減少し、結果的には自動車輸送にシェアを奪われ、ついには自分の職場を奪われた過去の苦い経験を尊い教訓として、労使一体となって、国鉄を守ってもらいたいと念ずる者である。

（長崎市坂本町）

健康管理手当 二〇、〇〇〇円

・特別養護ホーム「かめだけ」建設費計上

・二世健康診断の実施

## 昭和五十五年度

予算額 八三九億円

・各種手当の増額

・所得制限の緩和

・原爆病院移転改築費決定

・特別養護ホーム「かめだけ」落成

## 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

・医療特別手当の新設

・認定患者の所得制限撤廃

・近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算新設

・各種手当の増額

・移転改築の新原爆病院の着工

・特養「かめだけ」満床

## 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

・医療特別手当 一〇二、四〇〇円

・健康管理手当 二五、一〇〇円

・保健手当 一二、六〇〇円

・原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

# おんな大閣記

昭和五十六年の一年間、日曜日の午後八時頃から放映される「おんな太閤記」を殆んどのがさず見ることが出来た。

一番感じたことは、男達は名誉欲が非常に強く、その反面女達の平和を愛しているさまが、からみあって、戦国の世の本音と建前をかいまみることが出来たようである。

いつの時代も戦争というものが、女達にどれだけ苦痛を与えたかが如実にあらわれて興味深かった。

又、秀吉の朝鮮出兵が失敗で、豊臣家の没落を早めた一因ではなかったろうかと推測され、蒙古の日本来攻、最近では、さきの太平洋戦争も日本が外国へ海を渡って失敗したことも、大変教訓になった。

それにしても大閣秀吉が、かつての戦乱のつわものどもを遠ざけ、「おべんちゃら」を重用したことが、豊臣家崩壊の最大の原因であったと思う。

「井戸の水を飲むときは、井戸を掘った人の苦勞を思いながら飲め」という中国のことわざがあるが、今年から来年にかけて選挙が相次ぐが皆様方も、ここらへんのところをよくみる必要があるのではないだろうか。

## 運河造り大村湾に外海の海水を

長崎県被爆者手帳友の会会長

深 堀 勝 一

私は過日、西彼杵郡の支部長協議会を大村湾を臨む場所で開いた。

話題が大村湾に及び、現在の大村湾はすでに半分死んでいる。すなわち、時津、長与、多良見の大村湾の南半分は魚類、海藻が育たぬところとなり、沿岸住民は海の幸から見放されている現状であるようです。

その半身不随の大村湾を最大限に活用することは、長崎県の百年の大計であると思います。

そのためには琴海町西海郷と長崎市三重までの間を掘さくして運河を造り、外海の海水を大村湾に流入すれば、海水の汚染は最小限にとどめることになりはしないか。

そうすれば大村湾が生き返り長崎県の水産資源の開発に大きな役割を果たすことになろうと思います。

栽培漁業が唯一の生きる道と考えられるが、大村湾の稚魚の育苗地としては最適な場所ではなからうか。

古老の話によると、海水をストレートに流入すれば、大村湾の水位が上がり、水没したり、浸食されるところが出ないとも限らないそうだが、対応次第では、いくらも方法はある。

それは水門を造り、海水の流入を調節することによって、被害を避けることはできましよう。

この小さい島国に一億一千万の人間がひしめきあって暮らしている日本を思うとき、国家百年の大計が必要だと思ひ、筆を執った次第です。

# 昭和57年度 運動方針(案)

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深 堀 勝 一

- 一、原爆死没者に弔慰金を交付すること。
- 二、爆心地から、半径十二キロ以内の地域住民に健康診断受診者証を交付すること。
- 三、爆心地から、二キロ以内の直接被爆者に特別な健康管理と保健手当を交付すること。

註 一・六キロ以内の被爆者に健康管理手当の倍額を支給すること。

- 一・六キロから二キロまでの被爆者に一・五倍の手当を交付すること。
- 四、被爆時に十五才未満のものについては、近距離被爆者と同様認定患者の必須条件とすること。
- 五、被爆二世、三世についても、階層別に且、段階的に健康診断受診者証を交付すること。
- 六、特別養護ホームを県央地区に設置すること。

## 平和運動について

- 一、核兵器廃絶の運動をさらに進めること。
  - 二、軍拡への道に歯止めをかける運動を進めること。
  - 三、平和憲法を遵守するための戦いを進めること。
- 以上の運動に署名運動、シンポジュームの開催

- 広島における反核大集会に参加すること。
- 国連軍縮の総会に代表団を派遣すること。

○ 県選出国会議員団に対して、軍縮促進議員連盟への入会を働きかける。

○ 八月九日、原水禁大会、ならびに全国戦争犠牲者長崎大会をひらくこと。

○ 第二回、中央共同行動を十二月八日、東京において、昨年の三倍規模で実施すること。

## 創立15周年記念事業について

~~~~~  
本会が創立して、今年で満十五年となるので、種々の記念事業をする。

- 一、功労者表彰
- 二、記念祝賀会
- 三、タイムカプセル
- 四、その他

## ◎ 昭和57年度 友の会費について

昭和55年・56年度会費は、一、四〇〇円でしたが、諸物物価の高騰により、昭和57年度会費は 一、五〇〇円  
にお願い申し上げます。

会費一、五〇〇円のうち

- ( 三〇〇円は支部還元金になり、  
一、二〇〇円は本部納入金になります。 )

# 昭和57年度予算書

長崎県被爆者手帳友の会

| 収入の部   |    |            |    | 支出の部          |    |            |    |
|--------|----|------------|----|---------------|----|------------|----|
| 科目     | 目録 | 金額         | 摘要 | 科目            | 目録 | 金額         | 摘要 |
| 前年度繰越金 |    | 10,192,539 |    | 人件費           |    | 3,256,000  |    |
| 会費     |    | 24,000,000 |    | 陳情旅費          |    | 2,400,000  |    |
| 助成金    |    | 850,000    |    | 普通旅費          |    | 2,982,000  |    |
| 委託金    |    | 700,000    |    | 交通費           |    | 1,100,000  |    |
| 寄附金    |    | 500,000    |    | 食糧費           |    | 480,000    |    |
| 雑収入    |    | 400,000    |    | 印刷費           |    | 2,000,000  |    |
|        |    |            |    | 通信費           |    | 2,300,000  |    |
|        |    |            |    | 会議費           |    | 2,500,000  |    |
|        |    |            |    | 消耗品費          |    | 150,000    |    |
|        |    |            |    | 還元金           |    | 4,800,000  |    |
|        |    |            |    | 事務所借料         |    | 320,000    |    |
|        |    |            |    | 備品費           |    | 260,000    |    |
|        |    |            |    | 水道光熱費         |    | 150,000    |    |
|        |    |            |    | 水慶弔交際費        |    | 1,300,000  |    |
|        |    |            |    | 雑費            |    | 800,000    |    |
|        |    |            |    | 振替手数料         |    | 40,000     |    |
|        |    |            |    | 全国戦争犠牲者大会費    |    | 1,000,000  |    |
|        |    |            |    | 組織助成金         |    | 2,500,000  |    |
|        |    |            |    | 15周年記念事業費へ繰出金 |    | -          |    |
|        |    |            |    | 次年度繰越金        |    | 8,304,539  |    |
|        |    |            |    |               |    |            |    |
| 合計     |    | 36,642,539 |    | 合計            |    | 36,642,539 |    |

## 行財政改革は身近なところから

原爆諸手当の所得税額調は必要か？

私は、昭和五十六年度の所得税の確定申告をするため、二月末日税務署に出頭して確定申告を済ませた。

又、三月中には、国民健康保健税の申告書を提出するため、税務署に提出した昭和五十六年度の確定申告の写しを市役所に持参して申告を済ました。

それから今日は、原爆被爆者の特別措置法に関する保健手当受給のため、昭和五十六年度の所得税確定申告書の写しを市役所に持参して申告を済ませた。

今日行財政改革が叫ばれて、第二臨調が発足し、論議も大詰めとなった感があり、長崎市において、行財政改革の委員会まで出来ておるそうですが……。

ところが私が、昭和五十六年度の所得税申告のため、三回も役所に出頭して用を済まさねばならないことを考えてみると、全くわづらわしいことであり、多忙な今日、迷惑千万である。

税務署に申告された前年度の所得税の資料は、その年の五月末日頃までには、市町村役場の税務課に送付されているのである。

昭和五十七年度は、長崎市を除く市町村においては、市町村民課税台帳で確認出来るものは、原爆各種手当の所得税額は省略するとの通達があったのは、ささやかながらよろこばしいことである。

私達、被爆者手帳友の会では、十数年前からこのことを申し出たのであるが……これがやっと実現したのである。

現在、長崎市において、財政が一段ときびしくなっているように聞いておるが、長崎市の被爆者の所得税額調への費用は、ざっと見積っても数百万円を下らないと思われるのである。

行政事務というものは、年々複雑となり、そのために行政機構が肥大化して行くのが世の常である。

行財政改革は壮大な計画ばかりで、実行されることは殆んどないようだ。

それよりも理事者は常々、簡素化するためには、どのようにしたらよいか、住民のニーズはどこにあるかと思いを寄せ、どんな小さなことでも、一歩一歩改善したら、大ナタをふるう必要もないのではないのでしょうか。

## 歯止めしよう軍拡への道を

昨年末の予算編成期に見せつけられたものは、懸案であった行政改革は、そっちのけにされて、防衛費をいかに増額させるかが、最大の課題であったように思われる。

小さな政府、活力のある政府は、国民の誰もが望むところのものであるが、防衛費が前年度比78%、福祉予算は22%というのだから、この数字を見れば、一体何の為の行政改革だったろうかと、首をかしげたくなるのも当然のことだ。

今、国民が一番望んでいるものは、減税とそして平和で自由であることだと思ふ。

この国民の願望と逆行しているものが、昭和57年度予算案ではなからうか。

国民はさきのダブル選挙で民主党に予想に反する絶対多数を与えたが、この様な結果が返ってこようと思わなかったことだろう。かえりみると、現下の世界情勢は、米・ソ両大国が、軍備の重みで、危機に頻んしている事実を冷静に受けとめ、あのような無駄な軍備拡張が、国民生活をいかに圧迫し、近隣諸国に脅威を増幅させるのみで、人類の共存と繁栄には、なんのメリットもないことを学びとる必要があると思ふ。

ワルシャワ条約軍、ナアトールとか同盟諸国は、米・ソ両軍事大国に追随することなく、独自の軍縮の道を歩んでもらいたいと思ふのである。

勿論、日本も悲惨で無益な第二次大戦を、いおこし、米国の

言いなりとはならず、米・ソ両大国の和解と親善のかけはしとなり、もって世界平和に寄与してもらいたいと、年頭に当り希望するものである。

## 大相撲の年六場所制は果して妥当か

この場所をみると、北の湖が新鋭千代の富士を破って久しぶりに優勝を果たしたが、若の花は横綱の重荷のせいか未だころもたない。

私が幼い頃はたしか年四場所であったので、今より以上に大相撲がわいていたようだ。

そして、あのサポーターをはめた人は、そんなになかったと思う。本場所に備えてすっかり身体を調整して土俵に上ったからである。ところが、現今の年六場所制になってから、どうも調整するには、時間が足りないようである。そして不十分の身体で土俵に上るので、又、その場所を傷めつけるので、ますます傷を深めているのではないでしょうか。

私達人目でみても、気の毒だなあと思ふのであるから、親方はなおさらのことであろう。

もともと協会の方の財政事情もからむことと思ふが、ここは勇断をふるって年四場所制に戻した方がよいのではないかと思ふ。そして、密度の濃い充実した相撲を全国のファンにみせることが、大相撲の隆盛につながると思ふがどうしたものだろうか……。

\* \* \*

(昭和57年9月1日改正)

# 原爆特別措置法による被爆者援護法のお知らせ

「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によって、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 種別            | 支給対象となる人                                                                                                                                                                                                                                                                   | 支給金額                                     | 所得税額による制限<br>S56. 6. 1実施             | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療<br>特別手当    | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けた者(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                 | 月額 102,400円                              | 所得制限徹底                               | <p>(共通のもの)</p> <p>① 世帯全員の住民票の写し<br/>(住民票とう本)<br/>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br/>         { 1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと。 }</p> <p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br/>(但し合算はしない)</p> <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p> |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                      | 月額 37,700円                               |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 健康管理<br>手当    | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 糖尿病など<br>5 脳血管 脳出血など<br>6 循環器 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸器 肺気腫など<br>10 運動器 変形性関節症など<br>11 消化器 潰瘍の伴うもの | 月額 25,100円                               | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得額が<br>641,500円までの人 | <p>① 特別手当認定申請書</p> <p>② 診断書(特別手当用)<br/>●指定医療機関で診断してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のない70才以上のもので、ひとり住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                           | 月額 25,100円                               | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得額が<br>641,500円までの人 | <p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用)<br/>●かかりつけの病院、医院などで診断してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 保健手当          | 原爆被爆者で爆心地から2km以内で直接被爆した人及び、その当時その人の胎児であった人で、特別手当又は健康管理手当の支給を受けていない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                | 月額 12,600円                               | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得額が<br>641,500円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p> <p>② 認定医療証明書<br/>●指定医療機関で証明してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                      | 介護日数20日以上<br>月額 33,600円                  | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得額が<br>641,500円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書(介護手当用)</p> <p>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 葬祭料           | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                             | 昭和57年9月1日以降に死亡した被爆者<br>97,000円<br>(現行通り) | 所得制限ありません。                           | <p>葬祭料の申請には、必要書類のほか</p> <p>① 申請者の印かん</p> <p>② 死亡した被爆者の被爆者手帳</p> <p>③ 各種手当の受給証書を同時に返却して下さい。</p> <p>① 葬祭料支給申請書</p> <p>② 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または削除された住民票の写し</p>                                                                                                                                                                                                                            |



## 非核同盟会議結成について

核兵器を所有する国と、核兵器を所有しない国との利害関係が、ことごとく違っているのは、当然のことと思うのであるが、一九四五年八月広島・長崎に投下された原子爆弾により、人類は、好まざるにかかわらず、核の時代に突入したことは、歴史のよく語るところである。

しからば、この核の時代をどのように生きていくかが、これからの人類の大きな命題であろう。

私達被爆者は、歴史の証人として、核時代に生きのびて来て、核兵器のない世界を、戦争のない世界を希い願って、平和運動をこれまで実践して来たのであるが……。

三十数年の経過をかえりみると、平和の保証は、何一つ得ることが出来なかつたのである。

そればかりか、原爆に続き、水爆が開発され、大陸間弾道弾巡航ミサイル、等々、又、最近に至っては、アメリカが中性子爆弾の製造にふみ切った現実を思うとき、世界の平和を願っている人々は、どのような心境で、この報道に接したであろうか私達被爆者もただ、むなしさを痛感し、むなしさは、やがて怒りと変つたのである。

核兵器を持つものは、持つものとしての倫理があることだろうが、歴史をみるとわかるが、戦争は、いつの場合も聖戦なのである。

人類が武器をとって戦うことが出来たのは、過去の時代であ

つたことを認識すべきである。

そこで、ユーゴのチトー大統領がかって提唱して結成した非同盟会議にならない、核兵器を所有しない国を糾合して非核同盟会議を作り、世界に平和を呼びかけることが、出来るならば、有効な手段と思うのである。

それには、先づ核兵器の被害者である日本が提唱して、非核同盟会議の発起人を務めることが適当であり、私達被爆者は、このことを心から念願するものである。

そして平和サミットの第一回会議を持つことが出来たならこの上ない有効な手段ではないでしょうか。

どうか、日本政府においては、私達被爆者のこの切なる願いを実現されんことを期待するものである。

核兵器を持たないことを国の誇りとしよう。

核兵器を持つ国を、国際社会の孤児としようというスローガンのもとに!!

昭和五十六年九月

長崎市坂本町八の二十九

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一



## 非核同盟会議会則

一、本会の事務局は

長崎市坂本町八の二十九  
長崎県被爆者手帳友の会）のなかにおきます。

一、本会は、左の事業を行ないます。

1 核兵器廃絶をめざすこと。

2 原子力平和利用については、きびしいチェックをし、被爆

国日本が、加害国にならないように最大の努力をすること。

3 防衛については、第二次大戦の苦い経験を教訓として、最

小限にとどめるための努力をすること。

一、前条の目的遂行のため、左記事項の運動をします。

1 核軍縮のための、講演会、シンポジウムおよび広報活動

2 軍縮のための、署名運動、国会請願活動、ならびに自治体

への陳情

一、本会には、次の会員をおき、政党・団体を除き個人の自由

の発言、発想を尊重します。

1 特別委員、本会の趣旨に賛同し、献身的な奉仕をするもの

であること。人員は二十一名とします。

2 一般委員、本会の趣旨に賛同し、献身的な奉仕をするもの

であること。ただし、人員は制限しない。

一、本会に左の役員をおきます。

議長一名 副議長二名 事務局長一名

一、本会の経費は、長崎県被爆者手帳友の会から出費するもの

とし、会費は無料とする。

ただし、特別な大事業を遂行する場合は、会議にはかり決定

## 「生き残りたる吾等集いて」

戦争が終つてから、既に三十七年を経過しました。

あのとき、私達の頭上に原子爆弾が炸裂して、あるものは死  
ある者は傷つき、お互いに別れの言葉もかわすこともなく別れ  
て行きました。

憶えば、日本海軍航空隊が世界に誇っていた航空魚雷のその  
八割までも生産されていたと聞いております。

学徒報国隊、女子挺身隊、徴用工等が、只祖国の勝利を信じ  
て、炎熱肌を焦がす日も永雨激しく降りしきる夜半もただ黙々  
として敢斗しておりました。

なんと無残なことだったのでしよう。私達はあの日以来、原  
子爆弾の後遺症に悩みながら、原水爆の禁止運動をはじめ、被  
爆者の援護運動をうまず耐ゆまず実践したのです。

その人々の大多数の人が、旧三菱兵器製作所工場の被爆  
者であつたわけです。生き残りだつた私達が、昔を語り、旧交  
をあたためることも非常に意義のあることと思ひ同志一同、三  
十七年ぶりの再会を致したいと思ひます。

御多忙中甚だ恐縮ですが、御賛同の方は、左記のところまで  
ご連絡下さいませようお願いします。

記

一、と き 昭和五十七年八月三日(火) 午前十一時

一、と ころ 長崎市大橋町旧三菱兵器製作所

(現長崎大学本部)

連絡先

長崎市坂本町八の二九

長崎県被爆者手帳友の会

電話 ④九二六三・④六二四四

「三菱兵器工場の生き残り集ろう!!」

## 筋を通した戦後処理を望む

さきの東京地裁における、旧台湾人の戦争業務中、不幸にも戦没された人、傷病を負われた人に対する判決の結果が、マスコミに取り上げられ、日本人の一人として、恥づかしく思い、又憤りをもって、日本国政府の戦後処理のあり方を深く考えさせられたのである。

その後同問題に対する反響のきびしさに刺激された為か、与野党議員数十名が、議員連盟を結成され活動を開始されたことは、最近とみに国会議員の道義の低下が云々される今日、一服の清涼剤ではなかつたかと思われ嬉しく感じたところである。

又、ときを同じくして、中国残留孤児の肉親探しの日本訪問は、戦争の結果とは申せ涙なくしてテレビを見ることが出来なかつた。

それにしても、三十七年の歳月の厚い壁を思うとき、もつと速く、適切な対策を講ずべきであり、たとえ、日中国交関係の断絶が原因であつたろうが、日本政府が誠意をつくし、筋を通して中国政府に働らきかけをしていたならば、日本人民に対して終始友好的な姿勢を堅持していた中国政府のことであつたので、人道的な解決がなされていたであろうことは、歴史の幾多の教訓から容易に予測されるのである。そもそもこの小さな日本国が、世界を相手として、三年四ヶ月にも亘る大戦争をしたのであるから、不思議なことでもないのであるが……

問題はこの問題に対する政府の基本的な姿勢が確立されておらず、その場限りの御都合主義にあつたことが、今日になってこのような問題がクローズ・アップして、国民を驚かす結果となつたのであろう。

戦後処理の今日までの施策をみると、まず軍人恩給の復活、軍人・軍属・準軍属に対する数次に亘り改正された援護法、不在地主に対する農地補償、その他引揚者の特別給付金等、最近に至つては原爆被爆者に対する原爆二法が制度化されているのが実態である。

ところが、左記の国家補償がどのようにして実現したかをふりかえてみると、日本遺族会、日本傷夷軍人会、引揚者団体等の圧力団体で、いづれも超一流の圧力団体であることは既に世間に知られている。

もし、この意に送らうものならば、国会議員の当選もおぼつかないのが現実ではなからうか、その為に強力なバックを背景に幾多の法律が制定され、今日みるような法体系が形成されたのである。

ところで、国家補償の年金を一つ、例をとつてみると、援護法の障害年金の最高額六百万円が支払われている。

法制定の必須条件は、圧力団体の力関係、国の財政で、これを云々されるべきではない、現行法による戦後補償が二兆円にもなることを考慮すると、乏しきを憂えず、等しからざるを憂うる、ことが一番の問題ではなからうか。

政府は速かに審議機関を作り、あるべき戦後処理を抜本的に検討し、実施に移して貰いたいと思うのである。

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

# 全国戦争犠牲者国家補償要求

## 中央共同行動実施

一、昭和56年8月7日長崎市に於いて実施した長崎大会の諸要求を実現させるため、政府・国会に陳情するものとする。

二、長崎県被爆者手帳友の会、戦災者遺族協議会、全国戦災傷害者連絡会、沖縄県戦争傷害者の会の共催のもとで、実行するものとする。

三、当面の運動の目標として、下記にかかげるものとする。

イ、原爆死没者に弔慰金を交付すること。（原爆被爆者）

ロ、戦災により、死没したものに弔慰金を交付すること。

（戦災死没者）

ハ、戦災により、傷害を受けたものうちで、身体障害者六級以上のものに障害手当を交付すること。

ただし、六級以下の傷害を受けたものうちで、ケロイドのものは特別な配慮をすること。（戦災傷害者）

◎ 参加者は、それぞれのスローガンのタスキをかけること。

### 四、集 会

と き 昭和56年11月11日(水) 午後1時から午後2時30分

まで

ところ 衆議院第二議員会館 第四会議室

◎ 集会終了後 厚生省援護局長・自民党幹事長に陳情を行う。

### 五、動員予定

戦災者遺族協議会……………20名

全国戦災傷害者連絡会……………30名

長崎県被爆者手帳友の会……………5名

沖縄県戦争傷害者の会……………1名

その他大阪被団協等……………10名

◎ なお、支援団体の参加は拒否するが、車椅子参加者のため、補助者数名のものは、認めるものとする。

### 六、統一行動日 担当責任者

溝 口 松 治

内科・小児科

森 内 医 院

長崎市家野町

TEL

総合病院

日赤長崎原爆病院

長崎市片淵町

TEL

# 「ささやかな願い」

私があるとき主治医に「医師も情けないもんだね、癌の適切な治療方法も発見出来なくて」ところが主治医「だってさ……最近になってやっと結核が治るようになったんだから、近いうちに癌も治るようになるさ」あれから十年の歳月を経過したが、未だ決め手となる癌の治療方法を確立されていないようだ。さきの主治医も癌で亡くなられた。

|                                                                                                 |                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <p>内科(消化器・呼吸器・循環器)</p> <p><b>木下内科病院</b></p> <p>長崎市江戶町<br/>TEL [REDACTED]</p>                    | <p>外科</p> <p><b>大久保病院</b></p> <p>長崎市戸石町<br/>TEL [REDACTED]</p>               |
| <p>外科</p> <p><b>鋏先病院</b></p> <p>西彼杵郡時津町浜田郷<br/>TEL [REDACTED]</p>                               | <p>内科</p> <p><b>浦山内科医院</b></p> <p>長崎市出来大工町<br/>TEL [REDACTED]</p>            |
| <p>内科</p> <p>多良見地区の皆様へ<br/>多良見町役場前</p> <p><b>大久保病院</b></p> <p>西彼杵郡多良見町化屋<br/>TEL [REDACTED]</p> | <p>多良見地区の皆様</p> <p><b>大尾外科胃腸科病院</b></p> <p>西彼杵郡多良見町化屋<br/>TEL [REDACTED]</p> |

私は、度々病状に見舞って、激励して来たのであるが、ところがあるとき「世間で俗にいわれている、サルノコシカケでも飲んでみたらシヤカに説法みたいだけど」ところが実は飲んでいて、サルノコシカケを飲むようになってから一週間に一キロの割で体重がふえている。もつと早く飲めばよかった。丸山ワクチンよりこつちの方がよかったと述懐されていたこと、今もよく記憶している。

最近になって御医者さんに聞いてみると、サルノコシカケは癌の治療薬として認められているそうだ。そこで、私はここ三年ばかりシイタケを毎日喰べるように心がけている。サルノコシカケが、きのこならシイタケだってきのこだから当らずとも遠からずという気持ちで……

癌という病気から、人類が解放される日を、どれだけの人が願っていることだろうか、癌は核兵器に次ぐ悪役ではないでしょうか。

私は、原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」を運営しているので、栄養士に指示して毎日のメニューに必ずシイタケを使うようにしたらどうだろうかと被爆者には、癌が非被爆者より多い数値に、なんとしても克服せねばならないとの一心で、果して、このささやかな試みが実をむすぶことだろうか。淡い希望をもって……

## 「しいたけを喰べましよう」

被爆者は、癌に病む人が多いので、原爆特養ホーム「かめだけ」では、一人たりとも癌では死なしてはいけなれないと思い、毎朝「しいたけ」を喰べさせることとしております。

それで広い庭を利用してしいたけ二百六十本の原木を用意しております。

この秋になれば、雨後のたけのこならず、しいたけがニョキニョキ顔を見せることでしょう……

さて、この試みが成功するかどうか「お代は見てのお返り」成功するとノーベル賞ものですよ……

チクリ チクリ

## 認定患者とは？

佐世保市の「平瀬七子」という女性は、七才の時一・四kmで被爆して、足が悪くびっこひいているので、認定申請をしたところ、悪い部分を手術したら認定患者として認めると厚生省の通知が来たが、ところが、白血球が二、六〇〇の状態では危険で手術が出来ないと云う。

この場合、手術が出来るような人は、認定となり、手術が出来ない、ひどい症状が認定とならない。

どうして白血球減少症で認定とはならないのか、平瀬さんの場合、一七五ラドの放射線被爆量だそうで、しかも七才という若年時であるので、身体に与えたものは、甚大であったろうと思われる。

### ○老人の医療保険について

被爆者がこれまで、全額国庫負担の制度は、被爆者の健康管理に、大変な役割を演じたと思うが、この度の七〇才以上の被爆者に対して、一部有料制度は、後退を意味するものである。

たとえば、県・市が肩替りすると云っても、貧乏県である長崎県・市の財政を考えると、結局、被爆者対策の後退に変わりないことである。

### ○手帳の交付について

介護に従事したものについて、非常にきびしい。特に介護に従事したものなのか、半数近くは、放射能の汚染と思われるが健康を害して寝込み、又は従事出来なくなった者がいる

「三日ばかり従事したところで、この場合は、放射能汚染いちじるしいものと思われるが、介護従事は寛大に扱って欲しい、危ない、きたないものを国の命令により、救護したものであるから……」

## 何故……何故？

被爆者基本問題懇談会の答申によれば政府は、一般戦災者とのバランスによって、被爆者に援護法を作ることが出来ないとのことであるが、

何故、戦災者にも援護法を作らないのですか、戦争中は、一億一心、国家総力戦をもって戦争を遂行したではありませんか。

西ドイツは戦後数年にして、全戦争犠牲者の援護法を作ったが、その重みで国の財政が破綻してはいないのである。

昭和五十六年度においては、凡そ二兆円近くが国家補償に支出されておるが、問題は額の問題ではない、要点は配分の問題である。

戦後処理の不適當のために、最近、判決の出た旧台湾人の軍人・軍属の補償問題、又、中国残留孤児のあの痛々しい肉親探しの姿は涙なくしてテレビを見ることが出来ない。

愛知県に杉山千佐子さんという戦災傷害者がいる。目と手と足が不自由な人であるが、援護法で云えば第一項症に該当するであろうと思うが、この場合、年額四〇〇万が交付される。軍人・軍属・準軍属は、年額四〇〇万円の障害年金であるのに、この人の場合、零である。

一体、このようなことが、近代国家に許されていいのでしょうか。政府は速やかに審議機関を作り、あるべき国家補償を実施に移して欲しい、

# 長崎県被爆者手帳友の会

昭和五十八年度

## 支部代表者大会資料

発行所 長崎市坂本町八の二九

大学病院正門前

### 長崎県被爆者手帳友の会

電話④九二六三・④六二四四

### これからの被爆者対策は

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一



きびしかった、統一地方選挙も終り、いつかつつじの花咲く季節となっていた。

さて、戦後をふり返ってみると、既に三十七年を経過しており、原爆の被災都市は、近代都市となり、国民の生活も、戦前

をしのぐ程裕福となっている現状を認識することが出来るのである。

その反面、戦争体験の風化とともに、国民は豊かな生活に酔いしれて、物質文明の弊害がしのびよって来ていることを気づかずにおるのである。

端的なはなしが伝えられる少年非行の問題である。

又、不景気故に、再度再軍備への論争はさらにかまびすしき現状である。

ところで、国、県、市町村の財政は、急迫して今年度は、被爆者諸手当のすえおき、そのうえに老人医療法の施行に伴ない七〇才以上の被爆者の一部有料が伝えられ、友の会は猛反対してやっと、これを喰い止めることが出来たのである。

長崎市の本島市長は、今次の選挙で、被爆者の交通費を無料とする」と公約されたと聞いているが、私達友の会も、永年の念願でもあり、又老人の交通費助成も実績があるので期待したいと思うのである。

ともあれ、これからの被爆者対策は、一步一步の前進をはかり、有終の美を飾りたいと思うのである。

# 昭和五十七年度 主な行事日程

|         |                         |          |
|---------|-------------------------|----------|
| 四月 十日   | 創立十五周年記念事業              | 宝来軒      |
| 四月 十九日  | 政府、国会陳情                 | 会長ら三名    |
| 四月二十七日  | 原水禁津久見へ御礼あいさつ           |          |
| 五月 八日   | 県原水禁連絡会議                |          |
| 五月 十三日  | 第一回、拡大理事会               | 日赤長崎支部   |
| 五月 三十日  | 南高、南串山、原爆慰霊碑落成式         |          |
| 六月 八日   | 昭和五十七年度支部代表者大会          |          |
| 六月二十九日  | 佐世保大空襲慰霊祭               | 佐世保市民会館  |
| 七月 十三日  | 第二回拡大理事会                | 日赤長崎支部   |
| 七月 十九日  | 原水禁長崎支部結成総会             |          |
| 七月二十三日  | 長崎大水害                   |          |
| 八月 八日   | 原水禁の広場、原水禁分散会           |          |
| 八月 九日   | 原爆犠牲者慰霊祭                |          |
|         | 全国戦争犠牲者懇談会              |          |
| 八月 十五日  | 全国戦没者追悼慰霊祭              |          |
| 九月 八日   | 第三回拡大理事会                | 日赤長崎支部   |
| 九月二十六日  | 原水禁、シンポジウム              | 日赤長崎支部   |
| 九月二十七日  | 核再処理工場講演会               | 平戸国際会館   |
| 十月 四日   | 核再処理工場反対県民共斗会議          | 勤労会館     |
| 十月 十五日  | 原水禁市民会議                 |          |
| 十月十九日   | 放影研落成式                  |          |
| 十月二十四日  | “生き残りたる吾等集いて”           | 長崎大学中部講堂 |
|         | 旧三菱兵器製作所、生き残り           |          |
| 十一月 十日  | 原爆特養“かめだけ”理事会           | “かめだけ”   |
| 十一月二十三日 | 長崎県から友の会が優良団体としての表彰を受く。 |          |

十一月二十九日 原爆病院落成式  
 十二月 四日 第四回拡大理事会、忘年会 宝来軒  
 十二月二十三日 政府国会陳情 会長ら四名  
 より二十八日まで

一月 十六日 被爆二・三世に対するシンポジウム  
 二月 一日 エンプラ共斗会議  
 二月 七日 南高支部連絡協議会 小浜にて  
 二月 十五日 原爆病院運営委員会 日赤長崎支部  
 三月 十二日 原水禁連絡会議 勤労会館  
 三月二十一日 エンプラ反対佐世保大集会 佐世保市  
 三月二十四日 第五回拡大理事会 日赤長崎支部

## 有意義にして盛会だった

### 旧三菱兵器製作所就業者

“生き残りたる吾等集いて”

三菱兵器製作所で生き残ったものは、一五〇〇名程度いたものと思われる。あの一瞬の閃光とともに、別れのあいさつもかわすこともなく、同僚や同級生がその後どうしているだろうか、いつも気になりながらも再会することが出来なかったのである。

そこで友の会としては、なんとかして、この夢を実現しようと思ひ、昭和五十七年七月二十五日を予定していたところ、御承知のとおり、長崎大水害となり一旦中止しました。

しかしながら、あの原爆のなかから、立ち上った人達である。大水害なんか、けとばせと再度昭和五十七年十月二十四日決行したのである。

当日は、全国から二百名の同志が集り、「三菱兵器製作所跡地（長大学芸学部）に集り、まず原爆殉難者の慰霊祭を行ない、続いて平野町の宝来軒別館での懇親会となったのである、それからが大変である。（泣いてよろこぶ人あり、だきついてよろこぶ人もあり）いつまでも話が続き、懇親会が終ってから、市内のさかり場で二次会、三次会がひらかれ再会をよろこび合い、来年も会いましょうと誓いあつて別れたそうである。

エピソードをひとつ披露しておきます。遠い県から出席された五十七・八才の男性「あの設計にいた〇〇高女報国隊の〇〇さんは生きているだろうか、私はあの娘が好きでしてね」それを樂しみに出席された由、若い青春の思い出が、走馬燈のように去来したようである。

さて、そこで今年も「生き残りたる吾等集いて」を左記によりひらきますので御出席下さいますようお願いいたします御希望の方は御申込下さい。

### 記

ときき 昭和五十八年八月九日 午後一時

ところ 長崎市平野町宝来軒別館（昨年と同会場）

会費 五、〇〇〇円

申込先 長崎市坂本町八の二九

長崎県被爆者手帳友の会

TEL (0958) (44) 9263 (44) 6244

申込期日 昭和五十八年七月三十一日

## 本会のあゆみ

昭和三十二年十一月十日  
（昭和三十三年十一月十日）

昭和三十一年度（本会の母体長崎県動員学童犠牲者の会発会）

予算額 七億七千万円

・原子爆弾被爆者の医療に関する法律

一、原爆疾病の医療に関する法律

一、健康診断の実施

一、被爆者健康手帳の交付

昭和三十五年度

予算額 二億円

・特別被爆者制度の創設

・医療制度の創設

昭和三十七年度 月 二、〇〇〇円

昭和三十七年度

予算額 一〇億円

・特別被爆者の被爆範囲の拡大

・2K~3K

昭和四十年年度

予算額 一八億円

・医療手当の増額

・特別被爆者の範囲拡大

・入市者の一部

・放射能濃厚地区

昭和四十一年度

予算額 二二億円

・特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

# 昭和 57 年度 決算書

| 収 入 の 部     |            | 支 出 の 部      |            |
|-------------|------------|--------------|------------|
| 科 目         | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
| 前 年 度 繰 越 金 | 10,192,539 | 人 供 費        | 3,062,000  |
| 会 費         | 23,464,100 | 陳 惜 旅 費      | 538,550    |
| 助 成 金       | 1,515,000  | 普 通 旅 費      | 2,355,140  |
| 寄 附 金       | 422,567    | 交 通 費        | 1,084,720  |
| 雑 収 入       | 576,462    | 食 糧 費        | 340,911    |
|             |            | 印 刷 費        | 1,553,600  |
|             |            | 通 信 費        | 1,877,470  |
|             |            | 会 議 費        | 2,489,395  |
|             |            | 消 耗 品 費      | 126,805    |
|             |            | 還 元 費        | 4,427,100  |
|             |            | 事 務 所 借 料    | 253,000    |
|             |            | 備 品 費        | 63,800     |
|             |            | 水 道 光 熱 費    | 139,112    |
|             |            | 慶 弔 交 際 費    | 856,760    |
|             |            | 雑 費          | 1,144,397  |
|             |            | 振 替 手 数 料    | 30,430     |
|             |            | 組 織 助 成 金    | 1,856,500  |
|             |            | 観桜会費特別会計へ繰出金 | 800,000    |
|             |            | かめだけ、ホーム貸付金  | 6,500,000  |
|             |            | 次 年 度 繰 越 金  | 6,670,978  |
|             |            |              |            |
| 合 計         | 36,170,668 | 合 計          | 36,170,668 |

## 昭和四十二年 度

予 算 額 二 八 億 円

・ 医療手当の増額 月 三、四〇〇円

(昭和四十二年六月十八日)

## ●被爆者手帳友の会発足

## 昭和四十三年 度

予 算 額 四 五 億 円

・ 特別措置の制度

・ 特別手当 一〇、〇〇〇円

・ 健康管理手当 三、〇〇〇円

・ 医療手当 五、〇〇〇円

・ 介護手当 日額 三〇〇円

## 昭和四十四年 度

予 算 額 六 〇 億 円

・ 葬祭料の創設

特別被爆者の死亡した場合

一〇、〇〇〇円支給

## 昭和四十五年 度

予 算 額 七 一 億 円

・ 各種手当の所得制限の緩和 二九、二〇〇円

・ 介護手当の増額 最高 一〇、〇〇〇円

## 昭和四十六年 度

予 算 額 八 六 億 円

・ 健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上

・ 特別被爆地域の範囲拡大

# 昭和58年度 運動方針(案)

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

- 一、原爆死没者に弔慰金を交付すること。
- 二、爆心地から、半径十二キロ以内の地域住民に健康診断受診者証を交付すること。
- 三、爆心地から、二キロ以内の直接被爆者に特別な健康管理と保健手当を交付すること。
- 註一、六キロ以内の被爆者に健康管理手当の倍額を支給すること。
- 一、六キロから二キロまでの被爆者に一、五倍の手当を交付すること。
- 四、被爆時に十五才未満のものについては、近距離被爆者と同様認定患者の必須条件とすること。
- 五、被爆二世、三世についても、階層別に且、段階的に健康診断受診者証を交付すること。
- 六、特別養護ホームを県央地区に設置すること。

## 平和運動について

- 一、核兵器廃絶の運動をさらに進めること。
- 二、軍拡への道に歯止めをかける運動を進めること。
- 三、平和憲法を遵守するための戦いを進めること。
- 四、以上の運動に署名運動、シンポジウムの開催
- 核とう載艦の日本寄港に反対すること。
- 県選出国会議員団に対して、軍縮促進議員連盟への入会を働きかける。

- ・各種手当の増額
- ・特別手当 一四、〇〇〇円
- ・治療した者 一二、〇〇〇円
- ・医療手当 一四、〇〇〇円
- ・健康管理手当 一二、〇〇〇円
- ・介護手当 二三、〇〇〇円
- 年令制限の徹廃
- ・所得制限の緩和 一一七、五〇〇円(六月より)
- ・葬祭料 二三、〇〇〇円

### 昭和五十一年度

予算額 三六九億円

- ・所得制限の緩和 一八三、八〇〇円
- ・被爆地区の拡大

現川、中尾、式見の一部 三重、

遠古場の一部等

### 昭和五十二年度

予算額 四三六億円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和

### 昭和五十三年度

予算額 五三九億三千万円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和

### 昭和五十四年度

予算額 六六三億七千万円

- ・各種手当の増額
- ・特別手当

六〇、〇〇〇円

○八月九日、原水禁大会、ならびに第二回全国戦争犠牲者長崎大会をひらくこと。

○第二回、中央共同行動を十二月八日、東京において、一昨年の三倍規模で実施すること。

## まつたをかけた

### 老人医療法のなかの被爆者対策

かねて政府は老人医療の増大にきびしい目を光らせていたことは皆さま方、よく御承知のことだと思いますが、遂に昭和五十八年二月同法が施行されている現状である。

ところで同法のなかに、被爆者が含まれていることがわかり、友の会としてはこれは重大なことであると判断して、反対運動に立ち上ったのである。もともと被爆者の医療と云うものは全額無料となっていたものを七十才以上の被爆者から一部有料で六十九才以下の被爆者が無料であると云うことは、どんな理由づけをしても納得出来ない。今日まで前進を続けていた被爆者対策の後退はなんとしても許すことが出来ない。ここで負けると全体に及ぼすことは必死であるので陳情がきき戦術、上京陳情、来崎の鈴木首相に直訴等を連続波上攻撃をかけて、やっと、これを喰いとめることが出来たのである。

それは、国が一部負擔を立替えると云うことで、従来どおり無料となったのである。しかしながら、このようなことがこれから出て来ると思う。或いは諸手当の減額とか、支給制限をさらにきびしくすることも予測されるのである。

今こそ被爆者は団結して、これまで斗いつつた権利を守り、さらに前進する必要があると思う。

健康管理手当 二〇、〇〇〇円

・特別養護ホーム“かめだけ”建設費計上  
・二世健康診断の実施

#### 昭和五十五年度

予算額 八三九億円

・各種手当の増額

・所得制限の緩和

・原爆病院移転改築費決定

・特別養護ホーム“かめだけ”落成

#### 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

・医療特別手当の新設

・認定患者の所得制限撤廃

・近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算新設

・各種手当の増額

・移転改築の新原爆病院の着工

・特養“かめだけ”満床

#### 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

・医療特別手当 一〇二、四〇〇円

・健康管理手当 二五、一〇〇円

・保健手当 一二、六〇〇円

・原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

昭和 58 年 度 予 算 書

| 収 入 の 部     |            | 支 出 の 部   |            |
|-------------|------------|-----------|------------|
| 科 目         | 金 額        | 科 目       | 金 額        |
| 前 年 度 繰 越 金 | 6,670,978  | 人 件 費     | 4,695,000  |
| 会 費         | 25,500,000 | 陳 情 旅 費   | 2,400,000  |
| 助 成 金       | 850,000    | 普 通 旅 費   | 3,600,000  |
| 委 託 金       | 700,000    | 交 通 費     | 960,000    |
| 寄 附 金       | 600,000    | 食 糧 費     | 480,000    |
| 雑 収 入       | 1,100,000  | 印 刷 費     | 1,900,000  |
|             |            | 通 信 費     | 2,400,000  |
|             |            | 会 議 費     | 2,800,000  |
|             |            | 消 耗 品 費   | 600,000    |
|             |            | 還 元 金     | 5,100,000  |
|             |            | 事 務 所 借 料 | 432,000    |
|             |            | 備 品 費     | 400,000    |
|             |            | 水 道 光 熱 費 | 200,000    |
|             |            | 雑 費       | 950,000    |
|             |            | 組 織 助 成 費 | 2,000,000  |
|             |            | 予 備 費     | 6,403,978  |
|             |            |           |            |
|             |            |           |            |
|             |            |           |            |
|             |            |           |            |
| 合 計         | 35,320,978 | 合 計       | 35,320,978 |

昭和五十八年度

◎諸手当の前年度なみ  
◎所得制限 六九八、〇〇〇円緩和

ゆたかな暮らしのお手伝い

**S**

優良品が豊富で安い

**東美**

長崎・浜町 TEL 26 0121(代)

## 水害義援金のあり方について

未曾有の大水害を受けてから、はや八ヶ月を過ぎようとしている。私は、この程、水害地で聞いたところによると、私の友人がシ

イタケ小屋を流されて一千万円程度の被害を受けたそうである。ところが流失したものが、住居でなかったため、一円の見舞金もなかったそうである。

住居の床上浸水には、数十万円程度の被害にも、六万円の見舞金が贈られたと、新聞で報じられていたことを記憶している。

長崎市から出された、被害報告書によると、床上浸水が、一万九〇〇〇戸だそうで、実際に水害見舞金を交付されたのが、六千戸だったと聞いている。

その為に、数億円の水害義援金が残り、その金を土木工事等の水害復旧工事に流用されたと聞いている。

そも、全国から寄せられた義援金は、三十億を超えているとのことであるが、配分の方法に、長崎県、日赤、NHK、共同募金が、義援金は被災者自身に贈るべきだと、するのに対して、長崎市は、復旧資金に使ってくれとの趣旨のももあつたので、意見の対立があつて、義援金の受付交付が、おくれたことを記憶している。

長崎市が、義援金の配分を拡大解釈して交付されたのは、それ相当の理由があつたのと同じこと、理解するのであるが、何故、前記のような人にも水害義援金を贈られなかったのか、理解に苦しむところである。

又、床上浸水家屋と水害見舞金を受けた数字が、あまりにもかけ離れていることである。

水害の混乱時期であつたことと思うが、積算の基礎がどうなつていたか？ともあれ、全国から寄せられた、貴重な浄財であるので、筋の通つた公平適切な、配分を望むものである。

昭和五十八年三月二十八日

長崎市坂本町八の二十九

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝 一（五十四才）

## チクリ・チクリ

◎テレビの画面に、日、米両艦隊の威風堂々の防衛訓練、これくらいのこと、国の安全を保証することが出来るという発想もう古い、古い、五十年前のことですぞ

◎日の丸行進と、平和大行進の代表者が同じ人物が演ずるとは！？その進む方向は一八〇度の違いですぞ、市民がとまどつておるのを御存知ですか本島市長さん。

◎長崎市の交通じゅうたいは全国にも有名、いくら観光キャランバン隊が全国行脚の道をたどつても、無駄ですぞ、交通問題の解決がさき。

◎長崎大水害のつめ跡殆んど手つかず、河川、橋、道路の復旧がなんとも、おそい、おそい。川床が土砂に埋まり、三〇〇ミリの雨でも、再度大水害が来ますぞ。

一体、おいらは何処にいたら生きのびることが出来るかしら？梅雨は、もうやってくる。

(昭和58年9月1日改正)

# 原爆特別措置法による被爆者援護法のお知らせ

「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によって、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 種別            | 支給対象となる人                                                                                                                                                                                                                                                                     | 支給金額                    | 所得税額による制限<br>S56.6.1実施                | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療<br>特別手当    | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                  | 月額 102,400円             | 所得制限徹底                                | <p>(共通のもの)</p> <p>① 世帯全員の住民票の写し<br/>(住民票とう本)<br/>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br/>           { 1月から3月までに申請する人は前々年分、4月申請する人は前々年分と前年分を提出のこと。 }</p> <p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br/>(但し合算はしない)</p> <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p> |
| 特別手当          | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                        | 月額 37,700円              |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 健康管理<br>手当    | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 糖尿病など<br>5 脳血管 脳出血など<br>6 循環器 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸器 肺気腫など 腫<br>10 運動器 変形性関節症など<br>11 消化器 潰瘍の伴うもの | 月額 25,100円              | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>698,000円までの人 | <p>① 特別手当認定申請書</p> <p>② 診断書(特別手当用)<br/>●指定医療機関で診断してもらうこと。</p> <p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用)<br/>●かかりつけの病院、医院などで診断してもらうこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 保健手当<br>(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のいない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                           | 月額 25,100円              | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>698,000円までの人 | <p>① 医療手当支給申請書</p> <p>② 認定医療証明書<br/>●指定医療機関で証明してもらうこと。</p> <p>① 保健手当認定申請書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|               | 原爆被爆者で爆心地から2km以内で直接被爆した人及び、その当時その人の胎児であった人で、特別手当又は健康管理手当の支給を受けていない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                  | 月額 12,600円              | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>698,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書(介護手当用)</p> <p>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 介護手当          | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                        | 介護日数20日以上<br>月額 33,600円 | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br>698,000円までの人 | <p>① 介護手当支給申請書</p> <p>② 診断書</p> <p>③ 介護申立書</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 葬祭料           | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                               | 105,000円<br>(現行通り)      | 所得制限ありません。                            | <p>葬祭料の申請には、必要書類のほか</p> <p>① 申請者の印かん</p> <p>② 死亡した被爆者の被爆者手帳</p> <p>③ 各種手当の受給証書を同時に返却して下さい。</p> <p>① 葬祭料支給申請書</p> <p>② 死亡診断書又は死体検案書</p> <p>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し</p>                                                                                                                                                                                                                              |



## 「ささやかな願い」

私があるとき主治医に「医師も情けないもんだね、癌の適切な治療方法も発見出来なくて」

ところが主治医「だつてさ…最近になってやっと結核が治るようになったんだから、近いうちに癌も治るようになるさ」

あれから十年の歳月を経過したが、未だ決め手となる癌の治療方法を確立されていないようだ。さきの主治医も癌で亡くなられた。

私は、度々病床に見舞って、激励して来たのであるが、ところがあるとき「世間で俗にいわれている、サルノコシカケでも飲んでみたらシヤカに説法みたいだけど」

ところが実は飲んでいて、サルノコシカケを飲むようになってから一週間に一キロの割で体重がふえている。もっと早く飲めばよかった。丸山ワクチンよりこっちの方がよかったと述懐されていたこと、今もよく記憶している。

最近になって御医者さんに聞いてみると、サルノコシカケは癌の治療薬として認められているそうだ。そこで、私はここ三年ばかりシイタケを毎日喰べるように心がけている。

サルノコシカケが、きのこならシイタケだつてきのこだから当然らずとも遠からずという気持ちで……

癌という病気から、人類が解放される日を、どれだけの人々が願っていることだろうか、癌は核兵器に次ぐ悪役ではないでしようか。

私は、原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」を運営してあるので、栄養士に指示して毎日のメニューに必ずシイタケを使うようにしたらどうだろうかと被爆者には、癌が非爆者より多い数

値に、なんとしても克服せねばならないとの一心で、果して、このささやかな試みが実をむすぶことだろうか。淡い希望をもって……

## 「しいたけを喰べましよう」

被爆者は、癌に病む人が多いので、原爆特養ホーム「かめだけ」では、一人たりとも癌では死なしてはいけなないと思ひ、毎朝「しいたけ」を喰べさせることとしております。

それで広い庭を利用してしいたけ二百六十本の原木を用意しております。

この秋になれば、雨後のたけのこならず、しいたけがニヨキニヨキ顔を見せることでしょう。……

さて、この試みが成功するかどうか「お代は見てのお返り」成功するとノーベル賞ものですぞ……



## エンブレ入港を拒否するように

### 佐世保市長への要請

中曽根政権の発足以来軍拡路線への傾斜は座視することが出来ない。

あたかも第二次大戦前夜の様相を私達原爆被災者はこの肌で感ずるところである。あの無益で無謀な第二次大戦の結果がどれほど国家国民を苦しめたことでしよう。それはただ単に敗戦国のみでなく戦勝国においても多数の犠牲者を生みだしたことは今なお歴史が物語っているところである。伝えられるエンタープライズが入港時に核兵器を搭載していないということは子供だましであり、多くの市民は信じてはいない。

どうか佐世保市長の栈さんの良識で入港を拒否して下さい。

私達被爆者は佐世保市が軍港としてではなく平和産業として立市していただきたいと希い願うものである。

昭和五十八年三月十三日

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

佐世保市長殿

## 松浦線存廃は多角的視野で

団休役員 深堀勝一(五三)

このたび国鉄再建法に基づき、松浦線の廃止がしきりに論じられているが、もとはといえば「クルマ社会」に追われて、汽車、電車が現代社会から消えているのである。しかしながら、その「クルマ社会」も昭和三十二年ごろは一バーレル、二ドルか三ドルの時代から今や四十ドルの時代に突入し、ここ数年以内には百ドルの時代も予測されるのである。果たして、その時に「クルマ社会」が現存するかといえば否である。そうすれば、今の石油偏重産業よりバランスの取れたエネルギーを基軸とした産業の転換こそが急務である。

そもそも国鉄の持つ使命は、国家の動脈として、利益を追求する輸送機関でなく、国家の安全と産業の発達に寄与することにあると思う。膨大な赤字を抱えての苦肉の策であることはいうまでもないことながら、石油時代に赤信号の点滅をみるとき、果して県北地域の大動脈である国鉄松浦線の廃止が、国家百年の大計のうえでは是非か論ずるまでもないことはいうまでもない。願わくば、国家再建法の運用に当たっては、近視眼的でなく、どうか地域住民のニーズ、その地域における、これからの産業の発展など、多角的な面での影響を考慮のうえ、判断してもらいたいものである。

最後に国鉄の労働者諸君も輸送コストが最低のコストである貨車輸送もストによって減少し、結果的には自動車輸送にシェアを奪われ、ついには自分の職場を奪われた過去の苦い経験を尊い教訓として、労使一体となって、国鉄を守ってもらいたいと念ずる者である。

(長崎市坂本町)

# 運河造り大村湾に外海の海水を

長崎県被爆者手帳友の会会長

深堀勝一

私は過日、西彼杵郡の支部長協議会を大村湾を臨む場所で開いた。

話題が大村湾に及び、現在の大村湾はすでに半分死んでいる。すなわち、時津、長与、多良見の大村湾の南半分は魚類、海藻が育たぬところとなり、沿岸住民は海の幸から見放されている現状であるようです。

その半身不随の大村湾を最大限に活用することは、長崎県の百年の大計であると思います。

そのためには琴海町西海郷と長崎市三重までの間を掘さくして運河を造り、外海の海水を大村湾に流入すれば、海水の汚染は最小限にとどまることになりはしないか。

そうすれば大村湾が生き返り長崎県の水産資源の開発に大きな役割を果たすことになろうと思います。

栽培漁業が唯一の生きる道と考えられるが、大村湾の稚魚の育苗地としては最適な場所ではなからうか。

古老の話によると、海水をストレートに流入すれば、大村湾の水位が上がり、水没したり、浸食されるところが出ないとも限らないそうだが、対応次第では、いくらも方法はある。

それは水門を造り、海水の流入を調節することによって、被害を避けることはできましよう。

この小さい島国に一億一千万の人間がひきしめきあって暮している日本を思うとき、国家百年の大計が必要だと思い、筆を執った次第です。

# 忘れえぬ言葉

会長 深堀勝一

たしか、昭和三十一年頃のことだったと思う。

私は、五年近くの斗病生活を終えて、農林省に復職したときの話でしたから、当時、城山町に平和記念教会があつて、そこに安藤肇牧師がおられた。その頃、私は、原爆被爆者の援護運動をしようかなと、思案をしていたときである。

復職したとは名ばかりで、やっと、生きていたというのが実情でしたので……………

あるとき、安藤牧師からお招きを受けて会合に出席したところ、「実は、東京の本部から、被爆者に対して救援物資が屈いているところが私は僅かな救援物資を持って、被爆者の皆様に「大変でしたね」といつて持って行かれますか、私は戦争中国に協力して、軍国日本とともに戦つて来た、キリストの教義である、平和の為に戦つてはいなかったそれ故に、このようなむごい戦争の被害者を生ずることとなったのだと思う。どうして、戦争に反対しなかったのだろうか、今も悔が残っている」ともらされたことを記憶している。私も、同じキリスト教徒であるので、その云われてゐることがよくわかるのである。

あの戦争中、誰が戦争に反対したものがいただろうか、宗教界でも、権力になびいて、一億一心と推進したではないか、今、少し、勇氣ある国民が、又、宗教家がいたならば、あの無謀な戦争を喰ひ止めることが出来たのではないだろうか、又、途中で停戦も出来た筈である。原子爆弾が頭上に炸裂するまで、勝った、勝った」と偽らなくても……………

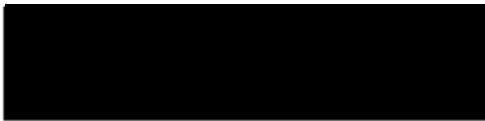
そのことを肝に命じてその後、私は云わなければならないことは、たとえ嫌われても、云うことにしているのである。

|                                                                                             |                                                                          |                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <p>多良見地区の皆様へ<br/>多良見役場前</p> <p>内科<br/><b>大久保病院</b></p> <p>西彼杵郡多良見町化屋<br/>TEL [REDACTED]</p> | <p>外科</p> <p>長崎市戸石町<br/>TEL [REDACTED]</p> <p><b>大久保病院</b></p>           | <p>内科（消化器・呼吸器・循環器）</p> <p>長崎市江戸町<br/>TEL [REDACTED]</p> <p><b>木下内科病院</b></p> |
| <p>内科・小児科</p> <p><b>森内医院</b></p> <p>長崎市家野町<br/>TEL [REDACTED]</p>                           | <p>総合病院</p> <p>日赤<br/><b>長崎原爆病院</b></p> <p>長崎市茂里町<br/>TEL [REDACTED]</p> |                                                                              |

格安で友の会の皆様へ奉仕する

# 永田時計店

（時計・眼鏡・貴金属）



# 支部代表者大会資料



長崎市坂本町八の二九

## 長崎県被爆者手帳友の会

TEL 49-2631・49-2634

## 残された課題に

## 全力投球しよう!!

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一



被爆者手帳友の会を発足させてから、はやいもので十六年の歳月を経過しました。

ところで私達が会を発足した当時は医療法はあるものの、ほんの名ばかりの医療負担が政府から支払われていた。

その当時を思うと、現在の諸制度は誠に立派なものであると云えよう。しかしながら、私達の運動が初期の頃には、総体的なレベルアップのために力点をおいた関係で、一般的な面からみると、バランスのとれてない点がきわだつて目立つようになっていた。

これからは、きめこまかなところを重点的にやって行きたいと思つている。即ち被爆地区是正はアンバランスの最たるものではなからうか。

被爆地区是正に他に運動をやっている団体があったので、友の会は遠慮していたのであるが、既に十年の歳月が経過しても、さあ出来る、さあ出来る、のかけ声ばかりで運動自体は一步も前進していない。

何故この運動がむづかしいのかと云えば、今政府は非常な財政難であることだ。

それに十二キロまでの地点には放射能の影響がないということである。ただ、地域住民にとっては、法もとの平等を要求する権利のみがよりどころとなることである。

そこで、も一つの被爆県である広島県の猛反対に会い、難航しているというのが現状である。恐らくこの被爆地区是正の運動は、被爆者援護法制定の運動よりさらに、さらにむづかしいところであると友の会本部ではみている。

ですから友の会がのりだしたから、容易に出来ると思われても困るのである。むずかしいことは百も承知でも、やらねばならぬことであり、苦しいところである。

次に近距離被爆者、認定患者の問題は、基本懇の答申にも裏付けされていることであるので、そんなにむづかしいことではないことであろう。

若年時被爆者の問題もこれからは重大な問題としてクローズアップして行くのは必至である。

ともあれこれからの運動は総仕上のだんかひとなつてくる。

どうか皆さま数少なくなつて行く被爆者のなかで、友の会の灯を消さないように最善の努力をかたむけますので、皆さま方の御協力をお願いしまして、ごあいさつと致します。

# 昭和五十八年度主な行事

|        |    |      |                   |
|--------|----|------|-------------------|
| 昭和五十八年 | 四月 | 十三日  | 昭和五十八年度支部代表者大会    |
| 〃      | 五月 | 七日   | つづじ観賞会 “かめだけ” ホーム |
| 〃      | 五月 | 十二日  | ホーム理事会            |
| 〃      | 五月 | 十五日  | 神の浦支部総会           |
| 〃      | 五月 | 二十一日 | 諫早中央支部総会          |
| 〃      | 五月 | 二十五日 | 小浜支部総会            |
| 〃      | 五月 | 二十九日 | 時津支部総会            |
| 〃      | 六月 | 一日   | 南高地区会報送付          |
| 〃      | 六月 | 二日   | 戸町支部総会            |
| 〃      | 六月 | 六日   | 矢上支部総会            |
| 〃      | 六月 | 十五日  | 式見支部総会            |
| 〃      | 六月 | 十七日  | 三井楽支部総会           |
| 〃      | 六月 | 十八日  | 玉の浦支部総会           |
| 〃      | 六月 | 十九日  | 富江支部総会、島原支部総会     |
| 〃      | 六月 | 二十日  | 岐宿支部総会、西海郷支部総会    |
| 〃      | 六月 | 二十一日 | 奈留支部総会            |
| 〃      | 六月 | 二十二日 | 若松支部総会            |
| 〃      | 六月 | 二十三日 | 新魚目支部総会           |
| 〃      | 六月 | 二十四日 | 上五島支部総会           |
| 〃      | 六月 | 二十五日 | 奈良尾支部総会           |
| 〃      | 六月 | 二十八日 | 第一回拡大理事会          |
| 〃      | 六月 | 二十九日 | 佐世保大空襲慰霊祭         |
| 〃      | 七月 | 二日   | 油木支部総会            |
| 〃      | 七月 | 五日   | 原水禁九州プロック会議       |
| 〃      | 七月 | 六日   | 〃                 |
| 〃      | 七月 | 八日   | 本野支部総会            |
| 〃      | 七月 | 九日   | 小長井支部総会、有明支部総会    |
| 〃      | 七月 | 十日   | ホーム設立三周年記念事業打合せ会  |
| 〃      | 七月 | 十一日  | 原水禁理事会            |
| 〃      | 七月 | 十二日  | 平和教育について長崎市議会傍聴   |
| 〃      | 七月 | 十四日  | 彼杵支部総会            |
| 〃      | 七月 | 十四日  | 加津佐支部総会           |

# 本会のあゆみ

昭和三十二年十一月十日

## 昭和三十二年度(本会の母体長崎県動員学徒犠牲者の会発会)

予算額 老億七千万円

- ・ 原子爆弾被爆者の医療に関する法律
- 一、原爆疾病の医療に関する法律
- 一、健康診断の実施
- 一、被爆者健康手帳の交付

## 昭和三十五年度

予算額 二億円

- ・ 特別被爆者制度の創設
- ・ 医療制度の創設
- ・ 医療手当の創設 月二、〇〇〇円

## 昭和三十七年度

予算額 一〇億円

- ・ 特別被爆者の被爆範囲の拡大
- ・ 2K、3K

## 昭和四十年年度

予算額 一八億円

- ・ 医療手当の増額
- ・ 特別被爆者の範囲拡大
- ・ 入市者の一部
- ・ 放射能濃厚地区

## 昭和四十一年度

予算額 二三億円

- ・ 特別被爆者の範囲拡大 新中川を加入

## 昭和四十二年年度

|        |    |      |                 |
|--------|----|------|-----------------|
| 昭和五十八年 | 七月 | 十五日  | 諫早厚生町支部総会       |
| 〃      | 七月 | 十六日  | 田上支部総会          |
| 〃      | 七月 | 十八日  | 厚生大臣に陳情する打合せ会   |
| 〃      | 七月 | 二十日  | 西諫早支部総会         |
| 〃      | 七月 | 二十一日 | ホーム設立三周年記念式     |
| 〃      | 七月 | 二十二日 | 原水禁理事會          |
| 〃      | 七月 | 二十四日 | 大瀬戸支部総会         |
| 〃      | 七月 | 二十九日 | 被爆者援護法学習會       |
| 〃      | 七月 | 三十日  | 伊木力支部総会         |
| 〃      | 七月 | 三十一日 | 三和町支部総会         |
| 〃      | 八月 | 七日   | 第三回全国戦争犠牲者代表者會議 |
| 〃      | 八月 | 九日   | 西山木場支部説明會       |
| 〃      | 〃  | 〃    | 原爆犠牲者追悼慰靈祭      |
| 〃      | 〃  | 〃    | 第二回生き残りたる吾等集いて  |
| 〃      | 〃  | 〃    | 被爆地区是正協議會       |
| 〃      | 八月 | 十七日  | 琴海支部総会          |
| 〃      | 八月 | 二十一日 | 佐世保支部総会         |
| 〃      | 八月 | 二十二日 | 宇久支部総会          |
| 〃      | 八月 | 二十三日 | 有川支部総会          |
| 〃      | 八月 | 二十五日 | 西有家支部総会         |
| 〃      | 八月 | 二十七日 | 布津支部総会          |
| 〃      | 八月 | 二十九日 | 平和教育研究會         |
| 〃      | 〃  | 〃    | 北有馬支部総会         |
| 〃      | 〃  | 〃    | 深江支部総会          |
| 〃      | 〃  | 〃    | 多良見東部総会         |
| 〃      | 〃  | 〃    | 千々石支部総会         |
| 〃      | 九月 | 四日   | 敬老の日記念祝賀會       |
| 〃      | 九月 | 十五日  | 平和教育について市議會請願   |
| 〃      | 九月 | 十七日  | 深堀義昭副会長国連原爆展へ   |
| 〃      | 九月 | 二十七日 | 第二回拡大理事會 日赤     |
| 〃      | 九月 | 二十九日 | カールビンソン入港阻止集會   |
| 〃      | 十月 | 二日   | 竹馬理事外五名         |
| 〃      | 十月 | 三日   | 北松支部協議會 佐々      |
| 〃      | 十月 | 五日   | 南有馬支部総会         |

### ●被爆者手帳友の会発足

予算額 二八億円  
 医療手当の増額 月三、四〇〇円  
 (昭和四十二年六月十八日)

#### 昭和四十三年度

予算額 四五億円

- ・特別措置の制度 一〇、〇〇〇円
- ・特別手当 三、〇〇〇円
- ・健康管理手当 五、〇〇〇円
- ・医療手当 日額 三〇〇円
- ・介護手当

#### 昭和四十四年度

予算額 六〇億円

- ・葬祭料の創設
- ・特別被爆者の死亡した場合 一〇、〇〇〇円支給

#### 昭和四十五年度

予算額 七一億円

- ・各種手当の所得制限の緩和 二九、二〇〇円
- ・介護手当の増額 最高 一〇、〇〇〇円

#### 昭和四十六年度

予算額 八六億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上
- ・特別被爆地域の範囲拡大

#### 昭和四十七年度

予算額 一一五億円

- ・健康管理手当の支給対象者の拡大 55才以上
- ・諸手当の増額及び所得制限の緩和



# 昭和58年度 決算書

S 59.3.31 締切

| 収入の部   |            |    | 支出の部        |            |    |
|--------|------------|----|-------------|------------|----|
| 科目     | 金額         | 摘要 | 科目          | 金額         | 摘要 |
| 前年度繰越金 | 6,670,978  |    | 人件費         | 4,833,046  |    |
| 会費     | 24,783,600 |    | 人情旅費        | 1,089,280  |    |
| 助成金    | 1,480,000  |    | 普通旅費        | 2,207,690  |    |
| 寄附金    | 226,226    |    | 交通費         | 1,673,706  |    |
| 雑収入    | 2,251,253  |    | 食料費         | 438,513    |    |
|        |            |    | 印刷費         | 1,592,500  |    |
|        |            |    | 通信用費        | 1,741,650  |    |
|        |            |    | 会議費         | 2,008,816  |    |
|        |            |    | 消耗品費        | 92,570     |    |
|        |            |    | 還元金         | 4,565,400  |    |
|        |            |    | 事務所借用料      | 299,000    |    |
|        |            |    | 備品費         | 15,920     |    |
|        |            |    | 水道光熱費       | 132,138    |    |
|        |            |    | 雑交際費        | 1,168,216  |    |
|        |            |    | 雑費          | 1,524,738  |    |
|        |            |    | 振替手数料       | 34,740     |    |
|        |            |    | 組織助成費       | 726,160    |    |
|        |            |    | 創立20周年事業繰出金 | 5,000,000  |    |
|        |            |    | 次年度繰越金      | 6,267,974  |    |
| 計      | 35,412,057 |    | 計           | 35,412,057 |    |

・葬祭料 二二、〇〇〇円

## 昭和五十一年度

予算額 三六九億円

- ・所得制限の緩和 一八三、八〇〇〇円
- ・各種手当の増額

## 昭和五十二年度

予算額 四三六億円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和

## 昭和五十三年度

予算額 五三九億三千万円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和

## 昭和五十四年度

予算額 六六三億七千万円

- ・各種手当の増額 六〇、〇〇〇円
- ・特別手当 二〇、〇〇〇円
- ・健康管理手当
- ・特別養護ホーム“かめだけ”建設費計上
- ・二世健康診断実施

## 昭和五十五年

予算額 八三九億円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和
- ・原爆病院移転改築費決定
- ・特別養護ホーム“かめだけ”落成

## 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

- ・医療特別手当の新設

## 第2回 全国戦争犠牲者代表者会議

とき 昭和58年8月7日 午後6時より  
ところ 平野町 宝来軒別館

### 一、被爆者と戦災犠牲者ならびに沖縄戦犠牲者との国家補償要求行動について

原爆被災者に対する処遇は、昭和32年医療法が施行され、又、昭和42年に特別措置法が施行された結果、かなりの施策が実施されるようになった。

しかし、被爆者が長年月、待望していた、被爆者援護法は、さきの基本想によって否定され、被爆者運動は国の財政事情の悪化とともに、重大な岐路にたつている現状である。

一方、戦争犠牲者の処遇は、皆無の状況で捨てて、かえりみられなかったと云つても過言ではない。

ところが、政府は、一般戦争犠牲者になにもしていないなかったので、原爆被災者に、これ以上の援護措置をする必要がないとの見解である。

西ドイツにおいては、軍人だけでなく、一般人も同じく、国家補償を受けている。

又、沖縄の戦争犠牲者についても、はじめは、戦斗参加者に限定されて、援護法が施行されていたが、その後、6才以上のものについても適用が拡大されたものの、あの混乱の時期にどのようにして現認するかは、至難のわざであり、同法の適用の恩恵に浴するものは、ごく小人数であろうと判断される。

以上、いづれの場合をとつても、国家の総力戦であった以上、国民たるものは身命を投げうって、戦つたことは、国民のひとしく認めるところである。

それを、戦場でなかったとか、国との身分関係において、雇庸関係がなかったという理論は、ナンセンスであり、全くもってき弁と云わざるをえない。

そこで、同じ戦争犠牲者たるもの、いまこそ大同団結して、あるべき国家補償をかちとる闘いを進めるべきである。

それは、主義主張を超越し、又、組織の枠をのりこえて、対政府要求の窓口をひとつとして前進させる必要がある。

### 二、軍拡路線に歯どめをかけ、平和憲法を守る闘いの進め方について

ここ2・3年急激に軍拡への論調が、声高に叫ばれるようになった。国の財政不足に端を発した行革が、私達の年金、給与にも波及し、国民生活がいちだんときびしくなったにも拘わらず、防衛予算のびだけが、異常に高く感じられる昨今である。皆さまも御承知のとおり、さきの大戦において、国債を発行して、戦争を遂行した結果

どのようなつけが、国民に返って来たことを……。

このように、軍備が国民生活を圧迫したことは、洋の東西を問わず、いまも昔も変

- 認定患者の所得制限撤廃
- 近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算分新設
- 各種手当の増額
- 移転改築の新原爆病院の着工
- 特養「かめだけ」満床

### 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

- 医療特別手当 一〇二、四〇〇円
- 健康管理手当 二五、一〇〇円
- 保健手当 一二、六〇〇円
- 原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

### 昭和五十八年度

● 諸手当の前年度なみ

● 所得制限 六九八、一〇〇円

● 老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止  
らないところである。

日本国憲法は、36年前、傷ましい戦争の惨禍を、再度ふむことがないように制定されたものであり、たとえ世の中が、どんなに変わろうともこれを守るべきであり、私達戦争犠牲者は、亡き肉親、友人、知人に対してむくいる道であろうと思うのである。

### 三、戦艦ニュージャージ、カールビンソンの入港阻止行動について

軍拡路線をひた走りしている、レーガン政権は、今年3月、原子力空母・エンタープライズを佐世保に入港させたが、このたび8月16日、戦艦ニュージャージを佐世保に入港するとの通知があったことを聞いている。

このところ、佐世保基地の強化は、これを黙視することが出来ない。  
エンブラ・ニュージャージは、浮ぶ前進基地であり、ただでさえ国際緊張の激化が憂慮されている今日、新たな火種を誘発させる危険をはらんでいるものである。

あの無益で、悲惨なさきの大戦を思うとき、私達戦争犠牲者は起ち上って、声を大にして寄港反対を叫びたいと思つている。

以上の趣旨のもとで、全国から、東京・愛知・静岡・大阪・岡山等、12県から代表50名が集い、よりまして意見交換を行ない、又旧交をあたため、散会しました。

『生き残りたる吾等集いて』

## 旧三菱兵器製作所就業者の集い

とき 昭和五十八年八月九日  
ところ 長崎市平野町 宝来軒別館

一、原爆医療法、特別措置法が制定され、被爆者対策もかなり充実され、国家予算で見ると、九五五億にも達するようになったことは、よろこばしい限りである。

ところがその内容をかえりみると、被爆者もピンからキリまであって、被爆線量を被爆時にどれだけ浴びたであろうかと、首をかしげたくなるような人も多数あって、爆心地近くで、半死半生のなかでやっと生きのび、今なお放射能の影におびえながら、胸ぬちには、時限爆弾を抱えながら、来る日来る日を送っている私達近距離被爆者の苦悩は判るはずはないでしょう。

又、世間では、被爆者であるか、疑わしい人もいることを聞くにつけ、腹立たしい思いをするものです。

近距離被爆者の私達があってこそ、現在の国家的施策が講じられているにもかかわらず、今や近距離被爆者が疎外されている現状である。

現在、近距離被爆者のうち、若年時であったものの、癌患者の多発は誠に憂慮に耐えないところである。

このことについては、被爆者手帳友の会で、十数年前より警告を発したにもかかわらず、何等対策が講じられず、今日に至っているのである。

そこで、今日ここに集いました私達が中心になって、被爆者のなかの被爆者である。

近距離被爆者の、特別な援護措置と、健康管理をかちとるため運動の中心となり、推進する決意である。

二、昭和四十五年、友の会は、近距離被爆者対策委員会を設置して各界、各層の学識経験者を交えて、この運動を推進し、こころな人達、団体の妨害にもかかわらず、昭和五十年に二km以内の近

距離被爆者に対して、はじめて病気でもないものでも、保健手当をかちとることが出来たのである。

このことは、援護法の一環とも云うべきものであり、被爆者運動のなかで、画期的な前進であったと思うのである。手当額は、健康管理手当の半額であって、決して満足されるものではなかったが……

このたび、昭和五十八年長崎県、市・議会、広島県、市議会で構成されている。いわゆる「八者協」ではじめて、近距離被爆者の援護強化を打ち出しているが、私達友の会が提唱してから実に十三年間の歳月の経過を思うとき、やはり、自分達自身が、起ち上らなければ、役所とか、他の団体に任せてはおれないことの証左であると思う。

しかしながら、ただ近距離被爆者の人は、全体に健康的に恵まれないために、行動力に乏しいうらみがあり、そのために他の被爆者と同待遇に甘んじている点があり、『生き残りたる吾等集いて』のこのたびの催しも、その意味において、意義あらしめたいと思うのである。

◎ 今年はきびしい暑さでしたので、参集人員一〇〇名程度の少ない人員でしたが、楽しく、かつ有意義に過すことが出来ました。

### 被爆者健康教室

「めざし」や「しらす」を喰べましよう

致死量に近い、原爆の放射能を浴びたものの故に、最近、骨折したという話をちよくちよく聞くようになった。

被爆者は総体的に、骨格が弱いと云われている。最近の子供も骨折が多く、その原因がジュース等の甘いものの、とりすぎとも云われている。

そこで皆さま、長崎県は、北海道に次ぐ、水産県です。他県にうらやまれる海の幸が、手近なところにあり又、格安です。

「めざし」「にぼし」「しらす」を健康のために、骨ごと喰べるよう

にしましよ。もつとも「しらす」は身を喰べることは、困難ですが、魚粉こそが骨折を防ぐ最高の良薬だと思ひます。  
又、年老いてからの骨折は、死病となる率が高いのですから、御用心!!御用心!!

昭和五十九年二月一日

## 改正された特別措置法

| 所得制限     | 家族介護手当  | 介護手当(最高額) | 保健手当(加算分) | 保健手当    | 健康管理手当  | 特別手当(治癒認定患者) | 医療特別手当   | 手当の区分 | 現行額 | 改正額 | 実施月日       |
|----------|---------|-----------|-----------|---------|---------|--------------|----------|-------|-----|-----|------------|
| 六九八、一〇〇円 | 一〇、五五〇円 | 三三、六〇〇円   | 二五、一〇〇円   | 一一、六〇〇円 | 二五、一〇〇円 | 三七、七〇〇円      | 一〇二、四〇〇円 |       |     |     |            |
| 七九二、三〇〇円 | 一〇、八〇〇円 | 三五、八〇〇円   | 二五、六〇〇円   | 一一、八〇〇円 | 二五、六〇〇円 | 三八、四〇〇円      | 一〇四、四〇〇円 |       |     |     |            |
| 〃        | 〃       | 〃         | 〃         | 〃       | 〃       | 〃            | 〃        |       |     |     | 昭和五十九年六月一日 |

## 死の海を宝の海へ

長崎県被爆者手帳友の会会長

深 堀 勝 一

私は過日、西彼杵郡の支部長協議会を大村湾を臨む場所で開催した。

話題が大村湾に及び、現在の大村湾はすでに半分死んでいる。すなわち、時津、長与、多良見の大村湾の南半分は魚類、海藻が育たぬところとなり、沿岸住民は海の幸から見放されている現状であるようです。

その半身不随の大村湾を最大限に活用することは、長崎県の百年の大計であると思ひます。

そのためには琴海町西海郷と長崎市三重までの間を掘さくして運河を造り、外海の海水を大村湾に流入すれば、海水の汚染は最小限にとどめることになりはしないか。

そうすれば大村湾が生き返り長崎県の水産資源の開発に大きな役割を果たすことになろうと思ひます。

栽培漁業が唯一の生きる道と考えられるが、大村湾は稚魚の育苗地としては最適な場所ではなからうか。

古老の話によると、海水をストレートに流入すれば、大村湾の水位が上がリ、水没したり、浸食されるところが出ないとも限らないそうだが、対応次第では、いくらかも方法はある。

それは水門を造り、海水の流入を調節することによって、被害を避けることができましよう。

この小さい島国に一億一千万の人間がひしめきあつて暮らしている日本を思うとき、国家百年の大計が必要だと思ひ、筆を執つた次第です。

# 昭和59年度運動方針(案)

政府に対して

1、被爆地区是正をして下さい。

2、近距離被爆者に対して、特別な健康診断援護対策を配慮して下さい。

3、若年時被爆者に対して、特別な健康診断援護対策を配慮して下さい。

4、被爆二世、三世に対して、健康診断受診者証を、交付して下さい。

5、原爆死没者に、弔慰金を交付して下さい。

6、県央地区に、特別養護ホームを設置して下さい。

県・市に対して

1、諫早海軍病院介護従事者に被爆者手帳の交付促進について

2、矢上自動車試験場介護従事者に被爆者手帳の交付促進について

3、奄美大島にいる三菱兵器被爆者に被爆者手帳交付促進について

組織対策について

1、新興団地について、今年度は重点的に力点をおくこと。

2、長崎市、諫早市、佐世保市、島原市、福江市等都市部の組織化を急ぐこと。

平和運動について

1、軍拡路線に歯止めをかける運動をすること。

2、核軍縮、ならびに通常兵器の軍縮を促進させる運動をすすめること。

## 昭和59年度 予算書(案)

| 収入の部  |            |    | 支出の部        |            |    |
|-------|------------|----|-------------|------------|----|
| 科目    | 金額         | 摘要 | 科目          | 金額         | 摘要 |
| 前年度繰越 | 6,267,974  |    | 人件費         | 4,100,000  |    |
| 会費    | 25,500,000 |    | 旅費          | 1,800,000  |    |
| 助成金   | 850,000    |    | 通旅費         | 2,500,000  |    |
| 委託費   | 700,000    |    | 通費          | 1,200,000  |    |
| 寄附金   | 400,000    |    | 食糧費         | 480,000    |    |
| 雑収入   | 1,900,000  |    | 印刷費         | 2,400,000  |    |
|       |            |    | 通信費         | 2,100,000  |    |
|       |            |    | 会議費         | 2,200,000  |    |
|       |            |    | 備品消耗品費      | 500,000    |    |
|       |            |    | 事務所借料       | 360,000    |    |
|       |            |    | 還元金         | 5,100,000  |    |
|       |            |    | 交際費         | 1,200,000  |    |
|       |            |    | 雑費          | 1,200,000  |    |
|       |            |    | 水道料         | 200,000    |    |
|       |            |    | 組織助成金       | 2,000,000  |    |
|       |            |    | 20周年記念事業繰出金 | 3,000,000  |    |
|       |            |    | 予備費         | 5,277,974  |    |
| 計     | 35,617,974 |    | 計           | 35,617,974 |    |

# 定期健康診断の抜本的改革を急げ!!

## 時代おくれの感じも!!

### 原爆医療法に基づく定期健康診断について

昭和三十二年に現在の原爆医療法が施行されてから、既に三十六年の歳月を経過しようとしております。

その間、年々歳々、被爆者の定期健康診断が実施されてはいますが、原爆被爆者の疾病が年々ともに変化し、又、放射能医学の日進月歩の発展とともにこれまでの血液の検査、検尿、血圧の測定では、被爆者の健康管理に十二分に対応出来なかつた点もあり、定期健康診断の是非が論じられていたことは、皆さま方既に周知のことだと思えます。

これまで数次に亘り私達、被爆者手帳友の会が指摘していたところであるが、若年時の被爆者（一才〜十五才）の癌年令到達による各種の癌が最近急激に増加している事実は、もはや黙視するわけにいかないところであります。

そこで友の会としては、現行の定期健康診断を抜本的に洗いなおし、有効適切な健康診断が早期に樹立され、私達被爆者の不安が除去されるよう願うものであります。

故に癌の早期治療のため、左記の点につき配慮して頂きたい。

記

一、潜血反応を実施すること。

二、被爆者に対しては、レントゲン検査が放射線量を増福させるためにこれを禁止し、レーザー光線、超音波装置を活用すること。

三、レーザー光線、超音波装置の健康診断方法がおくれているため開発を促進し、実効のある健診制度を樹立すること。

# 軍拡路線の前途を憂うる

このたびの昭和五十九年度予算を見て、先づ考えることは、選挙前の減税公約が、トリックプレイをみるようなかたちで葬り去られ、庶民のささやかなよろこびである、酒・煙草の増税等、大衆課税で転嫁されている実態は、このところの寒波とともに、やけに寒気を感じるところである。

不転の決意でと承けたまわっている行政改革は、一体何のために、誰のためにしようとしてされているのか………。

この予算でみる限り、防衛費のねん出のためにされているように思われるのは、私のひがみであろうか………。

兵隊さんが多くなるより、役人が多いのがまだましである。役人が数多いからとて戦争をしかけることはない。

過ぐる昭和初期から敗戦までの過程をみるかぎり、富国強兵の政策は失敗で、当時の国家・国民が大いなるつけをもって、支払わなければならなかつたことを、為政者はもはやお忘れでないでしょうね………。

私達、被爆者は、核戦争の実態を身を持って体験したため、核戦争で生き残ることは、勝者と云えども至難であることを知っている。

時価数千万の核シエルターを購入し、そこに退避して、核兵器の攻撃から生き残つたと仮定しても、それから先はどうして生き続けることができるか。

地上には放射能に汚染された空気・水・食物ばかりであることを御存知でしょうか、私は最小限の自衛力を決して否定するものではありませんが、わが国の経済力をもってすれば、わが国が世界有数の軍事国家になるのは、そうむづかしいことではないことを、国民の皆様はよく知っているとこである。

それ故に、昭和五十九年度予算における防衛費の突出に危ぐの念を抱かざるをえません。願わくば為政者は軍拡により、国の安全を守るとい

う発想は、核兵器時代の今日では、時代錯誤であることを認識され、軍縮により、東西の融和を図り、世界平和の達成に努力されんことを期待するものである。

昭和五十九年一月二十七日

長崎市坂本町八の二十九 長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

(昭和59年6月1日改正)

# 原爆特別措置法による被爆者援護のお知らせ

「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によって、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 種別        | 支給対象となる人                                                                                                                                                                                                                                                                   |                      | 支給金額                    | 所得税額による制限                         | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 医療特別手当    | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                |                      | 月額 104,400円             | 所得制限撤廃                            | <p>(共通のもの)</p> <p>① 世帯全員の住民票の写し(住民票とう本)<br/>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br/>{ 1月から3月までに申請する }<br/>{ 人は前々年分、4月申請する }<br/>{ 人は前々年分と前年分を提出 }<br/>{ のこと。 }</p> <p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。(但し合算はしない)</p> | ① 特別手当認定申請書                                                    |
| 特別手当      | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当該認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                      |                      | 月額 38,400円              |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ② 診断書(特別手当用)<br>● 指定医療機関で診断してもらうこと。                            |
| 健康管理手当    | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 糖尿病など<br>5 脳血管 脳出血など<br>6 循環器 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸機 肺機腫など<br>10 運動器 変形性関節症など<br>11 消化機 潰瘍の伴うもの |                      | 月額 25,600円              | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が792,300円までの人 | <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ① 健康管理手当認定申請書                                                  |
| 保健手当      |                                                                                                                                                                                                                                                                            |                      | 月額 12,800円              | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が792,300円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ② 診断書(健康管理手当用)<br>● かかりつけの病院、医院などで診断してもらうこと。                   |
| 保健手当(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のいない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                         |                      | 月額 25,600円              | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が792,300円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ① 保健手当認定申請書                                                    |
| 介護手当      | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                      | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。  | 介護日数20日以上<br>月額 35,800円 | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が792,300円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ① 医療手当支給申請書<br>② 認定医療証明書<br>● 指定医療機関で証明してもらうこと。                |
| 家族介護手当    | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                       |                      | 月額 10,800円              | 本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が792,300円までの人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ① 介護手当支給申請書<br>② 診断書<br>③ 介護申立書                                |
| 葬祭料       | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                             | 昭和58年9月1日以降に死亡した被爆者。 | 105,000円<br>(現行通り)      | 所得制限ありません。                        | 葬祭料の申請には、必要書類のほか<br>① 申請者の印かん<br>② 死亡した被爆者手帳<br>③ 各種手当の受給証書を同時に返却して下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ① 葬祭料支給申請書<br>② 死亡診断書又は死体検案書<br>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し |



# 忘れえぬ言葉

会長 深堀勝一

たしか、昭和三十一年頃のことだったと思う。

私は、五年近くの斗病生活を終えて、農林省に復職したときの話でしたから、当時、城山町に平和記念教会があつて、そこに安藤肇牧師がおられた。その頃、私は、原爆被爆者の援護運動をしようかなど、思案をしていたときである。

復職したとは名ばかりで、やっと、生きていたというのが実情でしたので……

あるとき、安藤牧師からお招きを受けて会合に出席したところ、「実は、東京の本部から、被爆者に対して救援物資が届いている、ところが私は僅かな救援物資を持って、被爆者の皆様に「大変でしたね」といつて持って行かれますか、私は戦争中、国に協力して、軍国日本とともに戦つて来た、キリストの教義である、平和の為に戦つてはいなかったそれ故に、このようなむごい戦争の被害者を生ずることとなったのだと思う。どうして、戦争に反対しなかったのだらうかと、今も悔が残っている」ともらされたことを記憶している。私も、同じキリスト教徒であるので、その云われていることがよくわかるのである。

あの戦争中、誰が戦争に反対したものがいただらうか、宗教界でも、権力に並び、一億一心と推進したではないか。今、少し、勇氣ある国民が、又、宗教家がいたならば、あの無謀な戦争を喰ひ止めることが出来たのではないだらうか。又、途中で停戦も出来た筈である。原子爆弾が頭上に炸裂するまで「勝った、勝った」と偽らなくても……

そのことを肝に銘じてその後、私は云わなければならないことは、たとえ嫌われても、云うことにしているのである。

## チクリ・チクリ

◎ 大韓航空機の墜落事件は、昭和五十八年度の10大ニュースのトップを占めるものであろう。旅客二百七十名を巻き添いにしては、いかなる相手がスパイ機の容疑のあったにしろ許されるべきことではない。例えるならば、車道をよちよち歩いている幼児を引き殺したようなものである。

それにしても、現代の文明社会において、航路五百kmも離れて飛行している民間機に対して、米国にしろ、日本国にしろ何故、注意を呼びかけることが出来なかつたものか？、ソ連にしても、スパイ機であつたら何故、強制着陸させて、その証拠を世界に示さなかつたのだらうか？、そうすれば世界の世論を味方にする事が出来ただらうに。いづれにしても、ソ連国は、あまりにも閉鎖的であり、発信の内容をすっかり解読されている事実を見れば科学技術の全分野に於いて遅れているのではないだらうか。それとともに、大韓航空の運賃が非常に安い為に、いろいろな面で、手抜きがなされており、一番大切な、乗客の安全を怠つてしまいかと、危がずるところである。

◎ 所用で九州各県を旅行する事があるが、驚くことに大分県が発展が特にめざましい。新日鉄の進出も影響があることだらうが、又、熊本・鹿児島市等も、都市がひとまわりも、ふたまわりも、大きくなつてゐる。昔は、福岡市に次ぐ都会は長崎だったが、長崎市の人口は、年々減つてゐるのである。何事にも反対、反対と云つて産業の進出に反対してゐたら、失業者ばかり増加してゴースト・タウンになるのは必至である。為政者も、経済界も奮起して貰いたいものである。

◎ 夏頃になると、イワシが食卓に並べられるが、あの小イワシにシヨウガを入れて煮つけているものほどおいしいものはない。イワシと云つたら現代の人は、安っぽい魚ときめつけて、あまり喰べないと云うのだから、それで、ハマチのえさとされてゐるのださうである。ハマチ1kgを育てるのに、イワシ7kgが使われているのだから、こんな馬鹿くしい話があるだらうか。あのハマチほど、まづいものはない。荒海をのりきつて生きて来たブリのうまさ、又、格別であるが、それに較べてハマチは、肉がぶよぶよして一向にうまいものではない。私が幼い頃は鰯が沢山とれて漁村で尺祝が行なわれていたと云うのだから、又、昔のように魚がとれるようになったら、日本人の健康にどれだけプラスになることだらうか。

「放射能障害にさいなまれている全世界の人々の

医療を確立させるため、平和記念財団の設立について」

私達、被爆者が長年に亘り、願望していた新原爆病院が、この昭和五十七年十一月二十九日にめでたく落成式を開催されることとなったことは、まことによるこぼしい限りである。もとより関係各機関の熱烈な協力が、あればこそだと痛感されるところである。計画が発表された当時のことをふりかえってみると、多事多難なことではしたが、日を迫うにつれて幾多の障害が克服され、完成の運びとなったもので、私達被爆者の側からみれば、感慨又、ひとしおなものである。

このたび、開院となる日赤長崎原爆病院の施設、および医療水準は正に、世界に誇りうる内容であろうと確信するものである。

ところで、この放射能医学の殿堂とも云うべきものを、現在、核実験に伴なう被爆者又、原発事故による放射能の後遺症にさいなまされている人々の治療が行き届いていない世界の現状をみるにつけても、放置されていいものではない。私達、被爆者からみれば、誠に同情の念に耐えません。

そこで、新原爆病院の一隅に、国際病棟を建設して、前記の人々に治療の機会を与えることが出来ましたら、どんなに喜ばしいことではなからうかと思うものである。

日本政府は、世界唯一の被爆国として、平和憲法を制定して、世界の恒久平和の實現に向って、かねがね努力されていることについては敬意を表しているが……、この際、平和外交のあかしとして国際病棟を建設して、後顧のうれいなかしむるため、平和祈念財団を設立して、ともしれば海を越えて、来日、原爆病院の治療を受けられた人々も適切な対策がないため、善意が通じなかつたことを考慮しますと、一日も早く設立を急がねばならないことかと思ふわけである。

ついでには、日本政府がこの現実を認識のうえ、御配慮下さいますようお願いする次第である。

昭和五十七年十一月

長崎市坂本町八の二十九

長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀勝一

## 松浦線存廃は多角的視野で

団体役員 深堀勝一

このたび国鉄再建法に基づき、松浦線の廃止がしきりに論じられているが、もとはといえば「クルマ社会」に追われて、汽車、電車が現代社会から消えているのである。しかしながら、その「クルマ社会」も昭和三十二年ごろは一バーレル、二ドルか三ドルの時代から今や四十ドルの時代に突入し、ここ数年以内には百ドルの時代も予測されるのである。果たして、その時に「クルマ社会」が現存するかといえば否である。そうすれば、今の石油偏重産業よりバランスの取れたエネルギーを基軸とした産業の転換こそが急務である。

そもそも国鉄の持つ使命は、国家の動脈として、利益を追求する輸送機関でなく、国家の安全と産業の発達に寄与することにあると思う。膨大な赤字を抱えての苦肉の策であることはいうまでもないことながら……。石油時代に赤信号の点滅をみると、果たして東北地域の大動脈である国鉄松浦線の廃止が、国家百年の大計のうえで是非か論ずるまでもないことはいうまでもない。願わくば、国鉄再建法の運用に当たっては、近視眼的でなく、どうか地域住民のニーズ、その地域における、これからの産業の発展など、多角的な面での影響を考慮のうえ、判断してもらいたいものである。

最後に国鉄の労働者諸君も輸送コストが最低のコストである貨物輸送もストによって減少し、結果的には自動車輸送にシェアを奪われ、ついには自分の職場を奪われた過去の苦い経験を尊い教訓として、労使一体となって、国鉄を守ってもらいたいと念ずる者である。

(長崎市坂本町)

「しいたけを喰べ癌を追放する会」から

アピール

## さあ、癌を退治しよう!!

拝啓 きびしい寒さの到来を思わず今日この頃、お変わりありませんか。

さて、私達の会ではかねて多発する被爆者の癌について、重大な関心を寄せて、癌制圧の日の一日も速からんことをこいねがい、いろんな角度から調査して参ったのであります。たまたま、私の主治医である、長崎原爆病院副院長兼内科部長であった安日 晋先生が食道癌にり病され3年近くの闘病生活のあと亡くなられました。

私が大学病院の正門前に事務所をひらいている関係で、一週間に一度は、病床に御見舞をしていたわけです。当時、原爆病院当局では、安日先生の病状は末期的症状でも助かる見込はないと、説明を受けておりました。そこで、亡くなられる一ヶ月程前に安日先生に「シヤカに説法のようなのですが、先生、癌によく効くと云われているサルノコシカケを飲んでみたらどうですか」と申し上げたところ、先生いわく「実は一ヶ月程前から鼻中にサルノコシカケを入れて飲んでいりが一週間に1kg体重が増えて、この5週間に5kgばかり体重がふえた。丸山ワクチンよりサルノコシカケが効くようだ」ところが、安日先生は、のどを3回手術して、そのあとにレントゲンをかけたため、手術後の縫い目が破れて出血多量で亡くなられたのでした。死後解ぼうしたところ、癌は既になくなっていたのである。安日涼子夫人があとでこのようなことを云っておられた。「うちの主人もはやいときにサルノコシカケを飲んでいたら、死んでいなかったかも知れません」。この話を聞いた私は、サルノコシカケがきの子なら、しいたけもきの子だと云うことで今から七年前シイタケを毎朝、味噌汁に2ヶほど入れて喰べるようにしました。

私はきの子に含まれているなんらかな成分が、制癌効果があると信じたからです。

安日先生死後三年ばかりして、丁度五年ほど前のことでした。原爆病院長の藤田長利先生に、サルノコシカケが癌に有効だと云っておられたことをお話ししたところ「いや昨年の学会でサルノコシカケが制癌剤と認められているよ」と、このようなことでした。

私は、昭和55年7月原爆特養ホーム(50名定員)を設立しました。直ちに栄養士に毎日のメニューにシイタケを入れるように指示しました。それから、3年6ヶ月経過しますが直接癌で死んだ人はおりません。癌を持って入所された人はありますが、86才とか、89才で老衰で亡くなられた人はありますが、私達は80才以上で死亡される人は、寿命だと思つてあきらめています。

さて、発会式(11月18日)のときには、サルノコシカケで癌を治したという人が2人も体験発表され、又、それをうなづけるような原爆病院副院長・野口先生も「しいたけの制がん効果は、動物実験で成功しており、人体実験で行なっていると聞いており、結果もよいそうです。」

又、しいたけは、コレステロールを除去するため、脳卒中、心臓病、リュウマチにも効果があり、副作用もないので健康食品です。どしどし喰べて下さい。私達医師は、この会の結果がおもしろいデータが、でてくるのではないかと期待しています。

最後に、シイタケは少なくとも2年以上、喰べることが必要ですので、皆様方、短気を起さず、じつくりと続けて頂きますよう、お願いしてご報告と致します。

昭和五十八年十二月五日

救急告示病院

内科・外科・整形外科・婦人科  
放射線科・リハビリ(基準承認施設)

医療法人  
光善会

百合野病院

長崎市外時津町元村郷

# 壹岐被爆者の視点

長崎県被爆者友の会理事

芦辺町支部長

佐野竹司

さて本年は厳しい財政難という理由によりまして被爆者皆様方の諸手当が全部据置されました。その上に老人医療法の施行に伴ない七十才以上の被爆者の一部有料が伝えられ心配致しましたが、深堀会長を中心にして必死な陳情の波状攻撃をかけて、やっとこれをくい止める事が出来ました。

それは被爆者に代って国が一部負担を立替えるという事で、従来通り無料となった次第であります。然しながら皆さん決して油断してはなりません。この様なことはこれからも手を変え、品を変え出てくると思います。

例えば諸手当の減額、所得制限額の引き下げ、診断書は国公立病院の発行以外は認めないとか、その他色々の支給制度を厳しくする事が予測されるのであります。こうした気配いが強く感じとられる今日此の頃であります。

問題は何処にあるかと申しますと、問題の根本は、政府が被爆対策を社会補償の立場からその施策を進めているからであります。私達の要求は、被爆者対策は是非国家補償の立場からその施策を進めてほしい……と強く迫って来たわけですが、仲々陽の目を見るどころか、今のところお先真暗です。

判り易く説明すると、現在皆様方がうけて居られる諸手当は、特別措置法という法律で定められたもので、従って国の財政の都合により、その都度増したり、減らしたり、打ち切ったりする事の出来るものであります。

そこで例えば東京大震災みたいな大きな事故が今発生したとすれば、その対策費として被爆対策の予算は、そっくりその方に流用出来るし、流用されても文句の言えない様のない性質のものであります。

また被爆者援護法が出来て支給される諸手当はその時その時の財政の都合で左右されることのない終身年金みたいな型の安定度の高い手当であります。試みに銀行に行つて国民年金を担保に借入れを申し込むと直ぐに貸しつけますが、被爆者の現在の手当担保では貸付け致しません。つまり安定度が低いからであります。私達が被爆者援護法の制定を強く求めるには求めるだけの理由があるからであります。

一九四五年連合国はポツダム宣言を発表し、日本政府に速やかにその受諾を迫つたが、政府はこれを黙殺したのであります。連合国はこの黙殺を拒否とみなし、日本に対して最初の原子爆弾が広島に落され、こうして被爆者が生れたのであります。あのポ宣言が速やかに受諾されていたら原爆は避けられ、被爆者は生れなかつたでしょう。この点から見ても被爆者の救済は日本政府に責任がある事は明らかであります。

政府は未だに被爆者援護法制定を渋つていますが、殆んどどの被爆の場合先行きが見えて来ているのです。

ゆたかな暮らしのお手伝い

優良品が豊富で安い

S

東美

# 長崎県被爆者手帳友の会 昭和六十年度

## 支部代表者大会資料

発行所

長崎市坂本町八の二九  
大病院正門前

### 長崎県被爆者手帳友の会

TEL(〇九五八)

④九二六三  
④六二四四

## 被爆四十周年を迎へて



長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝一

このところ被爆四十周年を迎えてと言うことで長崎市ではことさらに書きたてていくようにあるが私ども友の会では運動をはじめて既に二十年を迎えようとしています。

言うなれば三十年生のマラソンランナーである、友の会、動員学徒の会では動員学徒等に対する援護

法を作り、特別措置法を制定させ、原爆特養ホーム  
“かめだけ”を建設し、又原爆病院建設に対する原  
動力の役目を果して来たのである、即ち、そのとき  
全力投球して今日の被爆者に対する諸施策、諸施設  
をかちとって来たのでした。

ですから四十周年を迎えてと言うことで力んで友  
の会本来のペースを崩したくないと思っている。た  
またま今年には平和運動の行きづまりを痛感して、民  
衆レベルによる平和外交を推進するため、中国、朝  
鮮民主主義人民共和国に友好使節団を派遣するよう  
準備を進めている。又動員学徒の会、友の会と斗い  
を記録を残すための記録史「わが戦いの日々」と題  
しまして編集作業を進めておりますので本年八月頃  
発刊する予定です。

ところで私達被爆者の高齢化は年とともに進んで  
おりますので残された課題に全力投球するつもりで  
す。このような考え方ですので懸案の矢上自動車試  
験場救護所の訴訟支援をすることにしたのである。

最後に皆さま方の御多幸、御健勝をお祈りしまし  
て、ごあいさつといたします。

# 昭和五十九年度主な行事日程表

月日 行事

|      |                          |         |
|------|--------------------------|---------|
| 4・6  | 愛野支部総会                   | 〃かめだけ〃  |
| 4・10 | 第2回観桜会ならびに被爆者健康教室        | 会長ら4名   |
| 4・13 | 川棚支部総会                   | 正田      |
| 4・18 | 昭和59年度第一回政府・国会陳情         | 正田・杉本   |
| 4・26 | 吾妻支部総会                   | 磯田・竹馬   |
| 4・27 | 三重支部総会                   |         |
| 4・29 | 北高・高来西支部総会               |         |
| 5・7  | 〃しいたけを喰べ癌を追放する会〃定例会      |         |
| 5・11 | 南高地区大会資料配布               |         |
| 5・12 | 神の浦支部総会・諫早・北高・東彼地区大会資料配付 |         |
| 5・15 | 時津支部総会                   | 料亭・今村   |
| 5・17 | 諫早市中央支部再建集會市民センター        |         |
| 5・18 | 西海町支部総会                  | 宝来軒別館   |
| 5・19 | 昭和59年度支部代表者大会            | 杉本・深堀義  |
| 5・28 | 第2回政府・国会陳情               | 昭・真崎・菊川 |
| 5・28 | 有明支部総会                   | 懇親会     |
| 5・28 | 副知事・小川日赤局長               | 〃かめだけ〃  |
| 5・30 | ホーム理事会                   | 時津支部長の  |
| 6・5  | 奄美大島被爆者対策のため             | 平井茂氏派遣  |
| 6・8  | 大瀬戸支部総会                  | 市民センター  |
| 6・9  | 諫早・北高連絡協議会               |         |
| 6・12 | 稲佐支部総会                   |         |
| 6・15 | 西海郷支部総会                  |         |
| 6・23 | 現川支部総会                   |         |
| 6・25 | 岐宿支部総会                   |         |
| 6・26 | 第2回拡大理事會                 |         |
| 6・26 | 三井楽支部総会                  | 日赤      |

# 本会のあゆみ

昭和三十二年十一月十日

昭和三十二年年度(本会の母体長崎県動員学徒犠牲者の会発会)

予算額 壹億七千万円

・原子爆弾被爆者の医療に関する法律

一、原爆疾病の医療に関する法律

一、健康診断の実施

一、被爆者健康手帳の交付

昭和三十五年年度

予算額 二億円

・特別被爆者制度の創設

・医療制度の創設

・医療手当の創設 月二、〇〇〇円

昭和三十七年度

予算額 一〇億円

・特別被爆者の被爆範囲の拡大

・2K、3K

昭和四十年年度

予算額 一八億円

・医療手当の増額

・特別被爆者の範囲拡大

・入市者の一部

・放射能濃厚地区

昭和四十一年年度

予算額 二三億円

・特別被爆者の範囲拡大 新中川町を加入

8・4 8・4 7・28 7・21 7・21 7・21 7・19 7・18 7・17 7・16 7・14 7・13 7・12 7・12 7・11 7・10 7・9 7・8 7・7 7・7 7・5 7・5 7・4 7・4 7・3 7・2 7・1 6・30 6・29 6・28 6・27

玉の浦支部総会  
富江支部総会  
奈留支部総会  
若松支部総会  
口ノ津支部総会  
上五島支部総会  
新魚目北支部総会  
新魚目南支部総会  
有川支部総会  
奈良尾支部総会  
式見支部二法説明会  
小長井支部総会  
原水禁平和行進  
島原支部総会  
対馬・厳原支部総会  
対馬・上県支部総会  
平戸支部総会  
平戸南部支部総会  
諫早・北高連絡協議会  
大島支部総会・加津佐支部総会  
小櫛支部総会  
奄美大島被爆者調査  
名瀬地区原爆二法説明会  
奄美瀬戸内町公民館  
長崎原爆の惨状を語り、奄美の人々と原水  
禁連帯の夕べ  
古賀支部総会  
南高支部連絡協議会  
ホーム設立四周年記念  
三和町支部総会・奄美大島・折田サチ来崎  
琴海支部総会  
「私達被爆者は証言する、核シエルトーで  
たとえ生き残っても」

平和公園  
深堀義昭外4名  
名瀬中央  
公民館  
雲仙  
宝来軒

昭和四十二年度

予算額 二八億円  
医療手当の増額 月三、四〇〇円  
(昭和四十二年六月十八日)

●被爆者手帳友の会発足

昭和四十三年度

予算額 四五億円

・特別措置の制度

・特別手当

・健康管理手当

・医療手当

・介護手当

昭和四十四年度

予算額 六〇億円

・葬祭料の創設

特別被爆者の死亡した場合

一〇、〇〇〇円支給

昭和四十五年度

予算額 七一億円

・各種手当の所得制限の緩和

・介護手当の増額

昭和四十六年度

予算額 八六億円

・健康管理手当の支給対象者の拡大 60才以上

特別被爆地域の範囲拡大





# 改正された特別措置法

| 種別        | 現行額      | 改正額      | 摘要 |
|-----------|----------|----------|----|
| 医療特別手当    | 一〇四、四〇〇円 | 一〇八、〇〇〇円 |    |
| 特別手当      | 三八、四〇〇円  | 三九、八〇〇円  |    |
| 健康管理手当    | 二五、六〇〇円  | 二六、五〇〇円  |    |
| 保健手当      | 一二、八〇〇円  | 一三、三〇〇円  |    |
| 保健手当(加算分) | 二五、六〇〇円  | 二六、五〇〇円  |    |
| 介護手当      | 三五、八〇〇円  | 三六、五〇〇円  |    |
| 家族介護手当    | 一〇、八〇〇円  | 一一、二五〇円  |    |
| 葬祭料       | 一〇五、〇〇〇円 | 一一三、〇〇〇円 |    |

実施時期は、昭和六十年六月から  
所得制限は八一、七〇〇円



- ・特別養護ホーム“かめだけ”建設費計上
- ・二世健康診断実施

## 昭和五十五年

予算額 八三九億円

- ・各種手当の増額
- ・所得制限の緩和
- ・原爆病院移転改築費決定
- ・特別養護ホーム“かめだけ”落成

## 昭和五十六年度

予算額 九五五億円

- ・医療特別手当の新設
- ・認定患者の所得制限撤廃
- ・近距離被爆者のうち、ケロイド、身体傷害者、孤老に対する保健手当加算分新設
- ・各種手当の増額
- ・移転改築の新原爆病院の着工
- ・特養“かめだけ”満床

## 昭和五十七年度

予算額 九九一億円

- ・医療特別手当 一〇二、四〇〇円
- ・健康管理手当 二五、一〇〇円
- ・保健手当 一二、六〇〇円
- ・原爆病院医療器具 九、〇〇〇万円

## 昭和五十八年度

- 諸手当の前年度なみ 六九八、一〇〇円
- 所得制限

# 昭和59年度 決算書

自 昭和59年 4月 1日  
至 昭和60年 3月 31日

| 収入の部   |            |    | 支出の部    |            |    |
|--------|------------|----|---------|------------|----|
| 科目     | 金額         | 備考 | 科目      | 金額         | 備考 |
| 前年度繰越金 | 6,267,974  |    | 人件費     | 3,515,428  |    |
| 会費     | 24,684,700 |    | 陳情旅費    | 1,191,250  |    |
| 助成金    | 1,455,000  |    | 普通旅費    | 2,644,900  |    |
| 寄附金    | 327,500    |    | 交通費     | 2,188,378  |    |
| 雑収入    | 3,478,244  |    | 食糧費     | 583,262    |    |
|        |            |    | 印刷費     | 1,800,500  |    |
|        |            |    | 通信費     | 1,782,706  |    |
|        |            |    | 会議費     | 2,831,340  |    |
|        |            |    | 消耗品費    | 85,065     |    |
|        |            |    | 還元金     | 4,685,500  |    |
|        |            |    | 事務所借上料  | 276,000    |    |
|        |            |    | 備品費     | 56,000     |    |
|        |            |    | 水道光熱費   | 144,228    |    |
|        |            |    | 慶弔交際費   | 1,332,370  |    |
|        |            |    | 雑費      | 3,522,568  |    |
|        |            |    | 振替手数料   | 30,650     |    |
|        |            |    | 組織助成費   | 547,550    |    |
|        |            |    | 創立20周年金 | 2,000,000  |    |
|        |            |    | 事業繰出金   | 6,995,723  |    |
|        |            |    | 次年度繰越金  | 36,213,418 |    |
| 合計     | 36,213,418 |    | 合計      | 36,213,418 |    |

## 昭和五十九年度

予 算 額

九九一億円

・医療特別手当

一〇四、四〇〇円

・健康管理手当

二五、六〇〇円

・所得制限

七九二、三〇〇円

## 昭和六十年

予 算 額

一、〇二九億円

・医療特別手当

一〇八、〇〇〇円

・健康管理手当

二六、五〇〇円

・所得制限

八一、七〇〇円

●老人保健法による七〇才以上の被爆者の一部有料制限を阻止



# 昭和60年度運動方針(案)

「基本的な考え方」

昭和53年頃から、行財政改革のあらしとともに、順調に展開した被爆者対策は、きびしい冬の時代が到来した感じである。

その一方で、軍拡予算は年々比重を増し、国民生活を圧迫している現実である。

私達は、このような国の施策を直視して平和で豊かな国づくりをあらためて真剣に考えていく必要がある。

政府に対して

一、被爆地区は正をして下さい。

二、近距離被爆者に対して、特別な健康診断ならびに援護施策を強化して下さい。

三、若年時被爆者に対して特別な援護施策、健康診断を配慮して下さい。

四、被爆二世・三世に対して健康診断受診者証を交付して下さい。

五、原爆死没者に弔慰金を交付して下さい。

六、県央地区に特別養護ホームを設置して下さい。

平和運動について

これまで長い間、核兵器全廃、軍縮の促進を二大スローガンに斗って来たが、世界の国々の軍拡、核兵器の制限等具体的なことでは一歩も前進していない状況である。

これまでの平和運動は、マンネリ化してまるでプロ野球の消化ゲームをみるような傾向でした。

そこで本会は、その打開策として民衆レベルによる平和外交をする必要があると思ひ、特に国交がない国、国交があってもギクシャクした国に向向いて、民衆レベルによる国際交流をはかり、相互国家の親善と平和のパイプ役をつとめたいと念願しております。

昭和60年度においては、朝鮮民主主義人民共和国、中国に代表団を派遣すべく、原水禁国民会議を通じて折衝中であり、又、ソ連邦の友好使節団一行を、かめだけ”に招待して、日・ソ友好親善パーティをひらきました。

## 昭和60年度 予算書(案)

自 昭和60年4月1日  
至 昭和61年3月31日

| 収入の部   |            |    | 支出の部    |            |    |
|--------|------------|----|---------|------------|----|
| 科目     | 金額         | 備考 | 科目      | 金額         | 備考 |
| 前年度繰越金 | 6,995,723  |    | 人件費     | 5,400,000  |    |
| 会費     | 25,600,000 |    | 陳情旅費    | 2,000,000  |    |
| 助成金    | 900,000    |    | 普通旅費    | 2,800,000  |    |
| 委託費    | 600,000    |    | 交通費     | 900,000    |    |
| 寄附金    | 500,000    |    | 食糧費     | 480,000    |    |
| 雑収入    | 2,100,000  |    | 印刷製本費   | 2,400,000  |    |
|        |            |    | 通信費     | 2,160,000  |    |
|        |            |    | 会議費     | 2,200,000  |    |
|        |            |    | 備品消耗品費  | 600,000    |    |
|        |            |    | 事務所借料   | 468,000    |    |
|        |            |    | 還元金     | 5,700,000  |    |
|        |            |    | 慶弔交際費   | 1,800,000  |    |
|        |            |    | 雑費      | 1,200,000  |    |
|        |            |    | 光熱水料費   | 360,000    |    |
|        |            |    | 組織助成費   | 700,000    |    |
|        |            |    | 20周年記念費 |            |    |
|        |            |    | 事業費     | 1,000,000  |    |
|        |            |    | 予備費     | 6,527,723  |    |
| 合計     | 36,695,723 |    | 合計      | 36,695,723 |    |

# 昭和60年度における主な行事予定

- 1、4月中旬 政府・国会陳情
- 2、5月下旬 昭和60年度支部代表者大会
- 3、6月中旬 政府・国会陳情
- 4、7月21日 “かめだけ”ホーム設立5周年記念事業
- 5、8月7日 全国戦争犠牲者大会
- 6、8月下旬 政府・国会陳情
- 7、10月上旬 記念誌 “わが戦いの日々” 出版記念会
- 8、12月上旬 特別功労者表彰式ならびに忘年会
- 9、12月中旬 政府・国会陳情
- 10、クリスマスパーティ

なお、この外に、朝鮮民主主義人民共和国に6月、中国に6月に平和友好使節団を派遣したいと思っています。

## 会費の改訂について

これまで、57年度、58年度、59年度と3年間、会費一、五〇〇円でしたが、諸物価の高騰による、運動量の減少を防ぐため、一〇〇円の値上げをお願いします。会費一、六〇〇円として三五〇円を支部還元金とします。

◎ 公務員の汚職事件もいろいろあるが、県庁職員のみで生活保護を受けている女性を誘い出し生活保護の打ち切りをほのめかすつ誘惑したと新聞で伝えられていた。生活保護を受給する人々は、よんどころなく、止むを得ず申請にふみきっているものと思うが、言わば社会人としては最高の弱者だと思ふ。

このような人の弱みにつけこむのは最低の行為ではなからうか、水戸黄門が民放に登場して悪代官をバツバツと切りつける場面は何時みても胸がすつきりする思いである。それにしても逮捕されるまで判らなかつたと言うのだから一体監察官はなんのために設置されているのだろうか、なりもの入りで新設だったのに!!

◎ 毎年春秋となると生存者叙勲と言うわけの分からぬものが行なわれるのである。

なんと言っても理解に苦しむ者にそれぞれ等級と種別をつけてそ

の人に対する評価を行っていることである。

一体どう言う基準で行うか、わけのわからないことである人の評価をすると言うこれ程、失礼なことではない。動員学徒、徴用工、女子挺身隊で原爆で死亡した者にはたしか勲八等瑞宝章である。

ある会社の社長が病死したところ、勲一等の授賞である。片方は国家社会のために殉難した者に対して勲八等である。それに対して例の会社社長は、この世の中を上手に泳いで、金儲けして料亭にきれいな人と酒を飲んで、功成り名遂げた成金長者である。この人には勲一等である。何、そんな人ばかりいるのでありませんぞ、と陸の声、しかしながら国の為に生命を捧げた人が勲八等とはなんとしても道理がとらない。

そこで次のような改革すべきだ。国家社会のために殉難した者は勲一等、それ以外の人はずべて勲八等このようにしたら叙勲を受けた人が、はれんち罪で逮捕されることは二度と出てこないでしょう。

◎ 山陽線姫路駅での脱線事故で三十数名の重軽傷者が出たと報道されていたが、その原因が飲酒運転による、いねむり運転だそうである。

私共もブルートレーンに乗って、よく上京するがブルートレーンの運転手数人が勤務前に飲んでたというのだからあきれはてるどころだ。国鉄が現在かかえている問題のひとつに、このような不心得のものがいることだ、親方日の丸だと思っていたところ、その親方が既に倒産していることだ、その為に、自分達の首が明日にでも危ないところにぬけぬけと酒を飲んでいるとは、このような人は、潔く辞めてもらいたい、でなければ、他にまじめに働らいている国鉄の仲間が気の毒だ。



# のお知らせ

て、原爆被爆者に下記のような手当が支給されます。

| 所得税額による制限                                                   | 申請に必要な書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                            |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| <p>所得制限撤廃</p> <p>本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税変更<br/>811,700円までの人</p> | <p style="text-align: center;"><b>(共通のもの)</b></p> <p>① 世帯全員の住民票の写し<br/>(住民票とう本)<br/>住民登録をしている市役所又は支所で請求して下さい。</p> <p>② 申請者、配偶者又は生計を維持する扶養義務者の前年分の所得税額を証明する書類<br/> <small>                     1月から3月までに申請する<br/>                     人は前々年分、4月申請する<br/>                     人は前々年分と前年分を提出<br/>                     のこと                 </small></p> <p>(1) 会社等に勤めている人は、勤務先の交付する給与源泉徴収票</p> <p>(2) 自営業など事業主は、確定申告の写し又は税務署の納税証明書</p> <p>(3) その他市民税申告受付票、年金証書など所得を証明できるもの(長崎市のみ)</p> <p>(4) 夫婦共働きの場合は、両人の証明書が必要です。<br/>(但し合算はしない)</p> | <p>① 特別手当認定申請書</p> <p>② 診断書<br/>(特別手当用)<br/>●指定医療機関で診断してもらうこと。</p>         |
| <p>本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br/>811,700円までの人</p>               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>① 健康管理手当認定申請書</p> <p>② 診断書(健康管理手当用)<br/><br/>●かかりつけの病院などで診断してもらうこと。</p> |
| <p>本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br/>811,700円までの人</p>               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>① 医療手当支給申請書</p>                                                         |
| <p>本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br/>811,700円までの人</p>               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>① 医療手当支給申請書<br/>② 認定医療証明書<br/>●指定医療機関で証明してもらうこと。</p>                    |
| <p>本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税が<br/>811,700円までの人</p>                | <p>③ 被爆者健康手帳</p> <p>④ 印かん</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>① 介護手当支給申請書<br/>② 診断書(介護手当用)<br/>③ 介護料の支払いを証する書類(領収書)</p>               |
| <p>本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得税額が<br/>811,700円までの人</p>               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>① 介護手当支給申請書<br/>② 診断書<br/>③ 介護申立書</p>                                   |
| <p>所得制限ありません。</p>                                           | <p>葬祭料の申請には、必要書類のほか</p> <p>① 申請者の印かん<br/>② 死亡した被爆者手帳<br/>③ 各種手当の受給証書を同時に返却して下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>① 葬祭料支給申請書<br/>② 死亡診断書又は死体検案書<br/>③ 死亡した被爆者の住民票の抄本または消除された住民票の写し</p>    |

(昭和60年6月1日改正)  
**原爆特別措置法による被爆者援護法**  
「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」によつ

| 種別        | 支給対象となる人                                                                                                                                                                                                                                                                   |                      | 支給金額                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------|
| 医療特別手当    | 負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生大臣の認定を受けたもの(認定患者)のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人に支給されます。                                                                                                                                                                                                |                      | 月額 108,000円             |
| 特別手当      | 上記の認定を受けたことのある人で現に治ゆ等により当核認定に係る負傷又は、疾病の状態でない人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                      |                      | 月額 39,800円              |
| 健康管理手当    | 原爆被爆者で次の疾病にかかっている人に支給されます。<br>(手当の支給される病気)<br>1 造血機能障害 貧血症・白血病など<br>2 肝臓機能 悪性肝炎・ビールス性肝炎を除く<br>3 細胞増殖機能障害 悪性新生物(がん等)<br>4 内分泌腺 糖尿病など<br>5 脳血管 脳出血など<br>6 循環器 高血圧性心疾患・慢性虚血性心疾患<br>7 腎臓 慢性腎炎・ネフローゼなど<br>8 視機能 白内障(先天性を除く)<br>9 呼吸機 肺機腫など<br>10 運動器 変形性関節症など<br>11 消化機 潰瘍の伴うもの |                      | 月額 26,500円              |
| 保健手当      |                                                                                                                                                                                                                                                                            |                      | 月額 13,300円              |
| 保健手当(加算分) | 1. 3級以上の身障者であること。<br>2. 子、孫のいない70才以上のもので、ひとりで住んでいるもの。<br>3. ケロイドの人                                                                                                                                                                                                         |                      | 月額 26,500円              |
| 介護手当      | 原爆被爆者で厚生大臣の定める特定の障害があるため、医者が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給されます。                                                                                                                                                                                                                      | 介護人等を雇って介護料を支払ったとき。  | 介護日数20日以上<br>月額 36,500円 |
| 家族介護手当    | 介護が必要にある人が家族から受けた場合。                                                                                                                                                                                                                                                       |                      | 月額 11,250円              |
| 葬祭料       | 原爆被爆者が死亡した場合、その葬儀を行った人に支給されます。                                                                                                                                                                                                                                             | 昭和58年9月1日以降に死亡した被爆者。 | 113,000円                |

## 軍拡路線の前途を憂うる

このたびの昭和五十九年度予算を見て、先づ考えることは、選挙前の減税公約が、トリックプレイをみるようなかたちで葬り去られ、庶民のささやかなよろこびである、酒・煙草の増税等、大衆課税で転嫁されている実態は、このところの寒波とともに、やけに寒気を感じるところである。

不転の決意でと承けたまわっている行政改革は、一体何のために、誰のためにしようとされているのか……。

この予算でみる限り、防衛費のねん出のためにされているように思われるのは、私のひがみであろうか……。

兵隊さんが多くなるより、役人が多いのがまだましである。役人が数多いからとて戦争をしかけることはない。

過ぐる昭和初期から敗戦までの過程をみるかぎり、富国強兵の政策は失敗で、当時の国家・国民が大いなるつけをもって、支払わなければならなかったことを、為政者はもはやお忘れでないでしょうね……。

私達、被爆者は、核戦争の実態を身を持って体験したため、核戦争で生き残ることは、勝者と言えども至難であることを知っている。

時価数千万の核シエルトを購入しそこに退避して、核兵器の攻撃から生き残ったと仮定しても、それから先はどうして生き続けることができるか。

地上には放射能に汚染された空気・水・食物ばかりであることを御存知でしょうか、私は最小限の自衛力を決して否定するものではありませんが、わが国の経済力をもってすれば、わが国が世界有数の軍事国家になるのは、そうむずかしいことではないことを、国民の皆様はよく知っているところである。

それ故に、昭和五十九年度予算における防衛費の突出に危ぐの念を抱かざるをえません。願わくば為政者は軍拡により、国の安全を守るといふ発想は、核兵器時代の今日では、時代錯誤であることを認識され、軍縮により、東西の融和を図り、世界平和の達成に努力されんことを期待するものである。

昭和六十年一月二十七日

長崎市坂本町八の二十九 長崎県被爆者手帳友の会

会長 深堀 勝 一

## 死の海を宝の海へ

長崎県被爆者手帳友の会会長

深堀 勝 一

私は過日、西彼杵郡の支部長協議会を大村湾を臨む場所が開いた。話題が大村湾に及び、現在の大村湾はすでに半分死んでいる。すなわち、時津、長与、多良見の大村湾の南半分は魚類、海藻が育たぬところとなり、沿岸住民は海の幸から見放されている現状であるようです。

その半身不随の大村湾を最大限に活用することは、長崎県の百年の大計であると思います。

そのためには琴海町西海郷と長崎市三重までの間を掘さくして運河を造り、外海の海水を大村湾に流入すれば、海水の汚染は最小限にとどめることになりはしないか。

そうすれば大村湾が生き返り長崎県の水産資源の開発に大きな役割を果たすことになろうと思います。

栽培漁業が唯一の生きる道と考えられるが、大村湾は稚魚の育苗地としては最適な場所ではなからうか。

古老の話によると、海水をストレートに流入すれば、大村湾の水位が上がり、水没したり、浸食されるところが出ないとも限らないそうだが、対応次第では、いくらか方法はある。

それは水門を造り、海水の流入を調節することによって、被害を避けることができましよう。

この小さい島国に一億一千万の人間がひしめきあつて暮らしている日本を思うとき、国家百年の大計が必要だと思ひ、筆を執つた次第です。

## チクリ・チクリ

◎ 昭和五十七年の長崎大水害で全国から三十数億円の義援金が送られて来たが、そのうち長崎市に送られたものの一億円近くが水害を受けていない自治会に配分された件で現在福岡高裁に上告され審理中である。あの大水害においては多種多様なかたちで市民の大多数が被害を受けたものである。配分の方法もむずかしい点もあるが何も被害を受けていない自治会に贈る理由はどこにもない。なかには旅行に使ったという自治会もあるそうだ。悪いことはたとえ市長がしようが総理大臣がしようが悪いことは、悪いことだ。配分委員会のメンバーの一部には異議をとなえた人もいたそうであるが、せめてもの救いである、市民をコケにする委員会はこれ以上ごめんである。

◎ この数年行革行革のかけ声で財政事情はますますきびしくなるばかり無駄な金は節約すること大いに結構なことですが節約した金はどこに行ったかと言えば防衛費にごっそり、むだな金の最たるものは軍縮ですぞ。エチオピアの飢えに苦しんでいる人が多く難民一千万人とか、それなのにアフリカで最大の軍事国家だそうです。そんな貧乏国を誰が侵略するものがあるだろうか、少し頭を冷したらどうだろうか、中曽根さんもって他山の人とすべきではないでしょうか。

◎ グリコ、森永事件ほど、今年の国民感情を逆なでするものはない。なんの為に子供よろこぶお菓子に毒を入れるのかお金が欲しいのか、えん恨か、いずれにしても、誰が犠牲になるかわからないのも、たまったものではない。

警察の必至の捜査をあざ笑うように、あるいは、警察の内部に情報をもたず人がいるのではなからうかと、疑ってみることもあるくらいだ。裏ばかりかかれて、なんとしても腹がたつことだ。

東京の三億円事件のときは、よくやったもんだなあと思つた人もかなりあったようであるが、今度はこちらがいますぞ、それにしても、京都・大阪・兵庫というところは、警察官の不詳事件がよくあるところでの事件の発生だから、これが長崎あたりで、起るとすぐ、捕まるんだけどなあ!!

## 昭和五十九年度特別表彰者

◎ 佐木 篤二氏

佐木さんは、原爆により、妻子全員を亡くされた。典型的な原爆遺族である。その後県農業共済組合連合会会長、県会議員などの公職をつとめられた友の会琴海支部長を十数年の間、誠心誠意つとめられたが、公務多忙のため、後進に道をゆずられた。

◎ 迫頭 熊吉氏

坂本支部の役員として、又、本部の理事として、毎日毎日被爆者の家庭を訪問して身近かな世話をした人である。

地味、堅実であるべき友の会のモットーである理念を忠実に実行している人であり、ミスター友の会とニックネームをおくりたい。

◎ 松井 淳氏

南高、有明支部長として、ここ数年、支部長をつとめられた、松井先生と言えば修身教科書の代名詞に使われていると言つても過言ではない。

友の会としてえがたい人である。

## 昭和六十年年度特別表彰者

◎ 磯 宅男氏

式見支部長として七百世帯をかかえた苦労は、並大抵なことではない。

それでも持前の勤勉・実直な人柄で地区住民のお世話をしているわけで、式見地区に特養ホームを造りたいと言うことが念願である。

○船山栄四郎氏

中尾支部長として、十年にもなるが、この人はもともと学徒動員の役員としてからなので、既に三十年近く原爆の仕事をしているわけである。被爆地区拡大の運動のときも、地区の指定のため、奮闘したのである。地区住民の信望も、又、厚いわけである。

○上園 好成氏

西町地区と言う、迷路みたいところに、西町支部を作り既に十数年にもなるわけである。

むづかしいところで仕事をするので、上園さんの人柄が生きてくると言うもの、この人も動員学徒の理事をつとめてからですから、被爆者のお世話も三十年になり、半生を被爆者に捧げたと言っても過言ではない。

○田中 源一氏

田中さんが、千々石支部長をされてから、十数年になるわけです。動員学徒のときからすると三十年にもなるのですから、千々石町では、被爆者の顔である。

近年病気がちですから、長生きして頂きたい。

○藤野 平造生氏

飽の浦支部の会計として、又、本部の理事として地区内の会員の身近かな世話役として、恰好な世話役である。

温厚篤実な人柄で、この人こそ先生と呼ばれてもふさわしい人である。元、小学校教師。

○近藤 近氏

近藤さんが支部長になられてから十年、一、〇〇〇世帯以上の長与支部をリードしておられる。むづかしい点多々あることと思われるが、町長を長い間つとめられた関係で、会員の信望もきわめて高い。

# 奄美大島に在住する被爆者について

私達、長崎県被爆者手帳友の会は、全国で一番多数の離島をかかえている長崎県において離島に在住する被爆者を救済するために15年間に亘り、全力をあげてその援護対策にとりくみました。

その結果、左記のとおり結果が出ました。  
戦時中、九州には、八幡製鉄を中心とする北九州工業地帯と、長崎三菱を中心とする長崎工業地帯とが存在しておりました。そのために、軍需工業のないところ程、徴用工、女子挺身隊が北九州、長崎市に動員されていきました。

私達、被爆者手帳友の会が五島、奄岐、対馬、北松、離島を原爆2法、援護法の説明会を実施したところ、援護法の遺族給与金、特別給与金、原爆特別措置法の認定手当、健康管理手当、保健手当の受給率が、本土地区の被爆者より極端に悪いため、本会としましては、地道に堅実に一件一件、今日までお世話をしてまいりました。意外なことに、離島地区が本土地区より重症の人が多く、そのために手数が多かったと思っております。

被爆者手帳友の会本部としては、県内に援護法、原爆2法がほぼ行き届いたものと判断しております。

そこで、奄美大島から長崎市に出動した人達は、一、〇〇〇名にのぼるものと予測しておりますので、このたび、本会役員四名派遣し、これらの人達に対して、左記により、原爆2法ならびに援護法の説明会をひらきました。

記

◎第一会場

- とき 昭和59年7月17日(火)午後1時30分
- ところ 名瀬市中央公民館2階会議室

◎第二会場

- とき 昭和59年7月18日(水)午後1時30分
- ところ 奄美大島 瀬戸内公民館
- 実施しましたところ、第一会場で一〇〇名程度出席があり、第二会場で30名が出席がありました。

ところが驚いたことには、被爆者手帳を所持していないものが70名程がありました。

又、認定患者に該当するような人も数人あり、友の会としては、原爆病院に入院させて認定患者の申請をすませ、手帳所持をしていない人には、被爆証明人を探す等、各種事務手続のお手伝いをしております。

いづれにしても、その処理に3年間はかかるものと思っております。

## 「84放射線被爆者会議」に参加して

長崎県被爆者手帳友の会

理事 深堀龍三

十月十二、十四日、サンフランシスコにて開催された「一九八四年放射線被爆者会議」に、原水禁国民会議代表として、十月九日より十月十七日までの日程にて友の会より派遣された。私の外に広島より一名参加。

会議の目的は、アメリカ及びマーシャル諸島の核実験等により発生した放射線被爆者の各グループが、一堂に会して、放射線被爆者の行政的な援護措置の確立と、現在進めている「補償要求訴訟」による裁判を有利に運ぶためのもので、これらの運動を通して核廃絶のための運動を展開することであり、国際的連帯を計る意味において、日本の被爆者の参加を求めて来たものである。

会議の主催団体は、

一、全米放射線協会(NARS)、被爆復員軍人(日本、核実験場、核実験場風下住民グループ、核実験場の労働者グループ、職場(研究所等)で被爆した民間人グループ、ウラン鉱山労働者グループ、マーシャル諸島の被爆者グループ、被爆者未亡人グループ。

二、非核太平洋ネットワークグループ。

三、在米被爆者友の会(長崎、広島で被爆した日系、朝鮮系の被爆

者の援護団体。この外、医師、法律家等のボランティア的な進歩グループである。

在米の放射線被爆者は、約一〇〇万人。

会議は、サンフランシスコのSEIV(労組ビル)に約二〇〇名を集め、予定どおり開催された。

初日(十二日)は、被爆者の記者会見が行なわれ、私は自からの被爆体験を述べたあと、次の要旨でメッセージを述べた。

「長崎・広島が体験した原爆の惨禍で、辛じて生きのびた私達被爆者と、核実験等により発生した放射線被爆者の皆さんとの連帯と交流をはかり、すべての被爆者の援護対策の充実のための運動を通して、核の真相を世間に知らせ、我々の子孫、すべての人類にこのような悲劇を再び味わわせまいよう、核廃絶の運動を積極的に展開しよう。そしてこの会議が成功裡にその目的を達成することを希望します。」

共同記者会見後、各マスコミよりインタビューを受け、また、参加した被爆者の人達との経験交流を深めた。

二日目、三日目は、全体会議、各分科会が開かれたが、分科会には私達は、法制化・ロビー活動に参加し、我々友の会の長年にわたる法制定、援護施策充実のための運動の経験等を説明した。大会は予定の議事を円滑に終了し、最後に大会決議が採択された。

会議終了後、NARSの事務局長で、今会議の共同議長であったドロシー・レガッタ女史は、感想としてこの会議は、予想外に多数の人々が参加し、大成功であった。来年も是非開催したいとの発言があった。

会議に参加しました各グループの代表者と面談した感想としては、長崎・広島の前被爆者以外、全米だけでも約一〇〇万人の核実験等による放射線被爆者が発生し、その後遺症により多数の人が死亡し、現在でも白血病、甲状腺ガン、多発性骨髄種等多数の患者が発生し、その後遺症に悩んでおることがよく理解出来た。

これに対し、アメリカ連邦政府はかたくなにアメリカには、放射線被爆者は存在しないと主張し、被爆者の補償要求訴訟に応ぜず、また行政的な援護措置を講じようとしていない。(ただし、例外として退役軍人に限り、甲状腺ガン、白血病のみ医療費を国が負担している。)

また、長崎・広島で被爆した約一、〇〇〇名の在米被爆者は、日本政府・厚生省より派遣された医師団の健康診断の受診のみで、その他の援護措置は全くなく、不安な日常生活を送っているのが現状である。

今回初めて全米の各グループの放射線被爆者が、一堂に会して会議が開催され、各グループの核による被害の実情が認識、理解され、その上に立って被爆者が連帯して補償要求訴訟、法的な援護措置の確立を目指す動きが出て来たことは非常に有意義であり、これを契機としてこの種の会議が継続的に開催されることの必要性を強く感じた。

我々日本の被爆者は、全米のみならず全世界の核実験等による放射線被爆者と積極的に連帯して、放射線被爆者の援護運動を強力に押し進め、その上に立って核の恐ろしさ、危険性を世間に知らしめることにより、人類生存のための、核廃絶と軍縮を全世界に訴え、恒久的世界平和確立のために原水禁の運動の輪を全世界に広げるべきである。

最後に、この会議へ参加の機会を与えて頂いた深堀勝一會長始め友の会員ご一同様及び関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

こんな人は困ります!!

原爆犠牲者慰霊平和記念式典の

外国人招待者の中味

友の会がクレーム

「原爆投下に参加したものは、たとえ僚機であっても、あの場合B 29二機飛来して、一機は原爆投下、一機はてい察機であったと思う。たとえ原爆投下をしなくても、補佐をしていたと思う。」

言うなれば、原爆投下の実行行為者を補佐した共同正犯人であると私達は思っている。ですからレオナルドチェシアーさんがしいてめい福を祈りたいと思うならば、公式の行事がすんだのち、そつとまいつてもらいたい。

遺族・被爆者の心情はそんなにもわかりがよいのではない。又単純なものではない。のです。

ちなみに原爆投下されてから既に四十年を経過した今日でありますが、今年七月には七百米の至距離で、かろうじて生き残っていた私の伯母も白血病で死亡しました。その他にも未だに、後遺症のため発病し、苦しんでいる友人、知人が無数におります。

聞くところによればレオナルドチェシアーさんは、チャーチル英首相の命を受けて搭乗し、長崎原爆の惨状を知り、その後のアトリ―首相に「イギリスも原爆を製造するよう」に進言したとのこと。

又、今日に至るまでの核抑止論者であると新聞で伝えておりました長崎市の原爆犠牲者慰霊平和記念式との名称・目的として果して公式の代表としてふさわしいものであるか市民の良識に問いたいと思います。

つぎに、式典は中曽根首相も出席され又、海外代表者の顔もみえ参列者二万二千名を越える等にぎ／＼しい限りであるが……。

式典の内容をみると近年お祭りの要素がわきだつてめだつようになつたが、これも風化だと言われれば、それまでですが。

遺族、被爆者は、にぎにぎしくなればなる程違和感をいだくようになるのかもおかしな心境であるが、事実だと思ひます。

願わくば八月九日は、拾万余に及ぶ犠牲者のめい福を祈り、静かに一日を送りたいと念じている私達遺族、被爆者の心情を当局は配慮して頂きたい。

昭和六十年四月五日

# 人間の意識革命を急げ!!

これからの時代は、武力で敵を屈服させることは、出来ないことである。

紛争は、すべて正義と真理にもとづいて解決すべきである。かりにある特定地域において紛争が起きても、世界には多数の核兵器を保有する国があるので、核兵器発射のボタンが押されることになるのである。そうすれば、これが、他の地域に波及するのである。

人間の意識革命をしなければ、これからの人類は、生きていくことは出来ない。

日本、アメリカ、ソ連など国の利益を考えて行動するときは五十年前の発想である。

今や人類が核兵器時代をどのようにして生きるかが、人間のえいちである。

そうすれば、一国の利益云々することがいかに視野の狭い考え方であろうか……。

これからは、人類の生存のために、人類の共存のために、人類の繁栄のため、視点をかえて、生きていかねば、この地球上に生き続けることは出来ないのである。

宇宙船にのって、地球をはるかかなたよりみることができた宇宙飛行士達は、"なんで、あのちっぽけな地球であらそつている人間どもの社会を馬鹿な"と思ったことでしょう。

住所 地球国○○州○○市○○町○○番地

氏名 ○○○○

このような時代がやく実現されねば人類は、この地球上に生存するが不可能である。

救急告示病院

医療法人  
光善会

百合野病院

内科・外科・整形外科・婦人科  
放射線科リハビリ(基準承認施設)

長崎市外時津町元村郷



# 旧矢上自動車試験場 救護所について

旧矢上村自動車試験場において、原爆が投下され、負傷した被爆者数百名が、国道三十四号線ぞいの、公的機関の第一関門である試験場に立ち寄り、介護を受けたものである。

その際附近の婦人会員五十名程度の人が負傷者の救護に当り、水を飲ませたり、包帯をしたり、洗濯ものを洗い、等をしたのでした。そして、昭和五十六年に長崎市役所に申請をしたのですが、却下され今日に至ったのでした………

この間、市役所側は、証人をたてた人達に証人からおろさせる等、公務員としてあるまじき行為をした。友の会としては、再三、再三反省を促したが、市役所側の例によつての言葉“受けて立つ”との一点張りであった。

これでは、止むを得ないとの判断で、友の会は訴訟にふみきつたのである。

全国初の行政訴訟と言うが何故はじめてだろうか役所側に不満はないのだろうか。

それはとりも直さず訴訟には金がかかるし、又、勇気がいるからである。

最大の原因は被爆者団体が弱いからである。何も好んで争そう必要はないが、戦うべきは、戦はねばならないのである。

又、平和運動団体は、反権力斗争を恐れては大衆のニーズを満たすことができない。

ゆたかな暮らしの  
お手伝い

優良品が豊富で安い  
**S 東美**

長崎・浜町

お料理は、やっぱり  
中華料理ね!!

## 宝来軒

(別館も含む)

- ◎ 結婚式・法事・同窓会・各種パーティを格安で奉仕させていただきます。
- ◎ お料理は、お1人様 3,000円から

長崎市平野町

不代

友の会、動員学徒犠牲者の会を通じて御申込下さい。